

化のため、中小企業の技術力、経営力の目つき人材の育成及び中小企業支援ファンドの拡充等が必要であること、多摩地域の産業活性化に向けた産官学及び金融機関との連携が進められていること、地域の景気認識と金融機関の融資姿勢に対する中小企業の実感を踏まえたより一層の政策的対応が必要であること等の意見が述べられました。

次いで、各委員から陳述者に対し、中小企業金融の円滑化に対する従来の資本増強の効果と今後の資本増強制度が機能するための条件、政府案において合併を伴う場合と金融機関単独の場合の結果責任に関する要件の違いがモラルハザードを招く懸念、信用金庫業界から見た都銀の融資姿勢に対する印象、信用金庫が地域経済に果たす役割、信用金庫のリスク対応と地域経済への貢献との整合性のとり方、リスク対応力を高めるための信用金庫としての取り組み、ペイオフ解禁を控えた信用金庫のマーケットリスクへの対応、金融検査に対する信用金庫の実感、DDSの活用に向けた取り組みとその問題点、政府系金融機関の存在意義、地元の伝統的な中小企業の状況、研究開発型企業の資金調達の実態とその多様化のための方策等について質疑が行われ、満りなく全部の議事を終了した次第であります。

以上が概要であります。

会議の内容は速記により記録いたしました。詳細はそれによって御承知願いたいと思いますが、速記録ができましたならば、本日の会議録に参考として掲載されますようお取り計らいをお願い申し上げます。

なお、現地会議の開催につきまして、地元関係者を初め多数の方々の御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表し、報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○田野瀬委員長 以上で派遣委員からの報告は終わりました。

ただいま報告のありました現地における会議の

記録は、本日の会議録に参照掲載することに御異議ありませんか。

○田野瀬委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔会議の記録は本号(その二)に掲載〕

○田野瀬委員長 引き続き、お詣りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事三谷隆博君、日本銀行理事白川方明君の出席を求め、意見を聴取ることとし、また、政府参考人として金融庁総務企画局長増井喜一郎君、金融検査局長佐藤隆文君、金融監督局長五味廣文君、内閣府産業再生機構担当室長江崎芳雄君、総務省行政局選挙部長高部正男君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田野瀬委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○田野瀬委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 民主党の五十嵐文彦でございます。

理事会等の皆さんには、地方公聴会に出張しての調査、御苦労さまでございました。

全員の調査でありませんでしたので、ぜひその調査の速記録ですか議事録を詳細に検討させていただきます。

ただいて、そしてまた、この法案審議中にそれについて審議させていただきたいな、こう思つておられます。それは、委員長、お取り計らいをいただきたいと思います。

○田野瀬委員長 理事会で検討させてもらいます。

○五十嵐委員 本日は、金曜日に予定をされたりました。お詫びましたので、その通告であつた分等を質疑させていただきたいんですが、その間に

事情がいろいろあります。まず、それ以降なぜとまつたかというのは、御存じのとおり、例の日本歯科医師政治連盟、連合会ですか、日歯連と云われるものですけれども、その日歯連の疑惑、これは中医協をめぐって、私も昔、中医協を取材したことがあるんですが、支払い側と診療側と第三者の学識経験者の三者が話し合つて診療報酬を決める、こういう仕組みになつているんですけど、それが支払い側ともう診療側とが贈収賄関係にあって、実は不正な結果が導き出された、それに中立的であるべき社会保険庁の長官がかんでいたという大変な疑惑の事件であります。これによって、ある意味では利益、利得を得ていた日本歯科医師政治連盟の方は、政治献金を多額に関係議員にばらまいた、こういう疑惑が出ていているわけでござります。

これは大変重大な問題でありますので、これについては各委員会とも最初に行われる委員会で、そうした閣僚等について、できれば全員について、閣僚、副大臣、政務官について、その日歯連の献金の状況についてまず最初の機会に聞いてください、実はこういうお話をあります。私はそのの党の方針に従つてお尋ねをしなければならないと思うわけです。

そこで、谷垣財務大臣にお尋ねをいたすわけでありますが、日歯連、日本歯科医師政治連盟等から金品の收受がありましたからお伺いをしたいと思います。

ただ、私の選挙区の歯科医師の方と食事をしたことはございます。私の後援会にも歯科医師はいらっしゃいますので、食事をしたことが、いつのこととは記憶がございませんが、あつたと思いま

○谷垣国務大臣 日本歯科医師政治連盟の方と食事をしたということは、歯科医師政治連盟と食事をしたということとはなかったと思います。

ただ、私の選挙区の歯科医師の方と食事をしたことはございます。私の後援会にも歯科医師はいらっしゃいますので、食事をしたことが、いつのこととは記憶がございませんが、あつたと思いま

○五十嵐委員 確認ですが、今のは、そうすると、中央センターとしての日本歯科医師政治連盟との話だけであつて、それぞれの御地元に歯科医師会というのがあつて、それぞれが政治連盟の支部を実はつくつてしているわけですね。その支部レベルではこういったものは全くないという理解でよろしくうござりますか。

○谷垣国務大臣 ちょっと、きょうそこまで私準備してきておりませんので、日本歯科医師政治連盟としては、先ほど申し上げたとおりであります。

○五十嵐委員 そうすると、日本歯科医師政治連盟の分についての御回答は、今の御回答で責任をお持ちになるということでおろしうござりますか。

それから、地元の政治連盟の分については、これから調べてみないとわからないので、もし

二年二月でございます。それから、平成十三年が五万円、これも十三年の二月でございます。平成十四年が十万円、これはやはりこの年の二月でございます。

平成十五年以降につきましては、今回御質問がついて、私どもで調査しましたけれども、私ども把握できている限りで、日歯連から平成十五年以後はこういう資金提供を受けていないということございます。また、利益供与のようなものもございません。(発言する者あり)

○五十嵐委員 今ちよつと声がありましたが、その他、選挙の陣中見舞い等供与、供應、一緒に食事をしたとか、そういうことも、記憶にあります。また、利益供与のようないいとこでござります。

○五十嵐委員 今ちよつと声がありましたけれども、その他の、選挙の陣中見舞い等供与、供應、一緒に食事をしたとか、そういうことも、記憶にあります。

ただ、私の選挙区の歯科医師の方と食事をしたことはございます。私の後援会にも歯科医師はいらっしゃいますので、食事をしたことが、いつのこととは記憶がございませんが、あつたと思いま

○谷垣国務大臣 日本歯科医師政治連盟の方と食事をしたということは、歯科医師政治連盟と食事をしたということとはなかったと思います。

ただ、私の選挙区の歯科医師の方と食事をしたことはございます。私の後援会にも歯科医師はいらっしゃいますので、食事をしたことが、いつのこととは記憶がございませんが、あつたと思いま

○五十嵐委員 確認ですが、今のは、そうすると、中央センターとしての日本歯科医師政治連盟との話だけであつて、それぞれの御地元に歯科医師会というのがあつて、それぞれが政治連盟の支部を実はつくつてしているわけですね。その支部レベルではこういったものは全くないという理解でよろしくうござりますか。

○谷垣国務大臣 ちょっと、きょうそこまで私準備してきておりませんので、日本歯科医師政治連盟としては、先ほど申し上げたとおりであります。

○五十嵐委員 そうすると、日本歯科医師政治連盟の分についての御回答は、今の御回答で責任をお持ちになるということでおろしうござりますか。

それから、地元の政治連盟の分については、これから調べてみないとわからないので、もし

た場合はお知らせいただけるということでおろしゅうございますか。

○谷垣國務大臣 日本歯科医師政治連盟の件に関しては、先ほど申し上げたとおりであります。地

元の問題はちょっと調べてみたいと思っております。

○五十嵐委員 わかりました。谷垣大臣については以上でございますので、どうぞ、もう結構でござりますので、ありがとうございました。

それでは、本論の方に入りたいと思つてますが、本論の前に、まず、最近、新聞でちょっと気になつたことがあるものですから、竹中大臣にお尋ねをいたすんですが、郵政民営化準備室というのがで

き、その副室長に高木金融府長官のお名前が取りざたされている。それについて、閣議後の記者会見でしようかその懇談でしようか、竹中大臣の方から、専任でないと無理ではないかみたないなお話があるようなんですが、最初兼任というお話を伝わり、一方では大臣のお言葉として専任でないというお話を、これは果たしてどちらが正しいのでしょうか。

○竹中國務大臣 御指摘のとおり、これは月曜日に官房長官の方から、四月二十六日付で内閣官房に郵政民営化準備室を設置すると正式に話がありまして、それで、今後、諸会議が取りまとまつた郵政の民営化の具体案及びその後の法案の作成作業を行う、そのためにつくるというふうに言つた。そして、人事としましては、同室の室長には渡辺好明氏、副室長に前総務省総務審議官の鍋倉真一氏、そして金融庁長官の高木祥吉氏に就任していました。そして、高木氏には、当面金融庁の長官を兼務していただくというふうな発表がなされました。

これは、内閣官房の人事、内閣官房でお決めになることでございますので、今回の人事そのものについて、私は内閣府の特命担当大臣でありますのでコメントする立場にはないわけでありますけれども、官房長官が当面併任と発表されておられますので、私、金融担当大臣であり、またこの諸

間会議を担当して郵政民営化の具体案を取りまとめる担当大臣である私としても、そのように受けとめております。

お尋ねの、記者会見でいざれこの作業が大きくなつてくる段階で仕事が多くなるのではないかと御質問に対しましては、いずれそういうことに御専念をいたしかねなければいけない時期が来る、そう考えるのは自然ではないだらうか、これ

は私なりの印象として申し上げました。

○五十嵐委員 金融は、しかし、今大変な時期に来ておりまして、片手間でできるような問題を含んでない私は思うんですね。まさに郵政民営化も金融問題の一環でもあります。そういうお立場でお入りになるということであろうと思いますが、金融自体が今大変いろいろな問題を含んでいて、改革をしなければいけない時期でありますので、専任か兼任かというのは中途半端に続くといふのはよくない。兼任でいられるなら、いつまで兼任で、そこから先は専任だというようなことをむしろはつきりさせるべきで、竹中大臣がそういうふうなお考えであれば、これは来るべき、例えばこの国会が終わつて本格的に、郵政の民営化の仕事も本格化する、あるいは金融庁の次の国会に向けてのいろいろな活動が活発化する時期に、それはきつちりと明確に、身分、待遇がはつきりされる方がいいと思うんですが、重ねてお伺いをいたしたいと思います。

○竹中國務大臣 御心配をいただきまして、大変ありがとうございます。

兼任というのは確かに大変であります。私も、金融と経済財政兼任を言われて、これは大変だと思つて、確かに大変でございます。特に、金融庁長官というのは大変重い仕事でございますし、今回準備室の室長の仕事も大変重い。しかし、準備室は、まだウォームアップの段階で、これは次第に仕事がふえていくという段階でございますので、確かに、兼任は大変でありますし、それぞれの職責も重いということは、今委員御指摘のとおり、私もそのとおりだと思っておりますので、そ

こはしっかりと見きわめて、また、総理、官房長官とも御相談をしながら、しっかりと仕事をしていただけるような環境をぜひつくっていきたいと思っています。

当面、しかし、兼務として高木長官にはぜひしっかりとお仕事ををしていただきたいと思つております。

○五十嵐委員 それでは、前から積み残しになつておる質問に移りたいと思いますが、まず最初にカネボウの問題を取り上げたいと思います。

私の方がカネボウの方のカネボウティック並びにカネボウグループの資料を、事業再生計画を提示いたしまして、この委員会で、その中にはつきりと実は四百七十億円の欠損があるという数字が出ていますということを申し上げました。その後、いろいろな報道でその欠損の中身のことについても随分出てまいりました。

一つは、これは化粧品事業ではないんですけども、犯罪に近いといふかほとんど犯罪だと思つたのですが、アクリルの関係の取引企業、ほとんど子会社ですね、そのことの間である意味では架空の取引があつて、そして、代金を徴収しないままになつて、それが巨額に上つてゐるという話がありました。それを入ると相当な実は債務超過になります。

おまけに、もうかつていると言つてはいるはずの化粧品事業についても、実は、在庫は不良在庫をお店の方に戻す形で隠しておつた。まだ売れていたという形で価値があるものとしてカウンタントを販売しておられたというふうな粉飾が疑われてゐる。したがつて、カネボウについては、今新経営陣が粉飾があつたのかなかつたのかということを厳しく調査するということになつております。

その中で、産業再生機構の方では、粉飾をこの際明らかに、あつたのかなかつたのかはつきりしてほしい、ここで隠して粉飾が後で見つかるようだったら、これは産業再生機構はもう手を引きます、こういうことになつてゐるんですね。しかし、私もそのとおりだと思っておりますので、そ

最初に全部明らかにしてくれるのであれば、それは引き受けますよ、こういう方針だというふうに報道されているんです。それでよろしいんでしょうか。

その場合に、粉飾の程度によらずに引き受けるのか、あるいは、再生可能性が薄いと思われる化粧品以外の事業を取り込んで丸ごと再生事業として引き受けるのか、むしろ切り離して助かる見込みのある事業だけを再生させるということになるのか、その方針をお伺いしたいと思います。

○江崎政府参考人 御答弁申し上げます。

機構がカネボウの支援に対しましてどのように対応をするのかとすることでございますが、現在、機構は必要な資産査定等の調査を行つておる段階でございます。この結果によりまして判断をするということです。

カネボウの過去の経理処理につきまして、その調査にカネボウの現経営陣がどのように対応するのかのみで判断されるものではありません。カネボウの現経営陣がどのように対応するのかのみで判断されるものではないということです。

片や、カネボウの現経営陣の機構に対する協力、これがございませんと、しっかりとした事業再生計画を策定するということは困難でございます。ひいては、支援を継続するということも困難になるということは言つまでもなかろうかと思います。機構といたしましては、こうした考え方をカネボウの現経営陣に伝えておるところでございます。

なお、機構といたしましては、四月の十九日でございますが、カネボウが委員会を設置してみずから調査に乗り出すということを発表されました。これに対しまして、現経営陣の自浄作用が働いているというふうに評価をしておりまして、現経営陣の機構に対する協力姿勢についても評価をしています。

○五十嵐委員 ひどく甘い話なんですね、それは。要するに、国民の側から見れば、産業再生機構がその再生事業に乗り出すという時点で、そこはもつと厳しく判断をもともとされなければならなかつたのではないか。これはメーンバンクも承

知していたはずだと私は思いましたし、細かい部分については旧経営陣が隠していた部分もあるでしょうけれども、しかし、かなりの部分はつかめていますね。

今、新経営陣が自浄作用が働き始めているからそれを見ればいいんだというのではとても甘い、国民の目から見れば粉飾企業を助けるのかということがあります。そうなりませんか。粉飾してでたらめやつていた企業を助けるのか、国民のお金で、ということになるじゃありませんか。

ですから、大まかな方針は今の時点でもある程度判断されなければならない。今のお話だと、丸ごと、再生見通しのない、粉飾を重ねていて大幅な債務超過の可能性のある化粧品事業以外の事業もまとめて助けることも大いにあり得るという判断でおやりになっているということです。

○江崎政府参考人 一般論としてお答えをさせていただきたいと存じますが、ある企業の過去の経理処理が適切であったのかどうかという問題と、当該企業が営む事業が再生可能か否かという問題は、別の問題であろうかというぐあいに認識をいたしております。

機構といたしましては、過去の経理処理の適切性、これで即支援を判断するということはございませんで、機構法にのつとりまして、各事業の再生可能性の有無、これで支援の可否を判断するというぐあいに認識をしてございます。

○五十嵐委員 だから、それは程度問題でしょうかと言っているんですよ。めちゃくちやに粉飾に粉飾を重ねて大幅な債務超過だったら、再生のしようがないというのが当たり前じゃないですか。だから、再生の見込みがないところまで助けるのかという質問をしているんですから、過去どんなに粉飾していくも再生の可能性があればいいんです。という答弁は、もともとが矛盾しているんです。成立しない議論なんですよ。そう思いませんか。私が言っていることは間違いですか。

○江崎政府参考人 カネボウにつきましては、化

粧品事業以外いろんな事業を行ってございます。これらにつきましては、現在、機構が大変厳格な資産査定、その他もろもろ必要な査定、調査を行つておる段階でございまして、この調査結果を踏まえて事業再生計画の詳細を確定するということでござります。

一般論として申し上げれば、幾つかの事業部門がございましても、中にはとてもキャッシュフローが回らない、利益が上がりないと、いうものもござります。そういうものは例えば撤退をするとかほかへ売却をするとかいろんな形で処理をする、事業再生の見込みがある事業、それを再生とう形で残していくというのが一般的な姿でございます。

○五十嵐委員 何度か佐藤副大臣においていただきたんですが、全然らちが明かないんですね。私どもは、銀行側も理解をしている、そして、カネボウ株式会社自身が認めているこの事業再生計画の中にも、化粧品事業ですら四百七十億円の欠損金がある。四百七十億円、大きいですよ。この数字を示して、化粧品事業ですらこれだけの欠損がある。そのほかのものは、これはもう膨大な債務超過になるじゃないか、こういうことを指摘させていただいている。

それからもう一つ、昨日の委員会で私は指摘させていただきましたけれども、なぜカネボウが花王との取引がほとんど決まりかけていたのがだめになつたのか。これについては、一方では労働組合が反対したからという説がかなり出ているんですけど、実はそうではなくたったという証拠を私ども

の調査活動によつて手に入れました。それはさう聞いたことがございませんので、承知しております。

○五味政府参考人 御説明をいたします。

管財人リスクという言葉は、私どもはちょっと聞いて三井住友銀行と何らかの協議なり調査なりをしたかどうか、お伺いをしたいと思います。

○五十嵐委員 だから、それは程度問題でございませんで、機構法にのつとりまして、各事業の再生可能性の有無、これで支援の可否を判断するといふぐあいに認識をしてございます。

○五十嵐委員 だから、それは程度問題でございませんで、機構法にのつとりまして、各事業の再生可能性の有無、これで支援の可否を判断するといふぐあいに認識をしてございます。

○五十嵐委員 だから、それは程度問題でございませんで、機構法にのつとりまして、各事業の再生可能性の有無、これで支援の可否を判断するといふぐあいに認識をしてございます。

○五十嵐委員 だから、それは程度問題でございませんで、機構法にのつとりまして、各事業の再生可能性の有無、これで支援の可否を判断するといふぐあいに認識をしてございます。

○五十嵐委員 いや、私どもたつて管財人リスクなどという言葉は知りませんでしたよ。さのう、東京三菱の三木頭取にもお伺いしましたけれども、三木頭取も管財人リスクなんという言葉は聞いていたかもしれませんね。つまり、聞いたことがないということ 자체は、もちろん私の造語ではありません、ですから、完全に三井住友銀行で使いになつてある固有の表現であつて、これはまさに、逆に言うと、自分たちは知つていて、粉飾を知つていて目をつぶっていた、あるいは共犯関係にあつたということを白状しているのと同じことなんですね。私はそう思います。

その証拠に、最近、三井住友銀行から聞こえてくるのは、今、産業再生機構が、江崎さんがおつしやつたとおり、どうにも再生のしようがない事業部分については切り捨てるということになりますから、清算をするということになる。

そのときに、当然、欠損が出るわけですから、これを債権はどうやって分担をするか、債権放棄するかという話になつてくるわけですが、プロラタ方式で融資の比重に従つてやるのが清算ではありますれば、これはコンプライアンス体制なりあるいは信用リスクの管理体制ということから問題

くはすなのに、なぜだめになったかというと、三井住友銀行、メーンバンクの方で、切り捨てられる、すなはち、これは再生見通しがほとんどありませんか。

そうすると、管財人が入つて清算されることになると、管財人が、なぜそこを切り離して、債権者にお金を返さなきやいけないのでもうかる部分だけいいとこ取りをしてとられてしまうのか、

過去の決算でどういう関係になつてているのかを調べることによって、過去のグループ全体の粉

べなきやいけない、当然調べられる、その管財人が調べることによって、過去のグループ全体の粉

があるということになりかねませんから、そういうことであれば、法令に基づき適切な対応はしなければいけません。

本件に関しては、三井住友銀行から今申し上げたように聞いておるところでござります。

○江崎政府参考人 機構の仕組みでござりますが、機構は、あくまでも支援を要請するメーンバンク等、それから事業者からの申し込みがありますして初めてその事業再生を手がけられるということがございます。

それはこういったメーンバンク等や事業者の判断にゆだねられているということをまず御理解をいたさたいと思います。

今回、カネボウの件が機構に持ち込まれましたのは、民間での交渉がうまくいかなかつたためでありますと認識をしてございますが、その間の事情につきましては承知をしておるところではございません。

ただいま、カネボウの件が機構に持ち込まれましたにも働いてしまうんだと。

私、初めて聞いたんですが、管財人リスクといい表現で、実はそこが花王への切り離し売却が難しくなつた、それは三井住友銀行も理解して、むしろ三井住友銀行が主導をして花王への切り離し売却を断念させたというようなことに私どもの調査ではなつてあるわけであります。

この管財人リスクといふことについて承知をして三井住友銀行と何らかの協議なり調査なりをして三井住友銀行と何らかの協議なり調査なりをしたかどうか、お伺いをしたいと思います。

○五十嵐委員 いや、私どもたつて管財人リスクなどという言葉は知りませんでしたよ。さのう、東京三菱の三木頭取にもお伺いしましたけれども、三木頭取も管財人リスクなんという言葉は聞いていたかもしれませんね。つまり、聞いたことがないということ 자체は、もちろん私の造語ではありません、ですから、完全に三井住友銀行で使いになつてある固有の表現であつて、これはまさに、逆に言うと、自分たちは知つていて、粉飾を知つていて目をつぶっていた、あるいは共犯関係にあつたということを白状しているのと同じことなんですね。私はそう思います。

その証拠に、最近、三井住友銀行から聞こえてくるのは、今、産業再生機構が、江崎さんがおつしやつたとおり、どうにも再生のしようがない事業部分については切り捨てるということになりますから、清算をするということになる。

そのときに、当然、欠損が出るわけですから、これを債権はどうやって分担をするか、債権放棄するかという話になつてくるわけですが、プロラタ方式で融資の比重に従つてやるのが清算ではありますれば、これはコンプライアンス体制なりあるいは信用リスクの管理体制ということから問題

たら具体的なことを教えていただかなければ、逆に風評リスクが高まるんじゃないですか。

○佐藤政府参考人 検査は、結果が取りまとめられましたら速やかに通知をいたします。

それから、特別検査でございますけれども、今行っておりますのは十六年三月期の決算に向けた特別検査でございますが、UFJ銀行を含む全主

要行に対しまして、一齊に、本年一月二十七日に予告をいたしましてスタートをしておりまして、現在、まだ継続中でございます。もともとの趣旨

が、十六年三月期決算に反映をしてもらうという目的でやつておりますので、銀行サイドにおけるミングで結果通知をするということでございま

す。

○五十嵐委員 今、そうすると、特別検査については、まだよその銀行も含めて継続中なんだとお話をでした。通常検査については、これだけ時間がかかるんですから。今、出口協議中で、銀行にとって不利益な検査結果を通知しようとしたから、それに対して意見が合わないで出口協議中と、こういうこととていいわけですか。

○佐藤政府参考人 通常検査はまだ現在継続中でございまして、一般論として申し上げますと、出

口協議で、銀行側あるいは検査を受けた金融機関の側が別の見解を持っているということで、その出口協議が長引くというような形にはなりません。

一般的には、出口協議を終えまして、なおかつ、銀行の側が検査班とは別の見解を持っていて、それでは承諾できないという場合には、意見申し出制度というのがございますので、意見申し出をしてくるということがあるかと思います。

○五十嵐委員 ということは、今一般論としてお話しになられましたけれども、明らかに出口協議は終えたんだけれども意見申し出が行われている、それによって長引いているというふうに、今の御答弁は一般論でありますけれども、読み取れ

るんですね、前後関係をつなげて言うと。

しかし、先ほど言いましたように、もう一つお答えがいただいていないのは、我々の調査では実は一兆二千億円に及ぶ巨額の開示債権不足、開示不足というのがあつて、その引き当て相当額は七千七百億円に及ぶ。これは巨大な損失、損失とは言えないけれども、数字でありますから、大和銀

行のニューヨーク支店事件と同じよう、これは特別な案件なんですね。すなわち、これは投資家に速やかに開示をしなければならないような種類の案件だと私どもは思うわけです。

そういう観点からして、これはタイムリーなディスクロージャーが必要だというふうに判断しますが、先ほどからのお話にもありますように、タイムリー・ディスクロージャーについてははどのようにお考えになっているのか、竹中大臣から伺いたいと思います。

○伊藤副大臣 タイムリー・ディスクロージャーの制度につきましては、証券取引所の適時開示規則に基づいて、上場企業一般に対する日常的に発生する重要な会社情報適時適切かつ公平に開示することが義務づけられている制度でございます。

○五十嵐委員 全然答えになつていませんが、このことを言つているんでしよう。意味がわかりませんか。

行政として、今のようなやり方じゃタイムリー・ディスクロージャーにならないじゃないかといふことを言つているんでしよう。意味がわかりませんか。

要するに、一年前の調査の結果がまだ出てこないというようなことではタイムリー・ディスクロージャーにならない。しかも、タイムリー・ディスクロージャーに相応するような巨額の開示不足とかあるいは引き当て不足という問題なのではあります。その微調整はあるかもしれませんけれどもね。そうでなければ、今回の特別検査等の出

口協議でも、中小企業向け貸し出しの未達を、私どもの調査範囲では、出口協議の中でもUFJ側に金融庁がお伝えになつてはいるはずなんですね。ですから、それはある程度のことは把握をされてはいるはずなんですが、また、日銀自体は貸し出しの全体の数字が出ております。その数値が達成できたかどうかといふお話をことであると理解させていただきますが、これは決算の計数というのが出ました後で具體的な確定作業をする必要があります。

と申しますのは、中小企業向け貸し出しの実績値と申しますのは、例えば貸出金償却をしたとか、あるいは流動化をしたとか、そういうふうな要ります。

○五十嵐委員 いや、仮定じゃないんですよ。仮定だとしても、そういうケースがあった場合に対応できないじやありませんかという、これは仮定不足というのがあつて、その引き当て相当額は七千七百億円に及ぶ。これは巨大な損失、損失とは言つていいんじゃないですか。何を言つているんですか。

○伊藤副大臣 先ほどから御答弁をさせていただき

ておられるように、証券取引所の適時開示規則に基づいて、そして、上場会社一般に対する日常的に開示する重要な会社情報を適時適切かつ公平に開示することが義務づけられているわけであります。

で、それに基づいてタイムリー・ディスクロ

ージャー制度というものが行われるということであります。

○五十嵐委員 意味がわかつてないですね。金

融庁の検査にタイムリー・ディスクロージャーとい

う仕組みが入っていないじゃないかということを

言つておられるんでしよう、私が質問の意味が全然

わかつてないんじゃないですか。いいですよ、こ

れはとめていいけれどもまた後で重要なあれも

しますから、いいですよ。だめだよ、そんな答弁

しているんじや。

それから、ほかの要件は、確かに決算役員会を開かないとあれかもしれないけれども、中小企業

向けの貸し出し目標の達成度というようなものに

ついてはもうおわかりになつてはいるはずだと思

うんですね。日銀で統計が出ているわけですから、

個別にもおわかりになつてはいるんだろうと思いま

すが、出していただけますか。

○五味政府参考人 御説明を申し上げます。

中小企業向けの貸し出し、これは、おっしゃつ

ておりますのは、資本注入行が健全化計画で目標

として掲げている数値が達成できたかどうかとい

ふお話をことであると理解させていただきます

が、これは決算の計数というのが出ました後で具

体的な確定作業をする必要があります。

と申しますのは、中小企業向け貸し出しの実績

値と申しますのは、例えは貸出金償却をしたとか、

こう思いますが。

○五味政府参考人 御説明をさせていただきます。

因、こういった影響を除外して実勢ベースで算定していく。もちろん、目標もそういう実勢ベースで提示をされているわけです。この確定作業が必要なものですから、決算の数値が出て即出るというものではないということがありますが、決算を言つてはいるんじゃないですか。何を言つているんですか。

十六年三月期の中小企業向け貸し出し実績値と申しますのは、決算が出た後のこうした確定作業が必ず出ることで、現時点では難しゅうございまして、履行状況報告というのは銀行から出てまいりますが、それで確認をされ、公表もされるということになります。

ちなみに、平成十四年度ですと、履行状況報告が最終的に公表されましたのは八月七日になつておられます。もうちょっと早くした方がいいというのは、私の理解では、ございますが、そんな状況になります。

九月期は、もちろん、三月期の目標に対して半

年たつたところでどうかというものは出ておりま

すが、これについては、目標との乖離がかなりある

場合には報告徴求であとの半期でどういう取り組

みをするのかということを報告をいただいてい

る、こういう状況でございます。

○五十嵐委員 や、生の数字は出ているはず

なんですよ。その微調整はあるかもしれませんけれどもね。そうでなければ、今回の特別検査等の出

口協議でも、中小企業向け貸し出しの未達を、私

どもの調査範囲では、出口協議の中でもUFJ側

に金融庁がお伝えになつてはいるはずなんですよ

ね。ですから、それはある程度のことは把握をさ

れてはいるはずなんですが、また、日銀自体は貸し出しの全体の数字が出て

いるわけですから、私は、達成できるかどうかと

いう判断は現時点で十分できる、大体、決算取締

役会が今週中に開かれるはずのところまで来てい

るわけですから、数字が出ていないはずがない、

今、UFJ銀行に対する検査で数字がある程度把握できているはずというお話をございましたが、この部分は、実際に検査でどういう内容のことをしていくかということは、私、担当でもございませんし申し上げるわけにはいかないと思いますが、通常検査は十五年三月期を対象にしておりますが、十六年三月期は特定の大口先についての特別検査だけを実施しておりますので、まだ検査までそういうことが把握できるという状況ではないということをございます。

の一番右の「内代表権」「天下りなし」は、「第一地銀」のところに上げていただきたいと思います。これを見ますと、都銀、いわゆる大手行は、大蔵、日銀からの再就職はほとんどなくなつてはきていると見えますが、地銀、第一地銀は相変わらずの数字と言えるわけでござります。大蔵省、日銀から、それぞれ金融検査あるいは日銀検査をする対象の銀行に再就職をするということは、こういった検査、検査が甘くなるというふうに考えられますが、それぞれこの御認識をお答えいただきたいと思います。

○山本副大臣 武正委員御指摘のように、財務省、日銀から地銀、第一地銀へ天下ることによりまして金融検査等が甘くなつて問題ではないか、こういう御指摘でございますが、そういうことがあつてはならないという立場でございます。

そして、公務員の再就職につきましては、いわゆる天下り問題として先生御指摘のような議論があることを真摯に受けとめまして、権限を背景と

はきちつとやっているというふうにぜひ御理解を
いただきたいと思います。

ただ、今副大臣の話にもございましたように、
そもそも職員の再就職についてはいわゆる天下り
問題として議論がある。このことは我々も真摯に
受けとめなければいけないと思つております。そ
の意味では、今後とも、職員の再就職に当たつて
は、国家公務員法の枠内で適正に対処していくと
いう決意であります。

○三谷参考人 今のお尋ねの日本銀行の考查と再
就職との関係でありますけれども、そもそも、日
本銀行の考查自身、決済システムの円滑かつ安定
的な運行の確保を通じて信用秩序の維持に資する
という中央銀行の重要な使命を果たすための手段
でありまして、その際、何よりも大事なのは、や
はり金融機関の経営内容の実態を正確に把握する
ということであると考えておきます。

そうした意味で、日本銀行に過去在籍していた
者が参考先にいるからといいまして、当該金融機
関に対する考查に何らかの甘さが出るとか、そう
いうことはないよう厳正にやってきているところ
でございます。

また、再就職そのものにつきましても、日本銀
行の場合は、個人の裁量とか能力を胡寺して外部か
らの意見、個人の裁量とか能力を胡寺して外部か

当大臣にどういうような御議論もありまして、それは今何か内閣府の方へ一括しようというような御議論もあるようあります。私は、人事院のチエック機関としての役割は重いものがあるのですで、やはり天下り承認についても人事院の役割は強化するべきであって、それをいたずらに和らげるべきではないというふうに思っております。

その人事院の承認の件で、平成十三、十四、十五年を見ますと、これは財務省の分であります。人事院承認十件中四件が信用金庫、そして、財務省承認分九十九件中十一件が信用金庫、平成十四年は人事院十件中二件、財務省四十六件中八件、平成十五年は人事院十三件中三件、財務省五十一件中五件ということで、先ほど帝国データバンクの資料は地銀、第二地銀ということを挙げたんですが、実は、信金への再就職が人事院の年次報告でもかなりの高い率で出てきているということですございます。

これについて、お手元の方に、先ほどの資料、一枚目に書かせていただいております。これは金融厅さんからの御返事でございます。

実は、三月三十一日、民主党の部門会議において、このたびの法案は特に地域金融機関への公的資金の注入、あるいは合併促進、合併を進めていくこう、こういったことも含めた法案でありますので、あだや公的資金を注入したところにその後例えば再就職をする、あるいは旧大蔵、日銀から再就職しているところに特に目をかけるとか、あるいはそうした既に再就職しているところゆえにさまざま何かの配慮があつてはいけない、これは先ほど大臣からも御答弁があつたことと共通するところ

思つんですが、そういつた点から、六百九十九で
しようか、全金融機関に旧大蔵省から再就職して
いる方の実績を出していただきたいというお願い
をいたしました。

その前には、この後段に書いてあるように公的
資本増強を受けたところの資料は有価証券報告書
の記載内容から出していただいたので、有価証券
報告書の記載内容からでも出してくださいよ、こ

んなお願ひをさせて いただきました。

また、特に旧大蔵省OOBが、限定された六百九十九の銀行に、金融機関に就職しているかどうか、今実際に働いておられるかどうか、そのぐらいのことは当然把握をされているだろうということです。それをお願いしたのでござりますが、この返事、紙をいただく前日に、今答弁を書くのに忙しくて調べられません、衆議院の調査局に聞いてくださいといふようなお答えを口頭で金融庁からいただいたものですから、じや、文書で出してくださいといふふうに言つたら、この文書が出てきたわけでござります。

私が、逆に衆議院調査局の方にもお願ひしましたが、逆に衆議院調査局は金融庁の方にお願いしたというような形で、結局私は日本金融名鑑から信金について役員を全部チエックさせていただいたわけでございますが、本法案の質疑にとつて大変大事な点だというふうに思つております。つまり、これから二兆円の公的資金を投入しようと、特に地域金融機関、しかも、先ほどの地銀、第二地銀に加えて信金あるいは信組ということで、健全行に対しても注入をし、あるいは合併も視野にといったことでありますので、あだやかに信頼性を疑われるようなことがあつてはならぬまい、こういう認識からこういった資料を出していただきたいというお願いをしたんですが、金融庁がこういう返事をペー・ペーで出されたんですが、当然、担当大臣はこのことはお知りだと思うんですが、こういったことを金融庁としてお答えになることについて、大臣としてどのようにお考えの上、こうしたことがなされているのか、お答えをいただきますでしょうか。

○竹中国務大臣　今武正委員から天下りに対する基本的な、厳しい姿勢を持つべきだということ、それと今回の法案との関連、これはやはり懸念はされるし、しっかりと見ていかなければいけないんだ、そういう観点から、信頼性云々ということからも天下りの実績について把握する必要がある、かつ、しかし、こちらからの伝え方等々につ

いてもこういうやり方でよかつたのかと、さまざま
まな御指摘を賜つたというふうに思つております。
まず、天下りにおいて厳しい棒組みをやはりつ
くつていかなければいけないというのは、これは
私の所掌ではございませんけれども、そのとおり
でありまして、内閣全体としては、そういうこと
を考えているということだと思います。
法案そのものは、これははるる申し上げませんで
すけれども、責任ある経営体制を求めるということで
て、安易な天下り等々が資金注入と結びつくよ
うなことは、これは絶対ないような仕組みにしつ
かりとつくついているところでございます。
そこで、実績云々でござりますけれども、これ

くつていかなければいけないというのは、これは私の所掌ではございませんけれども、そのとおりでありまして、内閣全体としては、そういうこと

○**田野瀬委員長** 今あちこちで委員会をやってい
るから。今呼んでいるから。続けながら。
武正吾。

○ 武正委員 今大臣の答弁の中で、責任ある経営体制をつくった法案であるということを言われておりますが、これは後で触れますか、いわゆる経

営責任を明確にしていない、特に合併についてですね、これは今のお言葉からはやはり問題があるというふうに考えるわけでございます。

また、ここ十年の資料をといふのは、予算委員会に提出した資料そのままということでございまして、こちらの方は課長職以上ですから、私がこれから指摘をするような地方の財務司の関連、言

私がこの件を強調したいのは、これから地域の金への再就職、こういった問題では対象外としたことでございます。

金融機関に公的資金を投入しようという金融厅があつて、当然検査を厳正に行う省庁でありながらその金融厅が旧大蔵省であつた、つまり、いわゆ

るOBがたくさん再就職をしている。しかも、皆に信金にあつての役職、こういったものについて実はその検査のいわゆるカウンターパート、いわ

ゆる対外的な部署があるところに再就職をして、
る。これが、やはり検査がゆがめられる可能性が
大であるということからこういった資料の提出を
求めたわけでござります。

私は、先ほど触れましたように、日本金融名簿で信金について全部調べましたところ、こういつて改字、らよつて手元貸斗ではなくて合ひつかつて

九月三日、かと三月半精てに間に合本が出来たので、口頭でお伝えをさせていただきますが、旧廿二年四月三十日付の御内閣文書によれば、大蔵省から信用金庫に、全部で三百四十九あるんでしょうか、再就職されている方、これは二〇〇三

八

年の日本金融名鑑の役員の一覧からピックアップしたものですが、二百七名、うち代表権を持っている方が七十二名、その他、代表権はないけれども理事等が六十八名、監事が六十八名。信用金庫三百四十九金庫中、旧大蔵省から二百七名が再就職をされています。天下りなしは百五十四。ですから、二百近く、半分以上再就職をされております。日銀からは三十二名、うち代表権が十六名、その他、代表権はないけれども理事もなくある面で銀行内での内部牽制、内部のチエック役、そういったところにも多数再就職をされております。日銀からは三十二名、うち代表権が十六名、その他の、代表権はないけれども理事の方等十二名、監事四名ということでござります。

これは私が調べたところの数字であります。この数字は当然大臣もお知りだったと思うんです。が、この数字を聞いてどのように思われますか。

○竹中國務大臣　名鑑をある意味でひっくり返してといいますか、それを精査されてそのような数字を集計された、大変敬意を表させていただきました

いと思います。

その数字そのものは、私は、申しわけありませんが把握をしておりません。基本的に、この数字についての印象いかんということをございます

が、先ほど委員から、検査で、検査官みずからのかウンターパートでそういう人が出てきたらやはり違つてくるのではないか、そのような御指摘、御懸念があつたということかと思います。

しかし、繰り返し申し上げてますように、我々の検査というのは、これは、そういうことをしていくと私たちの業務そのものを否定していくといふことになりますので、間違つてもそういうことがないように、かつ、コンプライアンスを重視しながらしっかりと検査監督をしているつもりでございます。

この数字そのものについては、多いのか少ないのか、いろんな受け取り方があるうかと思いますけれども、繰り返しになりますけれども、検査そのものは決してそういうことで影響を受けないようにはしてやつていくつもりでござります。

ます。

また、天下りそのものについては、これはやはり内閣全体でしっかりとルールをさらに考えていく。現時点におきましても、一定の空白期間を置いてしか関係分野には再就職できないということにもなっておるわけでございますので、そうした法的な枠組みをしっかりと我々としては守りながら、かつ、信頼にこたえられるように、コンプライアンスを重視して検査監督をしていきたいというふうに思います。

○武正委員 先ほど、大臣は、この文書にあるよう、金融庁ではそうした再就職の現状を把握していないということでござりますが、そのことをもう一度御答弁いただけますでしょうか。

○竹中國務大臣 全金融機関について御指摘のあったようなリストは、私たちとしては持っていないということになります。また、金融機関への旧大蔵省職員の就職状況については、これは公務を離れた個人に関する情報であるということもあって、役所としては把握すべき立場にはないといふにも思っております。

○武正委員 私がやつても、こうやって日本金融名鑑で調べられるんですよ。今、把握する立場にないというのはどういうことなんですか。これだけ税金を投入して、国民の税金を投入したその後先に、検査をすべき金融機関あるいは検査をすべき日銀から、特に、先ほど触れたように、全信金の半分以上に再就職をしている。しかも、内部でチェックをすべき立場の監事、これにも六十八名あるいは四名、大蔵、日銀から再就職をしている。こういった実態が、今私がお伝えをしても把握する立場にないというふうに申されるんであります。

○竹中國務大臣 公的資本増強を受けた金融機関についてはお出しをしているということでございか。

ますよね。

公的資本増強を受けた金融機関を超えて一般的な全金融機関への旧大蔵省職員の就職状況につきましては、今申し上げましたように、公務を離れた個人に関する情報でありまして、役所としては把握すべき立場はない、そのような趣旨で申し上げたわけでございます。資料も持つておりますし、役所としてそういう意味で個人の情報に関する把握する立場ではないので、そのような資料はお出しできないという状況だということを御理解いただきたいと思います。

○武正委員 先ほど実績を把握していないと言つたんですよ。つまり、持つていらないということなんですが、今お出しできないということでしたら、出せないということは、あるということですか。

○竹中國務大臣 そういうことではございませんで、持つておりません。

公的資本増強を受けた金融機関に限らず、有価証券報告書で公開されている情報に基づいて旧大蔵省職員の就職状況を調べるということは、できるだけありますけれども、これは作業量がまさに膨大でありますし、そもそも金融庁は旧大蔵省職員の再就職の状況を把握する立場にはない、旧大蔵省職員の再就職の状況を把握する立場にはない、そのような趣旨で申し上げているわけでございます。

○武正委員 私は部門会議の三月三十一日からこのことをお願いしているので、きょうの質疑のためにということでございましたが、作業量膨大といつても、私、一晩でこの金融名鑑をチエックいたしました。そのお立場の方々だったらすぐできる、人数もたくさんいる。その上、公務をもう離れたということでありますけれども、先ほどから何度も言つていてるように、検査をする立場、考査をする立場、しかも、これから税金をこれだけ投入しようという対象銀行に、検査、考査とのかかわりの深いそれぞれ出身の母体から再就職されてるのに、なぜそれを把握する必要がない、把握する立場にないというふうに言つておるんでしょ

そしたら、この法案について審議しなくていいですよ、もう勝手に通しますよと、我々にちやんとした情報提供しないで、審議に供する姿勢が見られないというふうに思つんですが、再度、この法案を提出しながらあくまで把握する立場にない、そのように言い切るんでしょうか。

これは時間の関係で、副大臣にも後で貯蓄率のことをお聞きしたいのですから、本当は独法の立場にある、そして公的資本も用意している立場にある、かつ、それが天下りと結びつかないようになればいけない、その問題意識は、委員御指摘のとおり、私たちも持っております。

その防ぐための手段として、しかばうどういう方法があるかということに関しては、これは、公務員の天下りに関する一般的なルールはそのためにつくられているわけで、しっかりと空白期間を置く等々の制度をつくって、それをしっかりと守つていくということ。一方で、この法案そのものに関しては、経営責任がしっかりと保たれるかプライベートな事情等々で公的資本が投入されるようなことが万が一にもないように、さまざまな枠組みをつくっているということ。かつ、私たちの審査、検査、それと監督そのものは、しっかりととしたコンプライアンスの精神に基づいてやるような仕組みを、府内でも例えばコンプライアンス対応室等々もつくりながらしっかりと対応している。

○武正委員 改めてこの場で御調査をして資料を提出していただきたいと思うんですが、これはでありますか、大臣。

私たちの立場では難しいのではないかというふうに思います。

○武正委員 私は、非常に誠意のない御答弁といふふうに言わざるを得ないわけでございます。これは時間の関係で、副大臣にも後で貯蓄率のことをお聞きしたいのですから、本当は独法のこともあわせて聞きたかったんですが、ちょっとと先を急がせていただくことをお許しください。

先ほど来責任ある経営体制をつくるということを言っておられます、もう既に同僚委員から指摘があるよう、合併については経営強化計画が達成できなかつたときの経営責任のとり方もありますが、いかがでしょうか、大臣。

○竹中國務大臣 今既に健全基準を満たしていくところに対し、入り口のところで責任を求める、合併ではないところに関してはいわゆる目標を示して結果責任を求める、そのことは既に御承知かと存じます。

その上で、合併等について、合併等の抜本的な組織再編をする場合に、その責任ということをどのように位置づけるのか、モラルハザードを起こすのではないか、そういう御趣旨で御質問があるわけでございますけれども、まず、抜本的な組織再編の場合には、合併等の効果が発現するまでにはやはり相当の時間を要するということ、これが第一点だと思います。そして、組織再編は、それ自体に非常に前向きな経営改革が織り込まれている結果を求めるような動き、力がこの内部で働いていくというふうに考えられます。また、経営資本が動くということ、結果的には目標に向かって結果を求めるような動き、力がこの内部で働いていくというふうに考えられます。また、経営資源の融合等が期待できる。それそのものがよい結果を生み出す原動力になるというふうに考えられ

ます。こうしたことから、法的な結果責任の枠組

ただし、これは合併のような抜本的な組織再編を行ふかどうかにかかわらず、すべてについてでござりますけれども、資本参加を受ける金融機関に対しては、この経営改革の確実な実行を期するという観点から、責任ある経営体制の確立を求めらるんだ、かつ、資本参加後においても、金融機關

が策定した経営強化計画の履行状況を適切にアプローチアップする等の監督を行うこと、これにはしっかりとやつてまいります。

には、モニタリング及び情報開示による金融機関の自己規制を重視しながら、これは仮に、特段の理由なく計画期間中でも計画と実績との大幅な乖離が生じた、かつ、改善への努力が見られないような場合にに関しては、これは必要に応じて経営強化計画の履行担保に向けた監督上の措置を発動する、さらに、必要があれば普通株式への転換権を行使する、こういうような監督はしっかりとやつてある。

ていくということになります。

うに、そのように制度をつくっているつもりでござりますし、また、しっかりと運用する覚悟であります。

チエックをいたしますと、金融庁の金融検査官、地方の財務局の方が監事に再就職したり、あるいは代表になつていたりという例がたくさん見受けられ

ろに監事だつたり代表権のある立場で再就職して

さつきから、把握する必要はない、立場にないということなんですねけれども、検査をする立場の方が、今の公務員の再就職の枠組み、もう年数等超えていたとしても、検査を受ける立場の銀行のしかるべき役職にいる。しかも、これを見ていくと、驚いたことに、大体皆さん金融機関で検査部長とか検査室長になっているんですよ。つまり、先ほど来話しているように、カウンターパートだと思うんですね。

これがあつても把握する必要はないというふうに言ひ切られると思うんですけども、委員長に

お願いをしたいんですが、ぜひ、本法案の審議に大変大事な資料、それは我々委員が努力しながら調べることはできますが、金融庁におかれまして

は、六百九十九しか金融機関はないわけですから、その金融機関に旧大蔵省あるいは日銀からどのように今就職をされているのか、現状、それぞれの

方の役職も含めて、数字をあるいは資本をお出しいただきたい。これを委員長にお願いしたいと思ひます。

同じことですか。（武正委員「はい」と呼ぶ）
それでは、理事会で協議させてもらいます。
○武正委員 先ほどから触れておりますが、金融

検査をしてきた人が、信金の内部のチェックをする監事あるいは理事あるいは理事長、そして、そなの方々は、不思議と就職したときに検査部長とか

検査室長になつてゐる。こういつたことが続いて
いるわけなんですが、このことについて、大臣、
どのように考えられますか、認識されますか。

ではないと思いますので、一般論ということには
りますが、ここは恐らく、察するに、検査等々で
培われたそういう目、そういう能力、そういうも

のを再就職先は再就職先でやはり期待しているということなんだと思います。これは基本的には、その能力を発揮していただくということは重要で

ございましょうから、多分、検査をやつていた人

かしいなり営業に行くよりは、そういう監査的な仕事をされる方が、その方にとつても能力の發揮になるし、また、金融機関にとつてもプラスにならうと思います。

ただ、これは先ほどから武正議員が繰り返し御心配しておられることなんだと思いますが、カウント一パートだからそのやりとりがルースになる

のではないか。我々としては、繰り返しになりますが、相手が〇Bであろうがなかろうがしつかりとした検査をするんだ、その検査をしつかりさせよう、ここに、資本の主人に当りつづか

るというふうなことと、資本の注入に当たっては、しかし、やはりとした責任ある経営体制を確立していくこと、それに尽きるんだと思っております。

切なお答えではないかもしませんが、そこは個別にいろんな御事情があるのでどうなというふうに思います。

〔委員長退席、山本(明)委員代理着席〕
○武正委員 しっかりとした経営、責任ある経営体制と言いますが、先ほど触れたように、合併については大きな質疑を聞つない、という回答でござい

つしては経営責任を問わないといふ開港地としての理由は——要はこうやつて監事とか検査室長とか検査部長に財務局からたくさん再就職されている。これは、合併の責任を問われるの

はこういつた方々ですよね、経営がうまくいかない、検査がしつかりできていらないじゃないかと。監事、非常勤の監事も多いですよ、名前だけ借り

たいんでしょうか。
今この構組みで公的資金を投入する、しかも、
経営責任を問わない、民主党はしっかりと経営責
任を負う、これが國法との違ひであります、が、問

信金の中でも検査をするべき立場にある、そして、OBがこれだけ信金に再就職をしていて、しかも、わざわざOBの面接をしてくるなど、何處か間違っているのではないかと心配です。

そういう仕事をしている。合併をしてその責任を、合併が必要ということで責任を問えないんじゃないですか。どうですか、大臣。

○竹中國務大臣 そういう意識は全くございませ

りますけれども、民間からのいろいろな、そういう人材を求められた場合、やはり銀行実務に詳しい人ということになりますと、比較的、考査役経験者というものが出てくる可能性は大きいと思いません。

ただ、私どもも、一応、考査役の経験者がそいつた再就職をするに当たりまして自薦ルールをつくております。私どものルールといたしましては、考査役経験者が考査役として実地考査を行つた先、そこに対する再就職ということは当該考査実施後五年間は自薦するということで、その

考査の中にそういったかげんが入らないような形で自薦をやつておるところでございます。

○武正委員 足銀には、昨年の二〇〇三年金融名鑑では、すべて足銀からのプロパーの方と、それから栃木県庁から再就職されている方がいます

が、旧大蔵、日銀、お一人もいないということなんですね。

さて、大臣、もう一つ、今考査役のことを聞きましめたが、金融検査をやつていた方があらぬ疑いをかけられないよう、金融機関への再就職を自薦する、これをやつたらどうかと思うんですが、こういう法案も出している担当大臣としてこの提案についてどのようにお答えいただけますか。

○竹中國務大臣 その自薦の意味でございますけれども、ある意味で、今の国家公務員の天下りに関する規制、枠組みというのは、そういうことを規制しようということを一つ形にしたものであるというふうに思います。一方で、これは働いている人からとりますと、どこかで食べていかなきやいけないわけでありますし、職業選択の自由といふのもまたしっかりと保障していくかなければいけない。その枠組み、状況をどこで線引きするかという問題であろうかと思います。

我々としては、やはり今の公務員の天下りの枠組みの中でしっかりとそれを守つていただき、公務員の天下りそのもののルールについては、これで、しかしさまざまな御批判があるといふことも、これは真摯に受けとめて、しっかりと内閣としては議論をしていきたい、そのように思つ

ております。

○武正委員 先ほどから触れているように、これだけ公的資金を金融機関につぎ込んでいるわけであります。だから、今、公務員の再就職の枠組みでクリアさ

れているからいいんだということでは許されないというふうに思つております。ですから、日銀の考査役が自薦をしているように、金融庁のあるいは旧大蔵省の金融検査官の方の再就職もやはり自薦をすべきであるということを再度申し上げたい

と思います。

ちょっと時間の関係で、一番最後の質問に、また副大臣もお待たせいたしました、資料の三ページ目をお開きいただきたいと思うんですが、公定歩合と貯蓄率ということで資料をつくつてみました。公定歩合が〇・一ということで一番下にはい

つぱつておりますが、貯蓄率が年々下がつてくる。今、二〇〇二年の直近の数字が六・二とか、あるいは五・九とかいう数字が出ておりますが、低金利だから、銀行に貯蓄をする、金融機関に貯蓄をする率が下がっていくのは当然予想されるところであります。それで理由があつて、今、日本の貯蓄率がどんどんと、このままで個人の貯蓄率が下がっていく一方ではないか、このことには私は大変危惧を覚えております。法人の貯蓄率は輸出企業を中心に増加をしておりますが、日本

のこれまでの高度成長をなしてきた理由として、個人の高い貯蓄性向ということが今崩れつつある。

この背景に、一つ理由とするのは、高齢者の所得について、もちろん金利の収入減など家計所得減少が大きいですが、例えば二十代の五人に一人がいわゆるフリーターである、今、親の家計にいわゆる依存をしている、今は金融資産を持っておられる親の世代だからまだ依存ができるけれども、これがこれからどうなるかといふことも指摘をされるんですが、高齢者世帯の増加もまた貯蓄率が減つてゐる要因といふふうにも考えられるんであります。これが、今後、デフレの克服を目指していくわけでございますが、このことが行く行くは、国の財政構造の進展が残念ながら見込めない場合には、貯蓄減が中

長期的には国債価格の下落、長期金利の上昇の誘因となるというふうに考えるんですが、貯蓄率がどんどん減つてることについて、まずは副大臣、よろしいでしょうか。財務省からます御認識を。

○山本(明)委員長代理退席、委員長着席

〔山本(明)委員長代理退席、委員長着席〕

○山本副大臣 御指摘のように、家計におきます

までも過去の消費水準を維持しようとする消費者の動きが見られること、また、武正委員の御指摘のように、一般的な傾向としましては、高齢者人口がふえていくほど構造的な要因としまして貯蓄率が下がる、こういうことは言えようかと存じます。

○竹中國務大臣 委員御指摘の貯蓄率の低下といふのは、マクロ経済バランスを考え上で中期的に日本の非常に大きな課題になるだろう。私自身は実は強くそう思つております。

なぜ減つているかといたることは、今も委員も御指摘のように、一つは、やはり高齢化が進んでいる。高齢者の貯蓄率は低い、場合によつてはマイナスでありますから、その人たちの人口

ウエートが高くなると、マクロで見ると貯蓄率は下がっていく。かつて、貯蓄分析の専門家である大阪大学のホリオカ教授は、どこかの時点で日本の貯蓄率は実はマイナスになる、家計貯蓄率がマイナスになる可能性があるとショッキングな推計を出されていることもござります。

しかし、もう一つ考えなければならないのは、今までにデフレが続いておりますので、資産の実質価値が高まつていて、例えば、一千万円の預金を持つて、物価が一〇%下がりますと、今までで一千万円持つていてなきや心配だなと思つていた人も、九百万円持つていれば大丈夫だと思うようになつて、その分資産に余裕ができる、それを取り崩して消費をして貯蓄が下がつて、そういう局面もあるうかと思います。これは、今後、デ

いずれにしても、これは恒等式であります。民間の貯蓄超過は財政赤字と経常収支の黒字の合計に一致するわけでございますから、民間の貯蓄超過が下がつてきて、かつ、御指摘のように財政赤字が減らないということになると、海外の経常黒字が大きく変化するという可能性はある。その

ことは、日本の金利ないしは例えば資金の流れに大きな影響を及ぼす可能性がありますので、これまでも過去の消費水準を維持しようとする消費

○武正委員 先ほど分析は聞いたんですが、副大臣、そうしたことと國債価格の下落、長期金利の上昇の誘因となるというふうに考えておるんですけど、どういう認識を持っているのか。いい、悪いですね。問題なのか、いや、大丈夫なんだ。そしてそれについてどういった対応が可能なのか。私は、ゼロ金利とすることがこのままずっと続くというのは、貯蓄率がどんどん減つていく大変大きな要因だというふうに考えますので、これを改めなきやいけないというふうに思つておるんですけど、重ねて、ちょっと副大臣、大臣とお答えいただけますでしょうか。

○山本副大臣 先生御指摘のように、この傾向といふのは、今現時点で見ますれば、個人の金融資産が依然として高水準を保つておりますので、個人金融資産一千四百兆というようなことがあります。直ちに国債の消化に支障を來すというようなことは至らないだろう、そう思つておるわけでござります。

しかし、常に危機に備えるということからして、また、仮定を置いて、貯蓄率がこの調子でどんどん減少していく、いわば銀行のいわゆる投下資本あるいは融資資金となるような財源にも枯渇が見られるということになりますと、どうしても国債の金利を上げたり、あるいは国債の消化といふものにまさに支障を來す事態があり得ないととも限らない。

ない。こういうことになるならば大変なことになりますので、そういうことにならないよう最善

と呼ぶ)この場でいただいたと言つてはいるんです。その場合この委員会でそういう質問をいただいたと申し上げているんです。だから、そういう御意見もあるということです。

したがつて、そういうことに關しては、まさにモラルハザードが生じないように、これは単独の場合は、抜本的な組織再編等々と違つて、いろいろな場合が考えられるんだと思います。そうしたことでも踏まえて、モラルハザードが生じないようには、歯どめを置いておくべきである。その歯どめの置き方としては、基準値以下の銀行については入り口のところで責任を求める、そうじゃないところに關しては、結果責任という形で、目標値を定めて、その上で結果責任を求める。そのような形でめり張りをつけてはいるわけございます。

○長妻委員 そうしましたら、これは、大臣の発言というのは大変重いので、確かに大臣言われるようにも、モラルハザード、私はこれを本当に懸念するわけです、この法案で。それでは、合併のときは退任規定というのはないわけですが、明文化はないわけですから、大臣の口から、それは退任も視野に入れ、覚悟を持って、合併したといえども経営強化計画をやらなければいけないのは退任も視野に入れた責任を感じながらやる、こういう発言をいただきたいんですが、それはできますか。

○竹中國務大臣 要するに、いい銀行になつて地域に貢献したい、リスクを先取りして、まさに金融機能を強化したい、そう申請する人、それに対して、その申請行為に対してペナルティーを科すということでは、これは私はないと思います。

しかし……(長妻委員「単独では科している」と呼ぶ) 単独でも科しておりません。これはペナルティーを科しているわけではありません、結果については責任を持つていただくということで申上げているわけではありません。したがつて、ここはやはり責任ある経営体制をつくつて、ただくということに尽きるんだと思います。

責任ある経営体制をどのようにつくるかという

のはケース・バイ・ケースであります。その場合に、中には経営者についていろいろなケースが想定されるというふうに思います。これはいろいろなケースを想定して仮定で申し上げることは困難だと思います。しっかりととした経営計画をつくつていただいて、我々としてはしっかりとされたことでも踏まえて、モラルハザードが生じないように歯どめを置いておくべきである。その歯どめ

のアップはしっかりとさせていただくということです。合併のときに、退任も何にも考えずに、公的資金注入してください、計画立てました、これは達成できません、やめないでもいい、こういうようなことでは、これはモラルハザードなんですよ。

○長妻委員 何と甘い大臣なのかと今本当に感じるわ。

ですから、退任も含めて責任をきっちりとつけて、ただく、退任も含めて、こういう、大臣、答弁をしてください。

○竹中國務大臣 責任ある経営体制を確立していくたゞく、その責任ある経営体制をどのように確立するかというのは、これはいろいろな場合があるかと思います。申請者によつてますしつかりと議論をしていただいて、我々としてしつかりと審査をしたいと思います。

○長妻委員 ですから、その責任の中に当然退任ということも、選択肢の一つとしてこれは入るということでおろしいんですね。

○竹中國務大臣 私は一般論として申し上げておりますが、この中にはいろいろなケースがあると申しことを申し上げておるんです。(長妻委員「だから、退任が入つていいのかと聞いておるんです。」) 答弁させてください」と呼ぶ)

○田野瀬委員長 長妻君。(長妻委員「答弁させ

よ。今は、これは時間カットできませんよ、ア

よ。選択肢の一つでということで聞いておるんですから。選択肢の中には、(長妻委員「答弁中じやないですよ」と

話す) 言ふると誤解を招くことがありますので、これ

はさまざまなかげがあるというお答えをさせていただかたいと思います。

○竹中國務大臣 特定のケースを仮定して私が発言すると誤解を招くことがありますので、これ

はさまざまなかげがあるというお答えをさせていただかたいと思います。

○長妻委員 そうしましたら、金融庁、監督当局が考えるその責任の中には退任という選択肢はない、こういう理解なんですか。どちらなんですか。

○竹中國務大臣 いろいろな選択肢があるという

ことです。(長妻委員「それはダメ。質問できま

せんよ。退任ぐらい、選択肢の中に入つて

います。

○竹中國務大臣 いろいろな選択肢があると

いふことです。

○長妻委員 どうか」と呼ぶ)

○田野瀬委員長 長妻君、何らか意思表示してく

ださい。(長妻委員「質問できません」と呼ぶ)

○長妻委員 どうか」と呼ぶ)

○竹中國務大臣 いろいろな選択肢があると

いふことです。

○長妻委員 どうか」と呼ぶ)

○竹中國務大臣 いろいろな選択肢があると

ますが、まず、この問題は、申請者が申請してくるんです。申請者は、いろいろな選択肢があるんです。自分でやめればいいと思えばやめればいいんです。

もつくり、それをしっかりと運用して、そうならない仕組みをつくつておりますので、繰り返しになりますが、この仕組みをしっかりと運用していくことが現実的には我々の最大の責任であろうというふうに思います。

○長妻委員 本当にこれは大変な法律だと思うんですよ、モラルハザードを呼ぶ、私は呼ぶと思うんですが、くれぐれも気をつけていただきたいと思います。

そしてもう一つ、一ページ目でございますが、この一ページ目では、単独の場合、経営強化計画が、最大三年の期間というふうに聞いていますけれども、達成できない場合、代表権のある役員が退任するというふうになる、こういうことがあります。ですが、この場合は、退職金の支払いといふのは当局としては認めない、支払うな、こういう指導をされるおつもりですか。

○竹中國務大臣 以前も退職金の問題で委員から厳しい御質問をいたいた記憶がござりますけれども、我々としては、最低限、代表権のある役員の退任を求めることが要件とする、そういうことを予定しております。

しかし、これはあくまで法令上の最低限の基準でありまして、それを超えて、結果責任をとつて退職する役員の退職金の抑制、停止が行われるといふのは、これはあり得ることであろうと、いうふうに思っております。これも、責任の程度とか、その個人の責任に帰すべき実態がどうかということも絡みます。

我々としては、最低限退任を求める、そして極めて常識的な範囲でしっかりと対応をしていただきたいたいというふうに思います。

○長妻委員 そしてもう一つは、金融機能強化法の中の、今申し上げました目標でございます経営強化計画というものの「ございますが、資料の七ページでござりますけれども、金融庁の方にお話を伺いましたら、基本的には、主な数値目標としてはこの四つがある、こういう説明をいたしましたで、ここに資料にまとめました。

一つは、総資産に占める利益率。この目標といふのは速やかに公表されるというふうに聞いておりますけれども、総資産に占める利益率、これも数値目標としてきちっとやる。二番目には、不良債権比率。これも数値目標として書かせる。三番目には、総与信に占める中小企業向け与信の比率。ある意味では中小企業貸出しの目標ですね。四番目には、効率性。営業経費などの経費率。この四つは、主要な数値目標としてきちっと書かせて、最大三年間の計画の期間をとえて厳しく見るということですけれども、これで間違いございませんね。

○竹中國務大臣 金融機能の強化を目的として国が資本参加をする場合は、確実に経営改革が進展しなければいけない。その際に、収益性の向上といふのは、まず経営改革を行うための基礎になることだと思っております。この収益力の向上、それと内部留保の蓄積、リスク対応力を拡大、これは一種の好循環を生み出して、まさに金融機能を強化していくわけであります。

このために、まず収益性の向上を数値目標とする。これは、そういう意味で、ここに書いております……。(長妻委員)「この四つでいいんですよ、この四つで」と呼ぶ)ちょっと細かいので説明させてください。まず、コア業務純益、ROAについて、総資産に占める利益率を目標とする、これはそのとおりでございます。

効率性の向上、次に求めているのは、実は効率性の向上というのを求めているわけです。四番目に当たるわけですから、経費率の削減といふのは、経営改革を実効あらしめるために当然必要となるわけですけれども、経費率の削減が進展すること、つまり、不良債権比率が低下することを求めていたいと、このように思っております。

もう一つ、それに加えて我々が求めるのは、バランスシート上の問題だと、これが問題だというふうに思っています。

○長妻委員 そしてもう一つは、金融機能強化法の中の、今申し上げました目標でございます経営強化計画というものの「ございますが、資料の七ページでござりますけれども、金融庁の方にお話を伺いましたら、基本的には、主な数値目標としてはこの四つがある、こういう説明をいたしましたで、ここに資料にまとめました。

要がある。不良債権比率、では、ここに書いているのは、比率が目標値として出てくるかということ、これは、バランスシートに着目して不良債権の処理を進展することということになつております。並列の目標ではないというふうに申し上げたんですけども、そのように位置づけております。

○長妻委員 そうすると、何か事前の官僚の人のことと異なるんですが、二番目の不良債権比率と債務比率。これも数値目標として書かせる。三番目には、総与信に占める中小企業向け与信の比率。これは、バランスシートの目標ではないということではないと、最低限のラインは。それも書かない。

そして、三番。これは、中小企業向け貸出し、これが並列の数値目標ということかというと、これは必ずしもそうではないということでありました。

したがって、大枠こういうことに注目するといふのは委員の御指摘のとおりなんですけれども、これが並列の数値目標ということかというと、これは必ずしもそうではないということでありました。

このため、大枠こういうことに注目するといふのは数字は書かない。それは、下げるということは、これは当たり前で、やはりきちっと書かなければいけない。その際に、収益性の向上と、これが並列の数値目標ということかというと、これは必ずしもそうではないということでありました。

したがって、大枠こういうことに注目するといふのは数字は書かない。それは、下げるということは、これは当たり前で、やはりきちっと書かなければいけない。その際に、収益性の向上と、これが並列の数値目標ということかというと、これは必ずしもそうではないということでありました。

このため、大枠こういうことに注目するといふのは数字は書かない。それは、下げるということは、これは当たり前で、やはりきちっと書かなければいけない。その際に、収益性の向上と、これが並列の数値目標ということかというと、これは必ずしもそうではないということでありました。

○竹中國務大臣 これは、先ほども申し上げたところなんですけれども、まず、地域金融を円滑化するためにこれをやるんだ、これはそのとおりなんです。円滑化するには、中小企業に対してもっと具体的にお金が回るようになきゃいけない、それがも委員の御指摘のとおりなんです。

しかし、金融の円滑化といふことにはいろいろな多様な判断が必要だろうというふうに今までの経験からも考えておるわけですね。だから、数値そのものに関して、これは目標ではなくて、その取り組みの実績の指標として、比率は重要である……。(長妻委員)「比率は入れる」と呼ぶ)比率は重要である。同時に、例えば、経営改善の支援の状況等々も評価をする。我々としては、これらの指標の実績を注視して、例えばその後改善がない場合には必要な措置をとつていく、そのように位置づけておるわけです。

○長妻委員 そうすると、うがつた見方をすると、大臣、時間稼ぎのようなわかりにくい答弁をずっとされているんですねが、ということは、三番でいきますけれども、これは、実は非常に多面的に評価をしなければいけないところだというふうに思っています。したがって、中小企業貸出しの増加という一律の目標ではなくて、多様な方向を求める。その実績を示す指標として、今申し上げたよ

れども、入れるけれどもそれが数値目標としての目標ではない、こういうことでよろしいんですね。
○竹中國務大臣 評価は多様でなければいけない。それらの数字は各行によって設定はしていただきますが、目標というのは多様に見なければいけないということを申し上げているわけです。それと、申し上げているのは、画一の目標値を定めているわけではない、その意味で申し上げているわけです。説明が長いという御指摘ですが、実はそういうふうに非常に多様なつくりになつておりますので、それは、ちょっとと説明が長いのはお許しいただきたいと思います。

○長妻委員いや、これはちよつとインチキですよ。この経営強化計画というのがあって、それを達成できないとやめるわけですよね、単独の場合。ところが、数値目標はあるけれども、その数値目標は、多面的ないろいろな目標があるから、それが達成できなくても何か総合的に判断する。全然これは目標じゃないじゃないですか。何でそんないきがんことをやるんですか。中小企業向け与信の比率というのは一番重要じゃないんですか。

これはたしか、メガバンク、都銀等に公的資金が入ったときに、中小企業の貸し出し目標というのがありましたよね。あれは具体的にありましたけれども、あれがうまくいかなかつたからこっちに余り入れない、そういうことなんですかね。

○竹中國務大臣 要するに、金融機能が強化され中小企業の金融が円滑化されるというのには、本当に、委員おっしゃるとおり重要なです。ただしそれは単に貸出比率だけではないでしようとも、それは単に貸出比率だけではないでしようとも、バランスシート調整を進めることができます。貸出比率についても見るしさらには、先ほど言ったように、経営支援をどうだけしているか。ここでもまた議論いただきまして、それと、それは単に貸出比率だけではないでしようとも、バランスシート調整を進めることができますから、そういうことを多面的に見なければいけないので、単独の指標で目標値、結果責任を求めるということを言つてはいるんです。

は書いていただきます、それがどの程度変化しているかというのはチェックいたします。しかし、そのチェックは総合的にしますよということを申し上げているんです。

○長妻委員 次に参りますけれども、三ページ目でございますが、これは金融庁につくついていた資料で、債権放棄です。銀行が債権放棄を二回以上したリストを出してほしいと言いましたら、こういう資料が出てまいりましたけれども、債権放棄を二回するというのは、私は、銀行の経営者にとっては恥だと思います、恥。一回放棄して、これで立ち直るということで預金者の大切な金を棒引きにした、失敗したからもう一回棒引きしよ

ているんですよ。金融庁の公的資金の注入も二回三回繰り返されているんです。これは入れた理由で何度も入れて、りそなに至っては三度も入れている。されば、金融庁として、二度、三度入れるといううことは、私は、恥だと思います、恥ずかしいことだと思います、これは。

やはり、こういう責任なり、弁解というか、譲り合はべきことなどではないかと、反省の糸を引くべきではないですか。

○竹中國務大臣 一度公的資金を注入した銀行が再度注入が必要になる、こういうことになると、うのは大変遺憾なことだと思います。これに関しては、やはり非常に長期の時間を経て、専門家によって、政策全体がどうであったかという評価はしっかりとしていくだけなければならないと思います。

また、それぞれ、りそな、足利等々については、経営の責任等々も含めた調査委員会ができるておりますので、そこでさまざま議論もいたただこうと思つております。

ただし、これは、複数回入れなければいけなかつた銀行もありますけれども、返ってきた銀行もある。そこはやはり経営の差が出ているという状況でもあろうかと思つますので、我々としてはしっかりと監督上のフォローアップをしていきたいと思います。

○長妻委員 金融庁として遺憾、そういう表現にとどまるわけですか。それで、調査委員会をつくりて経営責任は厳しく問うけれども、当局が公的資金を何度も入れた責任というのは全然言及されないんですよ、この委員会でも、いつも。そういうことでは不公平ですよ、金融機関の経営責任ばかりでなく、金融庁の責任は、遺憾でした、その一言で終わってしまう。これはおかしいですよ、大臣。

月からのペイオフ全面解禁の後もペイオフがない決済性預金という新しい商品をことしの秋以降つくる、こういうような報道がなされておりますけれども、これはペイオフという趣旨からしておかしいんじゃないですか。

○竹中国務大臣 個別行の金融商品の内容を特に我々まだ聞いておりませんけれども、報道にあつたということで、これは決済用の預金の導入も含めて、それぞれペイオフ解禁に向けて準備が進められていくと思います。

その預金そのものがおかしいのではないかという御趣旨もあつたかと思いますが、ここは、もう一昨年になりますか、法案の審議の中で、いろいろと御審議をいただいたときにも申し上げましたように、日本の決済そのものが非常に銀行預金に、諸外国と比べても著しく偏っている、その決済システムを守るということも含めてこの制度そのものがつくられているわけでございますので、これはこれとして、やはりしっかりと活用していくべきだと思います。

○長妻委員 最後でございますが、五ページ、六ページ目に金融庁からいただいた資料がございます。この六ページは、かつて民主党が請求しまして、平成十二年の三月期に全金融機関で要注意先債権よりも悪いものは全部で幾らですかといったときには、百五十・九兆円という巨額の金が出てきた。そして、平成十五年の三月期、同じベースでいうと、それが二二・五%減つて、百七十七兆円という数字になつています。この減つた理由というのは、大臣どうお考えですか。

○竹中国務大臣 言うまでもありませんけれども、この中には、単に債権管理上注意が必要な債権が含まれておりますし、いわゆる不良債権ではないわけでございます。

減つた理由でありますけれども、基本的には、不良債権のオフバランス化が進んできたというのが最も基本的な要因であろうというふうに思っております。

という一方で、それも確かにあります。いろいろな、金融を取り巻く、メガバンクを取り巻く大きな問題がまだある。そしてこの金融機能強化法もモラルハサードを招くというふうに私はここでまず申し上げて、ぜひ心していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○田野瀬委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

先ほどの長妻議員の質問にも少し関連をするんです。法案では、申請金融機関が提出する経営強化計画というものがありますが、その中に、明確な、中心的な数値目標を義務づけられているものというのは一体何でしょうか。

○竹中國務大臣 要するに、経営改革を進めていただからなければいけない。その観点から、まず、御指摘のように、収益性の問題があります。収益性が向上しないと内部蓄積が進まない、リスク対応力ができないですから、これがまずございまます。これを数値目標と指定する。

もう一つ、しかし重要な点は、効率性の向上というのがあると思います。効率性の向上の代表として、経費率の削減はやはり重要であろうかと思います。これは、経営改革がどの程度実行されると、経営の姿勢を示すことにもつながりますし、また、これをコントロールすることによって安定収益の確保にもつながるという面があるかと思います。

三番目が、バランスシート面でございます。バランスシートというのは、やはりリスクをしっかりと管理して、それを吸収しないければいけないという役割を担つておりますので、例えば、貸し出しの高収益化を目指す余りに不良債権が増加するというようなことがあってはいけないわけあります。したがって、不良債権の処理についても、それをしっかりと目標としてコントロールすることが必要であるというふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 収益性と業務の効率性の向上については、法案の条文でも「目標」というふうに言葉が書かれていて、数値目標を盛り込むといふふうになつてているわけです。これは審査基準の中にも盛り込まれております。つまり、最大の目標といいますか、中心的な目標は、収益性を、数値で掲げるということでそれを達成することを求めているわけですね。資本注入を受けた金融機関は、その履行状況を定期的に金融庁に報告し、報告徵求を金融庁は行い、監督上の措置をとることがでいる一方、中小企業向け貸し出しは二の次、三の次、こうなつておられるわけですね。

○竹中國務大臣 これは、国の資本参加に当たりまして、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策というのを具体的に記した計画の提出を求めて、それを厳正に審査する、そのようにしております。

○佐々木(憲)委員 つまり、収益性の目標というレベルとは違つて、中小企業向け貸し出しの場合には数値目標としては示さない。そして、「地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの」というふうになつておられるわけですから、これは明らかに、中小企業向け貸し出し目標といふものは収益性の目標とは違う、そういうレベルの位置づけになつておられるわけですね。

○竹中國務大臣 これは、明らかに、中小企業に貸し出しがふえるというよりはもつと支援をすることも重要な場合もあります。しかし、今回も金融機能強化法では、そうでは

ない。

これは非常に大きな違いであります。なぜ具體的な目標を定めないのか。これは収益性優先、中小企業向け貸し出しは二の次、三の次、こういうことになるんじやありませんか。

(委員長退席 山本(明)委員長代理着席)

○竹中國務大臣 今委員御指摘のありました早期健全化法の場合は、御指摘のように、公的資金を注入した金融機関については、貸し済り等々を背景として、経営健全化計画において「資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策」を定めることで、そのように規定をされているところであります。

一方で、今回御審議をいただいております新たな公的資金制度においては、国との資本参加に当たっては、先ほども申し上げましたように、信用

供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策を定めるものであります。それは、原則としてその残高を増加させる、「そのように規定をされているところであります。

增加させるということを義務づけていたわけですね。金融安定化法あるいは金融機能早期健全化法では、残高ベースで実績をふやすということを求めてあります。

しかし、今回の金融機能強化法では、そうでは

ない。

これは非常に大きな違いであります。なぜ具體的な目標を定めないのか。これは収益性優先、中小企業向け貸し出しは二の次、三の次、こういうことになるんじやありませんか。

(委員長退席 山本(明)委員長代理着席)

○佐々木(憲)委員 いろいろな説明をされました

が、多様な判断が必要である、あるいは多様性が求められる、一律の数字ではありませんなどと

いうようなことをおっしゃいました。

しかし、金融機能が真に發揮されるかどうか、その地域の経済、地域の中小企業に資金が円滑に供給されるかどうかというのは、ある数字を見て、減つておられるか、ふえているかというの是非常に重要なわけです。減つていれば信用供与が円滑に

いついていいのではないか、ふえていれば、それは円滑にいつている証拠である。従来はそういうことで数値目標を決めていたわけですね。しかし、

それが、その数字が減つても、いや円滑なんだ。

こういうことは、幾ら考えてもちょっと理屈に合わないわけでありまして、私は、今回の法案といふのは非常に重大な問題があるというふうに思う

のはその点であります。

収益性は縛りをかけても達成する、中小企業向け貸し出しは、これは縛りはかけませんよという内容になつておられるわけでありまして、これは余りにも偏った法案ではないのかというふうに思つておられます。

そういう意味で、これは真の地域経済の貢献にはつながらない、公的資金の注入は受けた利益はふやしましたが、中小企業向け貸し出しは減りました、それでも結構ございますという法律なんですよ。これはもう本当に、私は、これ一つとっても、この法律、賛成するというふうにはとても言えません。

それから、もう一つお聞きをしたいのは、今度の法律は、出発点は金融再生プログラム、一昨年十月三十日の、竹中大臣が発表されました。この

金融再生プログラムは、二〇〇四年度に向けた主要行の不良債権問題の終結を掲げて、新しい公的資金制度の創設というものを、その検討を打ち出

このようない金融再生プログラムの中の位置づけを見ましても、この制度の対象としていたのは主に大手行であつたわけです。これは間違いありませんね、その当時は。

等々、例えば償却ルールの適用等々は、これは主
要行を対象にしたものでございます。その中で公
的資金制度を検討しようということを書いて、そ
の中で金融審のワーキンググループでこの審議が
始まつたわけでございます。
経済はそのとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 大手行を対象に

始まつたわけありますが、金融審議会金融分科会、これが昨年七月に第二部会報告というのを出してしまして、それを受けて金融庁の中で法案化の作業が進められた、その結果、最終的にまとめられた法案は、地域金融機関の再編というのが非常に強く打ち出された、意識されたものになつてゐるわけです。

大手行を念頭に置いて検討が始められた公的資金のこの新制度が、どうして地域金融機関の再編のためというものにすりかわつていつたんですね。

○竹中國務大臣 金融再生プログラムそのものの資産査定等々の適用は大手行を対象にしたものでござりますけれども、この公的資金の制度そのものは広く検討が始まったというふうに理解をしております。

その中で、今委員御指摘のありました、七月の公的資金制度のあり方というその報告の中でも、考え得る枠組みとして次のように書いております。この地域金融機関についてですけれども、地域金融機関について、「その金融機能が低下すると」と、地域によつては、地域経済に重大な支障を招く可能性があることから、公的に資本増強をサポート

して金融機能の強化を図り、地域経済の下支えをする必要がある場合を考えられる。」その意味では、この審議会の議論の中で、地域の金融機関が焦点を当てて金融機能の強化することが議論をされてきたという経緯だと承知しております。ちなみに、これは地域金融機関の再編を目的とした法律ではございませんので、改めて御認識を賜りたいと思います。

〔山本（明）委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木(通)委員 これは合併申請といふこと、念頭に置いて定められている法案だということに理解をしております。公的資金で地域金融機関の合併が進んで、あるいは再編が進み、地域金融機関の数が全体としてこの間減ってきてるわわけです。公的資金でそれを今後は加速していくこと、いうものですね。

しかし、合併や再編が進んでいけば本当に地域への金融が円滑になるのか、地域への金融がふえるのか、これが問題でありまして、金融監督府が発足した一九九八年以降、地域金融機関の再編というものは全体として非常に進みました。昨年三月末までに、結果的に第二地銀が八行減りました、一三・一%減。それから、信用金庫は七十機関減りました、一七・七%減。それから、信用組合が百三十二機関減りまして、これは四〇・九%も減つております。四割減つたんです。これは大変な減り方なんです。

地域金融の破綻、合併が進んできたわけですけれども、果たしてこれが金融の円滑化につながったのかどうか。いかがですか。

いう御指摘は、そのとおりだと思います。
しかし、その中で合併の効果いかんということ
であります、これは一仮にもしこの合併なかりそ
せばどのような状態が生じていたのか、やはりそ
こを基準に考えなければいけないのだと思いま
す。合併だけがすべてよいわけではもちろんあり
ませんが、極めて厳しい金融環境が続く中で、今

併をしたからこそ財務基盤が強くなつて、それに伴つてこの厳しい状況をサーバイブしている。そういう金融機関も私はあるというふうに理解をしております。

七億円で一七・八%減らしております。信用金
はマイナス七兆五千六百六十八億円、パー
ーセン
にして一〇・八%減であります。信用組合は、
れもマイナス五兆一千九百九十二億円で、三六
二%。これは日銀統計ですけれども。

もちろん、地域の金融機関でありますから、やはり、規模が大きければよいというものではもちろんなくて、地域に対してもしっかりと根を張つて、きめ細かな金融サービスができるようにならなければいけない。その意味では、効率性を背景に財務基盤をしっかりとさせることと、それによって存続そのものを可能にするということと、本来地域金融機関の役割である、きめ細かな、地域に根差した金融サービス、これはやはり、厳しい中ではありますが、何とか両立をしていただかなければいけない問題であろうかと思つております。リレーションシップバンкиングの考え方その

ものになるわけでござります。
合併に関しては、それなりの効果を伴いつつ、
しかしながら多くの問題があるので、しっかりと目
でいかなければいけない状況であるというふうに
認識をしております。

○佐々木(憲)委員 この間、地域金融機関、信金、
信組に対する検査というのが非常に厳しく行わわれ
まして、その結果 不良債権の評価が甘いといふ
ような評価が下されて不良債権をどんどんふやさ
れたり、評価がえをさせられた。そのため引当金を
積まなければならぬ、引当金を積めば、それで

債務超過に陥つたりあるいは経営機能が大変不^良定になる、こういうことで破綻し、再編し、あるいは吸収合併される、こういう形が非常にふえたわけです。つまり、金融庁の検査、一律の検査がこのような結果を招いている、これは大変大きさ

問題だと私は思つております。
それで、財務強化が進んだと言いますけれども
全体として見ますと貸し出しは一体ふえたのかどう
うか。例えば二〇〇〇年の一月から二〇〇四年一
月、ことしの一月までの四年間をとりますと、
銀がマイナス一兆八千三百五十八億円、これは
7%のマイナスです。第二地銀はマイナス九兆九

七億円で一七・八%減らしております。信用金庫はマイナス七兆五千六百六十八億円、パーーセンにして一〇・八%減であります。信用組合はれもマイナス五兆二千九百九十二億円で、三六二%。これは日銀統計ですけれども。

つまり、金融機関の再編は進んだ、金融の財体質が強化された、そういう面もあるというふにおおっしゃいました。しかし、結果的に言いま

と、金融の円滑化にはつながらなかつたといふ
がこの間の金融再編の結果ではないか、それが
態ではないか。大臣、どのようにお考えですか
○竹中國務大臣　銀行の貸出残高が減つてゐる
いう御指摘はそのとおりでございます。しかし
これも何度か御答弁をさせていただきましたけ
ども、八〇年代の半ばぐらいからバブルのビ
にかけて、日本の銀行の貸出残高、つまり信用

物すごい勢いで膨張をいたしました。GDP比
率が一〇〇%を超えるところまでいって、それが
ブル崩壊後も収縮しなくて、九七年ぐらいから
うやく収縮を始めて、今八〇%台のところに來
るものが大変重要だと思っているわけですが、し
かかっているという認識で、今この時期を乗り
し、やはり、そういう非常な長期のバランスシス
ト調整のまだ途上にあるということなんだと思
ます。

しかし、そうした中で、不良債権処理をしりとして、かつ、財務基盤を合併等々という手関しても前向きの動きが今ようやく出てきつるというふうに認識をしております。

量的な調整はまだ続いているわけでありますが、例えば借り入れ企業から見た銀行の貸し出しだけでなく、地域金融機関の八割が、今、担保、第三者保証等々に頼らない融資制度を検討して、実態は資金繰り等々のさまざまなものを見ます。これは明らかに不良債権比率の低下とともに改善を始めた。さらには、ローンの質でありますけれども、地域金融機関の八割が、今、担保、第三者的保証等々に頼らない融資制度を検討して、実

に始めているところもある。そういうところで、やはり金融機能を發揮している状況にある。

まだ厳しい調整の期間は、バランスシート調整は続くわけではござりますけれども、不良債権比率の低下、金融機能の強化に向けた動きが始まっている、その動きをぜひ大切にしなければいけないというふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 金融情勢の認識が根本的に違つてゐるふうに思つております。うと思つんです。

バブル経済が崩壊をし、その結果、さまざま問題が噴出をして、銀行の過剰融資というものが問題になり、その悪質な不良債権の部分については処理は一段落したというのはもう数年前に言われているわけですよ。銀行自身も言つて、金融庁も言つていた。

ところが、現在ある問題は、長期的な不景気の中で中小企業の業況が悪化し、そして経営が困難になつて、そういう状況が新たに、これは政府の政策の結果でもあるわけですけれども、広がつてゐるわけですね。そういうことに対してまともに対応していかないじやないか。バブル崩壊の調整過程じゃないんですよ。別な新たな不況下で改善していくという具体的な金融上のアプローチが全然見られない。今までと同じように不良債権を処理すればそれで済むんだという。そんなことをやつて、ずっとやつてきて、何も改善しないじゃないですか。

結果的に、金融機能はますます弱体化し、地域に対する金融は、円滑化どころかますますバイブが詰まつていて、その実態であります。それから、貸し出し態度について言ひますと、昨日も地方公聴会がありました。八王子商工会議所アンケートのデータを出しました。そのアンケートの結果を見ましても、銀行の貸し出し態度は以前より厳しくなつて、それが四割あります。そして、改善されたといふのは九%です。一割に満たないんです。そういう状況ですから、私たちはやはり現場の

声をよく聞く必要がある。そういう実態を踏まえてどう対応するかということを考えないと、何か

公的資金を入れて、収益性を、目標を大きくして、その目標だけを追い求めて、中小企業向けはさまざまな手段があるからといって目標も掲げない、そういうやり方が今の地域の金融機能を弱体化させ、ますます地域の中小企業が融資を受けることが非常に困難になつていく、そういう事態をみずからつくつてゐるんじやないか。

それからもう一つ、法案の内容について言いますと、公的資金の入れ方なんですけれども、今まで組織再編促進法というのがありました。金融機関の合併再編を進める際に、合併によって二つの金融機関が、自己資本比率が違う金融機関、例えば一方が6%、一方が10%こういう自己資本比率だつたとします。合併すると、それがその分低下する。その場合の公的資金注入の上限は10%までということだつたと思いますが、それはそのとおりですよ。

○竹中國務大臣 特措法に關してはそのとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 ところが、今回の法案は、自己資本比率が6%の銀行と10%の銀行が合併して、一二%にする、仮に。そういう場合にも、そこまで公的資金は入れますよ、こういう仕組みですね。

○竹中國務大臣 今ちょっと例でお話をしてください

さつておりますけれども、十分な金融機能を發揮できるようなところに従来の特措法とは違う形で入れることは可能だという意味では、そのとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 そうすると、この公的資金を入れ方も、今まで一定の歯どめがあつた。我々

はそれでもそんなことをやる必要はないと思いましたけれども、しかし歯どめがあつた。今回は、この歯どめも取り払つて、もちろん回収が困難であります。そして、改善されたといふのは九%です。

本日は、総理をお迎えして、総理に直接質問をさせていただく機会をお与えいただきまして本当に

ますか、そういうことになつていて。しかも、その負担は、これは金融機関はやらないんですよ。最終的に損が出てたら国民に全部ツケを回すんですよ、こういう内容になつていてるわけですね。

そういうやり方が今の地域の金融機能を弱体化させ、まさに地域の中小企業が融資を受けることが非常に困難になつていく、そういう事態をみずからつくつてゐるんじやないか。

それからもう一つ、景気回復なしというメッセー

ジのもと誕生いたしました小泉内閣も、スタートから三年、この間、デフレ圧力の高まりですとか

株価の低迷など、非常に経済的に厳しい局面もございましたけれども、総理が訴えられました。今も極めてルーズな、そういう公的資金の投入の仕方になつていてるというふうに思うわけです。これ

は余りにもひど過ぎるというのが私の結論であります。

私は、こういうやり方を幾ら続けても日本の金融機能は強化されないし、中小企業の融資に対する不安、これも解消されない、あるいは貸し出しの貸し渋り、貸しはがしという事態もますますこれで深刻な事態は続く、こう言わざるを得ないと

いうことで、この法案については反対であると明確に申し上げまして、質問を終わらせていただき

D.P.の対前年伸び率も、足元、非常に好転しておりますし、株価も上昇基調が続いているといふことで、我が国経済にはようやく明るさが、明るい兆しが見えつつあるというところではないか

と思っております。

特に、私は、小泉内閣の発足以来、景気対策として、従来ですと国債を増発して公共事業をふやす、そういう対策がとられ、総需要を創出する、政府主導でそういう政策によつて景気を好転させるということが中心的に行われてきたわけですが、こういった政策をとらないで、いわば民間活力重視でここまで回復ができたというものは大変評価に値するものなのではないかなと思つております。

この間内閣として打ち出された具体的な政策はさまざまございますけれども、例えば、税制改革を通じて、設備投資や研究開発、また住宅を建設しようというような、さまざま、前向きに頑張る方々、企業や個人の方々を政策的にサポートしてきたというのも今ようやく効果をあらわしてきてるのかなという気がしております。また、同時に、政府、日銀一体になつて、密接な連携の

にあります。心から感謝申し上げます。

本日は、財政金融政策全般につきまして、また、今回提出されております金融機能強化法案について、総理に対しまして御質問をさせていただきたいと考へております。

構造改革なくして景気回復なしというメッセージのもと誕生いたしました小泉内閣も、スタートから三年、この間、デフレ圧力の高まりですとか

株価の低迷など、非常に経済的に厳しい局面もございましたけれども、総理が訴えられました。今も極めてルーズな、そういう公的資金の投入の仕方になつていてるというふうに思うわけです。これ

は余りにもひど過ぎるというのが私の結論であります。

私は、こういった政策が広く国民の中に受け入れられて、さまざま面で、徐々にではありますが、経済の体质改善が行われつつあるというのが現状なのではないかと考えております。その結果、G

D.P.の対前年伸び率も、足元、非常に好転しておりますし、株価も上昇基調が続いているといふことで、我が国経済にはようやく明るさが、明るい兆しが見えつつあるというところではないか

と思っております。

特に、私は、小泉内閣の発足以来、景気対策として、従来ですと国債を増発して公共事業をふやす、そういう対策がとられ、総需要を創出する、政府主導でそういう政策によつて景気を好転させるということが中心的に行われてきたわけですが、こういった政策をとらないで、いわば民間活力重視でここまで回復ができたというものは大変評価に値するものなのではないかなと思つております。

この間内閣として打ち出された具体的な政策はさまざまございますけれども、例えば、税制改革を通じて、設備投資や研究開発、また住宅を建

設しようというような、さまざま、前向きに頑張る方々、企業や個人の方々を政策的にサポートしてきたというのも今ようやく効果をあらわしてきてるのかなという気がしております。また、同時に、政府、日銀一体になつて、密接な連携の

とも大きいと思っております。さまざまな政策が

トータルとして現在の景気指標における好調な数字を形づくっているのではないかと考えております。

構造改革自体は道半ばということだとは思いま

すけれども、これまで進めてこられました構造改

革について、どのような点が現在の経済指標の好転に寄与したと考えていらっしゃるのか、また、今後、日本再生のために、特に構造改革のどのような点に重点を置いて進めていこうとしておられるのか、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 就任以来、民間にできることは民間に、地方にできることは地方に、そして民間の持つているやる気、創意工夫を引き出さなければならぬ、いわゆる改革なくして成長なしという構造改革の重要性を訴えてまいりました。

当初の目標は、民間主導の持続的な成長を目指すということになります。そういうことから、就任時に大きな議論的になっていたのが、不良債

権処理を早く進めろということでありました。しかししながら、いざ金融機関の不良債権処理を進めていますと、各方面から急ぎ過ぎるなどいう批判も起つてまいりました。逆に、遅過ぎるといふ批判もありました。両方ありました。

フレの時代において不良債権処理を進めるに企業倒産がふえる、過去の不良債権処理が進んでもどんどんまた新しい不良債権の処理が出てくるから、減るどころかふえるというところでありました。遅過ぎるという批判は、いや、そうじゃない、こういうときには一挙にやらなきやだめだ、じやないと民間の資金が必要な成長分野に回らないと。

両方ありましたが、政府は、一つの期間を設定して、この期間内に不良債権処理、片をつけようということでやってまいりました。現実、不良債権の大手の金融機関におきましては、目標どおり、額においても率においても処理は進んできた

と思います。

また、このまま進めていきますと企業の倒産が現実には十数カ月連続して倒産件数は減少しております。失業がふえるということあります

が、去年の今ごろ、たしか失業率は五・五%だったんじゃないでしょうか。今五%，まだ高い水準ではありますが、五%に減ってきました、雇用者数の改善も見られます。

さらに、税制改革におきましても、このような厳しい財政状況の中においても、単年度で増減税と一緒にさせるということではなくて複数年度の税制改革をしようということです、十五年度においては一兆八千億円の減税先行、今年度においても一兆五千億円の減税先行、複数年度で財政というものを考えようというところで、十五年度においては規制改革、構造改革。全国で規制改革が無理ならば、特別な区域を設けて特区でやつてみようという規制改革特区構想。

さらに、公共事業をふやせ、まず景気対策だ、景気対策なくして改革なし、こういうときこそ財政をもつと出動させて、国债も増発させて、公共事業をふやせという声もございましたけれども、逆に公共事業はマイナス、減らす中で、各企業がやる気を持って立ち上がつてくれております。

そういう改革が総合的に今きてきているのではないか。

また、民間主導で、みずから改革の意欲を持つて、地域も企業も個人も、新しい時代に自分の持てる力を發揮しようとする意欲を持つて動き出しました。こういった動きを政治が促進しなければいけない。余り政府が余計なことをしないで、みずから立ち上がる意欲、そういう環境整備をするのが政治として大事な役割だと思っております。

また、このお話を総理からございましたけれども、政府として取り組むべきなのは、こうした地域の知恵、そして民間の知恵をサポートしからこそ、小泉がやめないと株価は上がりらない、小泉がやめないと景気はよくならないと言われて、おきましたけれども、ようやく、それぞれの分野

で意欲を持って立ち上がれば、日本経済捨てたものじゃない、日本もやればできる、世界に誇るべき技術もたくさんあるという機運が出てきました。この機運をさらに守り立てていきたいと思っております。

○宮下委員 ありがとうございます。

おっしゃるように、全体的に元気が出てきた、数字も好転してきたところでございます。

が、その内容を見ますと、輸出産業中心、またデジタル家電等の新しい設備投資をしている企業を中心にして景気回復を引っ張っているというような構造がございまして、日本全体を見ますとまだまだ厳しい、地方でありますとか中小企業で厳しいところ、そういう意味では、まだ回復もまだ規模なのかなというふうな感じがしております。

また、地域によりましては、必ずしも最先端の企業がなかなか活動していくような地域もございまして、各地域、それぞれの事情に応じてどう活性化していくかというのがこれから大きな課題になつてゐると思つております。

地方におきましては、伝統的なたぐみのわざを生かしました企業群でありますとか、また、企業が手をつけないでネットワークをして、新しい物づくりとともに協力しながらやつていく、そういう形でありますとか、また、自然環境や地元の歴史を生かし、また農業や林業を生かしながら、連携した格好で新しい環境産業を生み出していこうとか、さまざま必死な努力が続けられているところでございまして、そうした中で、地域の金融機関の方々には、従来の担保主義一辺倒ではなくて、地域のそういうふうなプロジェクトと一緒に相談に乗つてあげるようなアドバイザーとしての機能を強化していただくとか、そういうことも必要だと思つております。

○小泉内閣総理大臣 私は、大都市中心ということを考へておられるわけではありません。地域再生の中にも、都市重要性から、都市再生という言葉の中にも、都市というのは東京や大阪だけじゃない、そのつもりで都市という言葉を使つておられるわけです。

○小泉内閣総理大臣 私は、大都市中心ということを考へておられるわけではありません。地域再生の中にも、都市重要性から、都市再生という言葉の中にも、都市

域活性化のさまざまな取り組みをサポートしてきただいこの小泉内閣の取り組みは高く評価されるものだと思っております。

よく、マスコミ等の論調では、小泉内閣の経済政策はとにかく都市中心なんではないかとか、大企業中心なんではないかとか、そういう御批判もあるわけですが、こうした構造改革特区の取り組み、三位一体の改革の取り組み、また、今回の金融機能強化法のように、地域金融機関を元気にしたいという法案を提出されたというようなことも含めて、総理御自身、地域を元気にしたい、中小企業を元気にしたいという強い思いがおあります。

私は、昨年十一月に初当選させていただきましたけれども、選舉では、地域を活性化して、地域を元気にすることによって日本を再生させたい、皆様とともに頑張りたい、そういうことをお訴えをして当選させていただいた経緯もござります。

ここでは、その地域再生に対する総理の熱い思いをぜひ語つていただきたい、また、今後の取り組みに対してもお考えをお聞かせいただきたいと思つております。よろしくお願ひします。

○小泉内閣総理大臣 私は、大都市中心ということが政治として大事な役割だと思っております。特に、昨年末から、地域再生構想、地域が少し考えてくれないかと言つたところ、約七百件もの地域から手を挙げきましたよ、こういうものがあります。

特に、昨年末から、地域再生構想、地域が少し考えてくれないかと言つたところ、約七百件もの地域から手を挙げましたよ、こういうものがあります。やりたい、ああいうものをやりたいと。こういう、あるいは、今まで多くの方から理解されなかつた点においても眠つておられる資源があるんじやないかということに目覚めて、自分たちの町は自

分たちの力で再生させよう、あるいは掘り起こしてみよう、いろいろな分野が出てきております。

この地方の意欲をどのように実際具体的なものにしていくかというのがこれから大事な役割でありまして、地域の声をよく聞いて、都市再生というのは何も東京や大阪だけじゃない、稚内から石垣まで、都市の快適な資産といいますか、生かしていくものはたくさんあるんだ。

ある若い、たしか青森でしたか、自分たちの町を一流の田舎にしたいと。かつて、田舎というのはどうも使いにくい言葉だなと思ったのが、そんな田舎という言葉を卑下する必要はない、田舎、都市、地方、一流の田舎にしたいということを言ってきて、これはいいな。それぞの持ち味があるんだから、田舎には田舎のよさがある、一流の田舎にするように各地域が頑張つていただきたい。それをどうやって支援していくかというのがこれから大事なことだと思っております。

○宮下委員 ありがとうございます。

次に、今回の金融機能強化法案に関連してお伺いしたいと思います。

今回の法案は、地域における金融機能の發揮という前向きな努力を行う金融機関が、必要な場合には組織再編をしたり、また、その際に国の資本参加が受けられるというような仕組みだと思います。

昨日、当委員会におきましては、各金融機関のトップの方々に参考人としておいでいただきました。さまざまな御意見を賜つたわけでございますけれども、その中でも、金融機関の皆様方からは、こうした法整備がなされて、いざ体力強化をしたというときに、前向きに取り組みたいといったときに、この法案のおかげできちっと体制強化に取り組める、こうした制度を整備していただけること自体非常にありがたいと思うし、意義があると思ってるというような御発言がございました。

これまで述べまいりましたように、これから日本再生のために、地域経済の活性化が最重要

要課題であると思います。そういう意味では、地域の中小企業金融の円滑化をどう図つていく

ば、税理士会のチェックリストを活用して、無担保、第三者保証なしで、ビジネスに着目して融資をするというような新たな商品提供をするとか、

今、各金融機関では、きのうのお話でも、例えているということもございましたけれども、ここでは、内閣として、政府として、中小企業金融の円滑に向けてどのように取り組んでいかれるお話をあります。

○竹中国務大臣 今、総理からお話をございましたように、地域の再生というのは構造改革を進めたりで大変重要な課題である、また、今委員からお話をありましたように、その中で、金融を、しっかりと機能を強化するということは、政策課題として大変重要なものであるというふうに内閣としての位置づけをしているわけでございます。

具体的に新たな動きも見える中でどのような政策を行っていくつもりなのかというお尋ねでござりますけれども、御承知のように、地域を中心とした中小企業に関しては、その間柄を重視しながら、当委員会におきましては、各金融機関の

トップの方々に参考人としておいでいただきました。そうした中では、これは、まず地域の企業をしっかりと再生してもらいたい、そうする中で、銀行

自身が財務基盤を強化して、もって、その地域の経済も銀行そのものもよくなる、やはりそういう

こと自体非常にありがたいと思うし、意義があると思ってるというような御発言がございました。

これまで述べまいりましたように、これから日本再生のために、地域経済の活性化が最重要

そういうことも含めて今対応させていただいているところでございます。

いずれにしましても、経済全体がよくなる中で、こうした動きを、地域の金融を強化するという意味では今大変重要なチャンスであると認識をしております。その意味で、今回お願いをしておりました。その意味で、今回お願いをしておりました。その意味で、今回お願いをしておりました。

○宮下委員 時間が参りましたので質問は終わらせていただきますが、これから、来年度、ペイオフに向けて、さらなる金融機関の体质強化、また、大きな話としましては、直接金融の活性化というような構造改革もさらに必要なのではないかと思つております。総理初め、政府一体となって経済活性化のためにお取り組みをいただきますようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○竹中国務大臣 今、総理からお話をございましたように、地域の再生というのは構造改革を進めたりで大変重要な課題である、また、今委員からお話をありましたように、その中で、金融を、しっかりと機能を強化するということは、政策課題として大変重要なものであるというふうに内閣としての位置づけをしているわけでございます。

○上田委員長 次に、上田勇君。

○上田委員 公明党的上田勇でございます。

小泉総理、本日は、財務金融委員会の方に御出席をいただきまして、お疲れさまでございます。

私は、財務金融委員会の方に御出席をいただきまして、お疲れさまでございます。しかし、そうした新しい分野にチャレンジしようとするとときには、どうしても、担保能力や実績がなかなか十分でないために資金調達に相当支障を来すという現実があります。昨日もこの委員会で地方公聴会を開きましたけれども、そのときにも、そういうような意見が多く提起をされたわけでございます。

やはり今後は、地域金融機関で、これまでのように個人保証とか担保とかに余り過度に依存するんではなくて、その事業の成長性とか企業の経営能力とかそういうところに着目をした形での融資を拡充していく必要があろうかというふうに思つておりますし、また、この法案、こうしたことを、ある程度地域の金融機関がリスクを持つてそうした融資活動をできるようなことを目的としていることだらうというふうに考えているところです。

今後の、担保や個人保証ではなくて事業の将来性あるいは経営能力、そうしたところに着目をして、地域の中小企業と非常に深くかかわつて、地域経済の安定と成長に重大な役割を担つておられるわけでございますけれども、この地域金融機関、残念ながら、その期待されている機能を十分に發揮して地域経済に寄与しているとは必ずしも言えないのが現状ではないかというふうに思つております。

今、景気の行方には、先行き幾分明るさが見え

てきている中でありますけれども、中小企業をめぐる経営環境というのは依然として厳しさが続しておりますし、また地方経済も、幾分持ち直しが見えたとはいうものの、まだまだ厳しい状態が続いているわけでございます。今見えてきているこ

の兆しを本格的な経済再生に結びつけていくことが、これから経済運営に当たつての重要な点であろうというふうに思つております。

特に、長期的な視点に立つて日本経済を再生していく上では、新たな事業をつくり出していく、また新しい事業分野に挑戦する、よく第1創業というような言葉が言われますけれども、そういう分野を育成していくことが何よりも重要であろうというふうに思つております。しかし、そうした新しい分野にチャレンジしようとするときには、どうしても、担保能力や実績がなかなか十分でないために資金調達に相当支障を来すという現実があります。昨日もこの委員会で地方公聴会を開きましたけれども、そのときにも、そういうような意見が多く提起をされたわけでございます。

やはり今後は、地域金融機関で、これまでのように個人保証とか担保とかに余り過度に依存するんではなくて、その事業の成長性とか企業の経営能力とかそういうところに着目をした形での融資を拡充していく必要があろうかというふうに思つておりますし、また、この法案、こうしたことを、ある程度地域の金融機関がリスクを持つてそうした融資活動をできるようなことを目的としていることだらうというふうに考えているところです。

今後の、担保や個人保証ではなくて事業の将来性あるいは経営能力、そうしたところに着目をして、地域の中小企業と非常に深くかかわつて、地域経済の安定と成長に重大な役割を担つておられるわけでございますけれども、この地域金融機関、残念ながら、その期待されている機能を十分に發揮して地域経済に寄与しているとは必ずしも言えないのが現状ではないかというふうに思つております。

○竹中国務大臣 上田委員が御指摘になられた問題、特に第二創業等々发展させる必要がある、これは、今の経済の状況を考えると大変重要なことだと思います。

不良債権の処理というのは、ある意味で、今ある負の資産をなくすという意味でありますから、どうしても受け身的な性格を持つわけであります。が、新たな事業を起こしていく、そのための金融をつけるというのはまさに前向きの経営であり、それを支えるのが前向きの改革であるということになると思います。しかしながら、そうした場合、資金力や経験がない、そうしたものにかわって、事業の将来性でありますとか経営者の資質のようなものをやはりしっかりと評価できるような目つきの力をを持つことこそが地域の金融機関に求められていると思います。

先ほど申し上げました、間柄を重視するリレーションシップバンキングというのはまさにそのことを中心に据えておりまして、昨年の三月にまとめましたアクションプログラムの中でも、業種別担当者を配置する、審査能力、審査体制を強化する、そうした技術力等々を評価できる人をしっかりと養っていく、そういうプログラムをしっかりとやつてくれということがこのプログラムの中で大きなウエートを占めています。

現実にそうしたことが今あらわれつたりまして、全体の八割が人材育成にしっかりと取り組むというふうに言っている。さらにもう八割が専門部署を設ける等々の行動を起こしつつあるところです。さらに言えば、これも八割なんなりますけれども、まさに担保や第三者保証に依存しないような制度を今検討して、取り組みつつある。そうした中で、今回の金融機能を強化するための新たな公的資金の枠組みというものが積極的に活用されて、さらに前向きの機能を強化しています。

○上田委員 小泉総理にお伺いしたいといふに思います。

この法案では、地域金融機関の組織再編が促進をされるという意味がございます。これからのか将来的の我が国の金融システムのあるべき姿、ビジョンについては、いろいろな見方、意見

がございます。オーバーバンキングだから合併などを進めることができないという見方が一方でありますし、また逆に、地域金融機関の数がそのまま減っていくと、今度は中小企業が資金調達の面で非常に困難を来すというような、そういう御意見も多く聞かれます。

そこで、将来の金融システムのあり方、どういう金融システムが我が国においては望ましいのか、小泉総理のビジョンをお伺いしたいというふうに思います。

○小泉内閣総理大臣 金融機関はよく産業の血液と言われるよう、金融機関が健全でないと、あらゆる企業、産業に混乱をもたらしかねないといふことから、現下のものもろの改革の中におきましても重要なものがいわゆる健全な金融機関の構築である、そういうやうんであると思います。

間接金融を中心だと言われた日本経済、これからは、貯蓄から投資、そういう観点も重要なことで、税制におきましてもそのような流れを促進するような税制改正も行われております。また、

いわゆる土地担保主義、土地神話が崩れたといふことから、土地だけに着目するんじゃない、その企業の持ち味なり経営者の資質、そういうものもよく見ながら、地域におきましては特にお互いの人間関係、人間同士の交流が密でありますから、土地だけに着目するんじゃない、その企業の持ち味なり経営者の資質、そういうものもよく見ながら、地域におきましては特にお互いの

人間関係、人間同士の交流が密でありますから、土地だけに着目するんじゃない、その企業の持ち味なり経営者の資質、そういうものもよく見ながら、地域におきましては特にお互いの

人間関係、人間同士の交流が密でありますから、土地だけに着目するんじゃない、その企業の持ち味なり経営者の資質、そういうものもよく見ながら、地域におきましては特にお互いの

人間関係、人間同士の交流が密でありますから、土地だけに着目するんじゃない、その企業の持ち味なり経営者の資質、そういうものもよく見ながら、地域におきましては特にお互いの

人間関係、人間同士の交流が密でありますから、土地だけに着目するんじゃない、その企業の持ち味なり経営者の資質、そういうものもよく見ながら、地域におきましては特にお互いの

な金融機関になるように、政府としてもできるだけを進めることができます。一方で、きめ細かい支援を行っていきたいと思っております。

○上田委員 以上で質問を終わらせていただきま

すが、まさしく今総理からも御答弁があつたように、これから中小企業を元気にしていくため、そのためには、本当に地域の中小企業の経営と深くかかわっている、そういう地域の金融機関、この機能が十分發揮されなければならない、というふうに思っております。そういう意味では、金融庁はもちろのことですけれども、政府を挙げて、

さらに、そういう地域金融機関、この機能を回復し、また向上させていくために最善の努力をしていただきたいために最善の努力をして、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○田野瀬委員長 次に、五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 民主党の五十嵐文彦でございま

す。

総理には御出席をいただきましてありがとうございます。また、金融問題の重要な法案審議に当たりまして、総理出席を実現していただきました委員長はじめ与野党の理事さんたちに大変感謝を申し上げたい、こう思つておる次第でございます。

そこで、日本歯科医師政治連盟をめぐる大きな摘発がございましたが、この問題後初めて総理に直接お尋ねをする機会をいただきました。この社

会保険庁長官、総理もよく御存じだと思いますが、下村さんなどは歴代長官の中でも大物でございました。その社会保険庁長官が逮捕をされるといふことがあります。また、日歯連の問題とは別に、

これが実は摘発をされております。いわば社会保険庁が伏魔殿のようになつてゐるわけですが、この大

きな、政府を巻き込んだ疑惑につきまして、総理の御認識、御見解を伺うと同時に、総理としても、相当古い話は結構でございますから、今の日歯連

の問題で対象となつてゐるよう、例えば平成十

二年以降の日歯連あるいはその下部団体からの献金その他があつたかどうか、事実関係をあわせて、総理にお伺いをいたしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 社会保険診療にかかる不

査中と聞いております。こういうことに關しましても、政治家たる者、心して、常に適正な政治献金が出てきたとすることは極めて遺憾であります。

金のあり方についてよく注意していかなきゃならないと思つております。

私の政治献金についての御質問であります。年から十四年分の収支報告書を確認したところ、日本歯科医師連盟から寄附を受けた旨の記載はないと承知しております。いずれにしても、政治資金については、政治資金規正法にのつとり適正に

金については、政黨資金規正法にのつとり適正に

年から十四年分の収支報告書を確認したところ、日本歯科医師連盟から寄附を受けた旨の記載はないと承知しております。いずれにしても、政治資金

を事務所からもお伺いはしておりますけれども、総理だけではなく閣僚についても早急にお調べをいただいて、日歯連からの政治家絡みの疑惑も取扱はされた、新聞にも載つてゐるわけですので、厳しく調査をしていただき、もし疑われるようなことがあれば直ちに正していただきたい、ということを申し上げておきたいと思います。

それから、本題に入りたいと思うのですが、総理、金融というのは非常に今その重要性が増してきている。例えば、昔は財政の赤字の問題は、これは財政と税金の問題だけで片づいたわけですが、今や、これだけ国債が大きくなつてくると即

金融問題で、長期金利の上昇は金融で大きく波及をいたしますし、それだけではなくて、一般の会社の資産として持つている価値が下がる、国債の価値が下がれば資産価値も、減損会計、時価会計によつて下がつてくるということで、金融機関のみならず大きな影響を持つてくる。金融自体が物事のかなり重要な大きな部分を占めるという時代

になつてきて、いろいろなものと金融とが絡んでくるという時代になりました。

そこで、日本が今までのようある意味で世界で通用しないような、なああの世界で生きてきたのを、これを変えていかなければいけない。そういうことで、政府側も努力されて、例えば公認会計士・監査審査会というのを設けられているわけですけれども、その監査審査会の委員に任命された日本経団連の中村芳夫専務理事、私の高校の先輩でもあるんですが、専務理事が日本経済新聞のインタビューに答えて、世界的に不信感があるということをはつきり言われているんです。

日本の監査というのは、これは世界では通用しない、日本だけにしか通用しないということを監査報告書の中に書き記さなければならぬ状況になつてゐるわけです。そういう状況を払拭して、日本の企業の決算は、どこから見ても、世界じゅうからつかれても問題がないんだ、公正なディスクロージャーがなされているんだ、そして公正な投資ができるんだということが、そういうマーケットが日本でもつくられなければいけない、保証しなければならない、そういう金融を目指さなければいけないということを、今の喫緊の課題だと思っております。

そういう中で、今問題になつております法案なんですが、私は、方向性が、ややというか、かなり違うんだろうということを申し上げているわけあります。

自民党議員さんから今お話をありましたように、昨日も、各業態別の金融業界の代表者においていただきまして、質疑をいたしました。その中で、私の方から、個別行は救わないと、金融システムを救うんだという建前で公的資金は使われるんだということになつていて、ですから、個別行を救うのでなければ、金融危機から健全な預金者やあるいは借り手を守るということであるならば、これは、こういう仕組みは要らないで、むしろ預保法、預金保険法に任せればいいし、それで

も足りないといふのであれば、自己責任あるいは自助努力というのを総理も強調していると思うのですが、まず自分で自己資本を増強する努力をされる、それでも足りなかつたら、例えば、業界団体ごとに、信金中金というのがあります、全国ですね。それから、信用組合でしたら連合会というのがござります、そこで同じような資本増強の互助的な事業をやつてゐるわけです、そこに国が再保証するなり間接的に注入すれば、そこに任せれば、仕組みとして、中小企業金融機関の皆さんを助けられるじゃないですかと。今法律がないからというのだったら、そういう法律をつくればいいんです。

総理、自助努力、自己責任とおっしゃいますけれども、国民、預金者には自助努力だ自己責任だと言つて、ベイオフを来年四月からやるわけです。それだから、金融機関の経営者にとつても、まず自己責任、まず自己資本の調達は自力でやりなさい、それでもできないんだから業界で、仲間で調達しなさい、それが本筋じゃありませんか。

そうじやなくて、手を挙げて、責任もとらないで、國から公的資金をしようだいねという話は、虫がよ過ぎる。こういうセーフティーネットが厚過ぎればモラルハザードが起きますということを私どもは申し上げて、この法律というのは本来要らないんじゃないのか、預金保険法の精神と反することができるし、そちらの方が理想的ではないかといふことを申し上げている。

まず竹中大臣から伺つて、そして総理に感想を伺いたいと思います。

○竹中國務大臣 五十嵐委員のお尋ねは、まさにこの法案の趣旨にかかる重要な部分であるといふふに思つております。

まず、委員は、預金保険法との関連を挙げられましたけれども、これは委員自身がよく御承知のように、預金保険法というのは、そもそもが恒久的な措置であつて、システムリスクに対応するために、金融が危機的な状況にある、ないしはも足りないといふのであれば、自己責任あるいは自助努力というのを総理も強調していると思うのですが、まず自分で自己資本を増強する努力をされる、それでも足りなかつたら、例えば、業界団体ごとに、信金中金というのがあります、全国ですね。それから、信用組合でしたら連合会というのがござります、そこで同じような資本増強の互助的な事業をやつてゐるわけです、そこに国が再保証するなり間接的に注入すれば、そこに任せれば、仕組みとして、中小企業金融機関の皆さんを助けられるじゃないですかと。今法律がないからというのだったら、そういう法律をつくればいいんです。

今、委員は、例えば協同組織金融機関等々の事例を挙げられて、まず仲間内で出すという方法もあるではないか、さらには自己調達する方法もあるではないかと。それはまさしくそのとおりでございます。

したがつて、例えばありますけれども、特に主要行等々本来自己調達の能力があるはずなどいうようなところに関しては、まず、最大限の自己調達努力がなされているかということを勘案するという条件は入れておるわけでございます。さらに、協同組織等々については、地域の密着度を勘案して、中央機関等からの出資があるかどうかということを確認するという作業をとつてもらひたいと思います。

モラルハザードが生じてはいけない、それもまた自力でできるか、仲間にできるかということはしっかりとやつていただき。しかし、例えば地域の金融機関、地銀等々については、そういう仕組みがない、ないしは調達能力がないところもある。そういうところに関しては、みずからがしっかりと經營改革を行つて、經營改革を行つた上で地域に対する金融機能を發揮できるということを確認した上で、これらをルール化して厳正に審査した上で、必要に応じて国が資本の参加を時限的に行なう、そういう仕組みになつておるわけでございまして、そのため、金融が危機的な状況にある、ないしは

この趣旨、それと枠組みにつきまして、改めて御認識をぜひ賜りたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 私は、五十嵐議員の考え方基本的に賛成であります。

しかし、現在のような状況におきまして、地域の金融円滑化、さらに、健全にしていかなきやならないということを考えますと、時限的に公的資本制度、このような法案があつて、経営者も緊張感を持つて經營に専念してもらう、地域の方々にも不安を起さないという形で、今回の時限的な法案があつてもいいのではないか。

基本的にはよく五十嵐委員の御意見はわかります。

○五十嵐委員 いや、責任を問わない、しかも上限もないという入れ方だったら、それはモラルハザードが起きるんですよ。

それから、これは政策的に必要だからと言われるんですが、四月九日の竹中経済財政・金融担当相の閣議後の記者会見で、報道記者から、どうなんだ、地方銀行などの經營不安が指摘されているので、その保証枠二兆円は足りるのかというような質問があつたのに対し、報道は承知しているが、足利銀行を除くすべての金融機関は安全性基準を満たしていると言つた。そして、その保証枠といふのは機械的に積算したもので、風評リスクなどには慎重な立場での行動をお願いする、こう言つておるわけですね。

これはまさに、こういう状況であれば金融強化法は要らないんじやないですか。要するに、今安定している、こうおっしゃつておるわけですね。

これはまさに、こういう状況であれば金融強化法は要らないんじやないですか。要するに、今定しているんだつたらこれは要らない。

先ほど言つたように、半分しかお答えになつてないんですけど、いわゆる自助努力を助けるのがむしろ政府の役目であつて、いきなり政府が直接ブレーキになつてお金を投入を、個別行に入れるなどを決めてしまつていうのは、これは今までの法の精神と違うじゃないですか。預保法を読めば読むほど、これは大事な国のお金、税金で、後で穴埋めをしなければならなくなるかもしれない

ようなお金なので、極めて限定的に、条件を限定して、こういうときには入れてもいいですよといふ書き方になつてゐるんですね、法の精神は。それは当然のことなんだろうと思うんですよ。

今、偶発債務というのが、政府保証のものがどんどん膨らんでいて、これは、どこでそれが破裂して日本国にとつての大きな特別損失になるかわからないというような危険が高まつてゐるわけですから、なるべくそういう偶發的な危険を回避するためには、政府保証とかそういうものは、公的資金というものは限定的に使つていきました。ところが、預保法の仕組みを、これを横に置いておいて、そして今度は、合併をするときに自己資本が小さくなる方に引つ張られるからその分埋めあげましょうという合併再編の促進法というのをつくられた。そうしたら、總理、一件しか適用がなかつたんですよ、一件しか。みんな手を挙げなかつた。そこで、それじゃ使い勝手が悪いから、個別に、単独でも入れられるようにしましょうといつてこの法律が出てきた。これは余りにも安易、そしてもともとの預保法の考え方と外れている。

要するに、先ほど言いましたように、仲間内でやれなくなるような事態というのは、もうそれは地域経済の危機ですから、預金保険法の発動をする状況なんですよ。これはそういうことなんだと思うんですよ。そういうことではなくて、これをどんどん使いなさい、使いなさいという形でやるのであれば、モラルハザードが起きますよ。だって、経営責任をとらなくていいという仕組みになつているんですから、これは、余りにもおかしいじやないですか。

今幾つかのことを申し上げましたけれども、竹中さんから。

○竹中國務大臣 委員から、今、実にたくさんのポイントがございましたんすけれども、まず、経営責任、責任をとらなくていいと。それは、法律をよく読んでいただければ決してそうではない

ということが御理解いただけると思います。

まず、自己資本比率が基準値未満の金融機関の場合は、國の資本参加時に、つまり入り口のところで經營陣の責任を厳格に追及する、これは責任をとるということです。さらに、合併等を行わない場合については、經營改革の確実な実行を期するという意味で、經營陣はその収益性等の目標を示してもらう、そして、その目標が達成できぬ場合には結果責任をとつていただく。これが法律で明記しているわけですから、この目標の達成すべきところできちつと責任をとつていただくということです。

唯一、根本的な合併等々を行うときにはそういうことを求めていないわけですが、これは、合併するというのは、そのものが、抜本的な組織再編というのはそのものが經營改革を伴うものでありますから、これはむしろ非常に利用率が高いという側面もあるうかというふうに思いますが、はしづかりとやつていく。

また、いざれにしましても、合併の場合も含めて、実際に計画を出した後は、それをフォローアップして監督をするわけでありますから、そこが大いに違つて、さらに責任ある対応がとられるべき食い違つて、さるに責任がある対応がとられない場合は、当然のことながら監督上厳しい責任を求めるということになるわけござります。

今委員もおつしやつたところで、私、記者会見で、確かに、足利銀行を除いて四%ないしは八%の健全性基準を満たしているというふうに申し上げました。だから必要ないではないかという、そこはやはりそうではないわけでございます。

健全体基準というのは、リスクを吸収するバッファーとしての自己資本のいわば最低要求水準、ミニマムリクワドメントなわけがありますが、今求められているのは、さらにそれを超えて、金融機能を強化して、今の地域の金融の活性化に資する、そういう前向きの部分なわけござります。しかししながら、デフレの状況が続き、さらに入り口での經營責任といふことは言つていません。入り口での責任論は別の責任論なんですね。出入口責任論だけ言つて、責任をとらせるからいいんだと。これだつたら何も自主的に手を挙げさせないと。政策的に前向きに何か大きな仕事をしていくことがありますから、当然のことながら、そのような行動をとられると思います。しかしながら、デフレの状況が続き、さらにつきましては、それによつてもちろん自由に經營をしていくことがありますから、政府の資本参加を求める場合は、政府のそういう審査等々あるわけでありますから、自力調達でありますよ。政策的に前向きに何か大きな仕事をしたいから増資すると言つたら、増資で集められると。何度も言いますけれども、増資ができるんですよ。政策的に前向きに何か大きな仕事をしたいから落としているからなんですよ、それは、なかなか市場での自己資本調達が難しいといふのは、これはまさに市場における現実であろう。

そういうふうに思います。

そうした中で、まさに今委員もおつしやつたよ

旨が違う、矛盾はしないわけあります。

預保法との比較もございましたけれども、預保法というのは恒久的な措置であり、いわば危機対応でありますから、今のように、時限的に特定の政策目的を持つて政策の枠組みをつくるというのは、これは根本的に違つてゐるわけでございます。

合併特措法についての御指摘もございました。合併特措法、まだ時間がそんなにたつてないけどありますから、資本の注入に関しては申請が一件ございましたけれども、この合併特措法というのももっと広い枠組みで、手続の簡素化等々で資しているわけでありまして、それを利用した合併件数というのは二十数件ございます。

十数件あるということは、二行が合併したとして四十幾つ五十近くがこれを利用したということもありますから、これはむしろ非常に利用率が高いという側面もあるうかというふうに思いますが、はしづかりとやつていく。

また、いざれにしましても、合併の場合も含めて、実際に計画を出した後は、それをフォローアップして監督をするわけでありますから、そこが大いに違つて、さるに責任ある対応がとられるべき食い違つて、さるに責任がある対応がとられない場合は、当然のことながら監督上厳しい責任を求めるということになるわけござります。

○五十嵐委員 竹中さん、大変口がうまくて、入

いケースを並べ立ててあるだけの机上の空論です。それでまた逆に、こういうようにあなたは厳しくすると言つたんだつたら、厳しくされたら手を挙げる人はいないですよ、それは。実際に、余り使ふことは念頭に置いていないと、いうような答弁でしたよ、上から下まで。全銀協の会長から地銀会長から第二地銀の会長から信金、信組に至るまで。これは今の状態では使われることは余り考えられない、それは最後のセミナーで、手とり足とり、最初から予備審査をしてやるんだつたら、むしろそれは、金融機関にとっては迷惑なことで、多分手を挙げるところは、申請するところはないと思ひますが、その見通しはありますか。

○竹中國務大臣 委員言われるよう、自力調達できるところは、これはもうもちろん大きいにしていただければ結構なわけでございます。これは、

いただければ結構なわけでございます。これは、政府の資本参加を求める場合は、政府のそういう審査等々あるわけでありますから、自力調達でありますよ。政策的に前向きに何か大きな仕事をしていかなければなりませんから、金額も決まります、そういう金融機関はお金を。それでも足りなかつたら、先ほど言つたように仲間内でみんな集められるんですが、それでもなおかつ集められないというのは、經營責任を入り口でも問われなきやいけないような悪い經營をしてきて自己資本が落ちてゐるからなんですよ、それは、そうなんですよ。それは実態を無視した、單にあり得ない

上がっているというふうに認識をしております。その意味では、自己資本を充実させる中で、みずからもちろん経営改革を行うことは重要でござりますけれども、地域の金融機能を強化していく、そういう意味でのこうした制度に対する潜在的な評価というのは、私はかなりあると個人的には思っております。

これを一つのことでして、先ほどから御指摘のありました、日本の地域金融を本格再生して、より強い競争力を持っていく、そういう重要な一つの政策手段になり得るというふうに考えております。もちろんその際のモラルハザード等々のそういう問題点については十分に手当てをしたつもりでございます。

○五十嵐委員 政府の資本参加を求めるということを安易におっしゃいましたけれども、政府がそういうふうに安易にプレーヤーになつちやいけないというのが金融改革の大もとなんじやないですか、総理。政府は事前チェックから事後的なチェックに移り、裁量行政はやめ、護送船団方式はやめて、自己責任、自助努力の世界に移りましよう、公正なルールづくりを中心に政府の行政はやつて、いましょうと。要するに、言いかえるならば、かつてのようないプレーヤーやコーチになるのはやめて、あくまでも政府はジャッジメント、そして大もとだったはずなんです。それを安易に、小さな金融機関にまで政府の資本参加をするというのには、これはどういうことなんですか。

かつて柳澤大臣が、私どもが、緊急事態として一斉検査をして足りないところには公的資金をやつて、一気に不良債権問題を片づけましようと言ったとき、日本じゅうを国営銀行だらけにして、そんなブレーカーになつていいくんですか。そんな事態だから、我々の案は、非常事態だも

から政府がとりあえず公的資金を注入してでも不良債権問題全体として、システムとして守るのは、これは仕方ないでしょとうとことを言つたわけです。我々はあくまでも危機管理として言つた。危機でもないのに安易に政府が資本参加をします、困つてもいい金融機関に資本参加をします、プレーヤーになりますといふのは、今までの政府方針とまるつき違つじやないですか。どう思われますか。総理にお尋ねしたいと思います。

○竹中國務大臣 そういうことではないということは何度も御答弁をさせていただいたつもりでござります。

金融担当大臣に就任させていただいたときから、私は、日本の金融機関は、決して危機的、つまり危篤のような状態ではない、しかし、決して健康体でもないというふうに申し上げてまいりました。これはグレーゾーンといいますか、通常の状況であれば、病の状況であれば、ある種自己蘇生といいますか、自分で調達して自分で回復していく一種のメカニズムを持つてゐるわけでありまして、私は、今の時代認識として、日本の金融市场は十数年間不良債権を引きずり、さまざまな問題を抱えて引きずつてくる中で、通常のようないくの復元力に欠けているというふうに認識をしておるわけです。まさにそれがグレーゾーンが長引

これがしかし、最後の一押しをすることによつてある意味で通常の状態に戻れる非常に重要なチャンスを得ておるというふうに思つております。であるからこそ、これは限的な立法なんですよ。

○高部政府参考人 御指摘いただきました政治資

金規正法第二十二条の三の規定、特に二項の規定は、国から直接資本金等の出資を受けている会社その他の法人の政治活動に関する寄附を禁止しているところでございます。

預金保険法でございますとか早期健全化法等につきましては、政治活動に関する寄附をすることに基づきまして預金保険機構や整理回収機構が行います金融機関の株式等の引き受け等についてございますが、これらの支援を受けた金融機関につきましては、政治活動に関する寄附をすることに基づきまして、二十二条の三の規定は受けることはないものと考えているところでございます。

○五十嵐委員 竹中さんのおっしゃつてある半病院というものは極めてまやかさんですね。病気でなければ政府が手を出すことはないんだあります。自分で、自助努力でお医者さんへ行き、自労努力で薬を買って飲めばいいんですよ、それは何で政府が助けなきやいけないの。預金者は自己責任なんでしょう。おかしいじやないです。何で銀行経営者だけ助けられるんですか。みんなそう思つていますよ。特に中小企業、貸し渋り、貸しはがしを受けている皆さんには、そこまでして銀行経営者を政府が助けなきやいけないと。それだったら、不良債権のもとだつたら、我々に一億円ずつ配つてくれた方がみんな健全になりますよと言うの。みんな正常にありますよと言つてますよ、それは。そういうことじゃないんですね。そう思いませんか。

例えば、金融危機対応会議を開いて、りそな公的資金が注入されました。総理が直接主宰をする金融危機対応会議で救済額を決め、救済を決定するんですよ。これは政府が補助金を交付する場合とどこが違うんですか。どこが違うんですか。そんな勝手な解釈はないでしよう。私は、これは完全に政府の補助金に準じて解釈されるべきだと思いますよ。こんな解釈で通用するんですか。

○高部政府参考人 先ほど、政治資金規正法の第二十二条の三の二項の規定について申し上げましたが、委員御指摘ございました一項について、補助金等を受けている団体についての同様の政治活動に関する寄附の規制についての規定がございません。二項の方で、出資等を行つておる場合の規制がござります。

先ほどお答え申し上げましたのは、国から補助金あるいは国から出資金を受けているという規定ぶりになつてござりますので、国とは別の預金保険機構でござりますとか整理回収機構が出ているものにつきましては、この規定の規定ぶりからして、直ちに直接的に適用させるのは難しいのではないかというふうに考えておるところでござい

○五十嵐委員 そういうのを法匪といふんです
よ、法匪。法の精神が全然わかつていません

ないです。なぜ……(発言する者あり)いやいや、そうじゃ
ないかといふと、国の税金との関係がびんとこない
直接的でない、間接的な支出については問われな
いそうでしようというのが法の精神なんです
よ、これは。わかりますよね。何かの団体を、例
えば特殊法人を通じて補助金が流された、もとは
國のお金だけれども補助金が流されたときに、そ
れはもととが國のお金だということがわからな
いかもしないから、そこまで、受けた業者さん
に寄附金の禁止規定をしたらそれはかわいそう、
酷だから、そこは、だから直接国が出たところ
に限りましょうという法の精神になつてゐる。
ところが、このような場合には、もう完全に總
理大臣が國のものじゃないですか。主宰する会
議で注入を決定する、それでも形式上は預保を通
じてだから、それは補助金とは別に解して何の責
任も問われないなんという解釈は國民が受け入れ
るわけはないぢやないですか。そんなば
かなことはない。總理、どう思いますか。

○小泉内閣総理大臣 難しい法律の解釈を今伺わ
せていただきましたけれども、よく政党間で協議
していただきたいと思います。

○五十嵐委員 わかりやすい話は、私、専門家じや
ない、私、文学部出身で専門家でも何でもないん
ですが、法の精神というのはわかるでしょ。法
律というのはみんな源があるで、どういつもり
で書いたのかというのは皆さん十分に確かめられ
るはずなんですよね。

それでは、今の論理で言うと、今度こうやつて
公的資金をばらまいても、中小の金融機関まで、
公的資金が隅々まで使われるおっしゃるんで
すが、私は使われないと思うんだけれども、使われ
るははずなんですよね。

それでは、今の論理で言うと、今度こうやつて
公的資金をばらまいても、中小の金融機関まで、
公的資金が隅々まで使われるおっしゃるんで
すが、私は使われないと思うんだけれども、使われ
るははずなんですかから、その場合は、そういう公的
な資金を入れられるということになると、新たに

資金を受けたところは、幾らでも政治献金等をし
てもいい、こういう解釈なんですね、選舉部長さ
んとしては。

○高部政府参考人 政治資金規正法につきまして
は、長年の経緯とそれからいろいろ御議論の中
で今のシステムができ上がつてあるものと承知し
ておりますが、委員御指摘がございましたように、
一定の政策目的のある中でどういう規制を具体的
にしていくかということでの条文ができる

ものと承知しておりますので、國から補助金、國か
ら出資を受けているといったような規定ぶりに
なつておりますので、私どもとしては、その条文
に則して解釈するということにならうかと思つて
おります。

これから広がつたときにどうなるかというお話
でございましたが、無論、個別具体的の対応で、ど
ういうことになるのかは具体に判断しなきゃいけ
ないというふうに思つておりますが、國とは別の
主体から補助金あるいは出資ということでありま
すと、この条文の中で、この条文が適用になる
ということにはならないのではないかというふう
に思つております。

○五十嵐委員 預金保険機構というのは、それは
株式会社であるかもしれないですが、もとのお
金は全部税金なんでしょう。あるいは、國の保証
する交付国債なんでしょう。これは政府そのもの
じゃないですか。そんなばかな解釈が成り立つは
ずはないでしょ。

では、この金融二法案が、預保法改正案と金融
強化法が出てくる段階で、その問題について金融
機関からの献金の受け取りを自民党は自肅して
いるかどうかというのは、金融機関と詰めたんですか。

○高部政府参考人 政治資金規正法の解釈をする
場合には、やはり個別具体に、問題になります
が、それは所管省庁とお話をさせていただいて、ど
ういう性格のものかということを議論、意
見交換をさせていただいた上で、一定の時間をか
けて私どもとして判断をさせていただいていると
ころでございます。

○五十嵐委員 それはうそなんですよ。きのう來
た担当の方は、そこは詰まつていません、今初め
て指摘を受けましたみたいな話で、具体的に出て
こなければどういう種類の出金になるのかわから
ないので、それは直ちに政治資金規正法に引っか
かるのか引つかからないのかわかりません、こう
言っていましたですね。うそじゃないですか。国会
をばかにするんですか。

では、金融庁に聞きました。金融庁、この点
について詰めた上で法律を出されたんですね。
本法律を提出する際に、各省と協議をいたしま
して、各省の合意を得て出させていただいている
ところでございます。

○五十嵐委員 今増井さんがおっしゃったこと
は、要するに、総務省もうつかりしていて、金融
庁もうつかりしていて、こんなことは考えません
でした、だから、見過されてきたんですねと言つ
ているのと同じんですよ。(発言する者あり)
そういうことですよ。だってそういうふうに聞き
ましたから、私は。

總理に伺いますけれども、大手行は自民党に対
する献金を今自肅していると思うんですけど、今
やりとりと踏まえた上で、こうした公的資金を受
け入れてある銀行ないしその団体からの政治献金
について、自民党的立場として、あるいは自民党
所属議員に對してもですが、これはどうすべきか、
手なんですよ。それはなぜかというと、いや、自
民党としては、銀行協会に献金を再開してくれと
頼んだんでしょう、頼んでいるんです。銀行協
会といふか経団連そのものに頼んでいるわけです
が、それで、それを受けて、その中でそういう動
向が出てるんぢやないですか、もう一回復活さ
せようという動きが。

だから、逆なんぢやないですか。だから、もし
ろ、總理としてそういう強い倫理觀をお持ちであ
るならば、党としても、党の所属議員に對しても、
この公的資金を受け入れた金融機関からは、これ
までもそうですが、これからも献金を受け
入れるべきではないということをはつきりおつ
しゃつて決められるべきではないですか。党總
裁なんですから、それはできるはずなんですよ。
これはどうでしょ。

○小泉内閣総理大臣 それは、政治資金規正法の
あり方については各党で協議しておりますので、
法律改正しなくともできることはやつていいこうと

また利権になりかねないわけですね。そうでしょ
う。自分の関係している金融機関には公的資金を
經營責任を問わないで入れてくれよと言うことは
あり得るわけです。ですから、これは禁止すべ
きだと思います。

私は、あの総務省の解釈は間違いだと思っていま
すが、それは後で争うにしても、これは政治的に
も禁じるべきだ。禁じるべきだと思うんですが、
そのべき論を總理に改めて伺いたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 これは、何でも法律で規制
がいいという以前の問題だから、自民党は自肅し
ているんです。別に大手が、こういう公的資金
の入った金融機関が自民党に献金したいと言つ
ているということも聞いていませんし、自由民主党
はそういうことがあっても、今いろいろなお話も
ありますから、自肅ということはみずから慎んで
いるんですから。そういうのは、献金しない、結
構ですよ。そこら辺を考えていただきたい。

○五十嵐委員 總理は、竹中さんに輪をかけて上
手なんですよ。それはなぜかというと、いや、自
民党としては、銀行協会に献金を再開してくれと
頼んだんでしょう、頼んでいるんです。銀行協
会といふか経団連そのものに頼んでいるわけです
が、それで、それを受けて、その中でそういう動
向が出てるんぢやないですか、もう一回復活さ
せようという動きが。

だから、逆なんぢやないですか。だから、もし
ろ、總理としてそういう強い倫理觀をお持ちであ
るならば、党としても、党の所属議員に對しても、
この公的資金を受け入れた金融機関からは、これ
までもそうですが、これからも献金を受け
入れるべきではないということをはつきりおつ
しゃつて決められるべきではないですか。党總
裁なんですから、それはできるはずなんですよ。
これはどうでしょ。

○小泉内閣総理大臣 それは、政治資金規正法の
あり方については各党で協議しておりますので、
法律改正しなくともできることはやつていいこうと

いうことで自粛しているわけでございます。

○五十嵐委員 これ以上詰めてもお答えは同じなようですからあれでされども、それは、これらも総裁としては自粛を続ける、それは単に大手行にのみならず、公的資金が入っているところか

らはもらわないようにならうというふうに、少なくとも総理自身のお考えとしては持つてあるというふうに解釈をさせていただきたいと思います。

しかし、それは各党間の協議の話ですけれども、実際には、私は、これは法律に違反する。何も補助金が直接国から出ているところだけはだめという理屈は成り立たないんですよ、さっき言つたように。それを強引に、総務省にきのう私が言つた急に出てきた解釈ですよ、今出てきた解釈は、預保法の範囲から出てくるものについては、預金保険機構を通じての出金だからこれは当たらぬい、「二十一条の三の一項にも二項にも当たらぬ、こんなでたらめな解釈を泥縄的に出してくるとは、本当に私はけしからぬというふうに思うわけだと思います。そして、とにかくこの法律というのにはそういう問題点も含んでいます。

先ほど言いましたように、上限がないわけです。厳格な食定をすれば公的資金を強制的に注入しなければいけない場面でも、決められている四%、八%まで入れれば、あと、それはロスはないはずだ、それは厳格に査定をすれば。それを、いかげんに査定をしておいて一二%も入れるんだ、これからもこういう方針を、中小の金融機関対象と思われるこの強化法にも使うんですね。要するに、必要枠をもう無限大に置いてしまっている。とにかくどんどん入れてもいいんだというのは、先ほど言いましたように、国の税金に変わるものではないような保証については限定的に使つて、大事に使つていきましたよという精神とは全く逆だと思うんですが。

これは、この法律に限りません。今私が申し上げているのは、これからも、例えば危機対応会議

を開かなければいけないようなケースでも、これからもそなと同じような、りそな方式といいましょうか、八%必要でも一二%強まで入れてしまふというようなやり方をこれからもやるおつもりですか。

○竹中國務大臣 私たちは、決して無条件、青天井な仕組みをつくっているということでは全くございません。しかし、これはやはり実情に合わせてその参加額を決めなければいけませんから、そこは経済の中での経営主体であり、そこでの判断をまず尊重しなければいけないわけであり、そこはやはり柔軟性というものはどうしても持つておかなければいけないのでしょうか。

民主党の案は、その意味で非常に、私どもから見ると実は硬直的ではないかというふうに見えるわけであります。柔軟でなければいけない。ある程度規律は必要だということは私は全くだと思ってますから、だからこそその必要額等々についてきちんと審査をする、その仕組みは、この法律の中では、何度も申し上げておるよう、つくつているということをございます。

これから云々でありますけれども、危機対応会議の事例を今挙げられました。これは、どういうことが起こり得るかというのはわかりませんであります。しかし、これは大盤振る舞いをすればいいという性格のものではもちろんありませんから、その時々に合わせて必要なものを限定的にやはり注していく、これは公的資金を預かる立場からの当然の姿勢であろうかと私は思います。

しかし、りそなの場合に見られますように、あの大手の金融機関が一度市場の中で過少資本になつて負の風評を受けた場合には、やはりそれを挙げたというのを今思ひ出しております。今も何か答弁に寂しさを感じていますので、何かいろいろ寂しいことがあるのかなと感じておりますが。

きょうは金融機能強化法案の議論でございますが、ここは郵政民営化の議論をするのにぴったりなどころでござりますので、今後は、恐らく郵貯の金融論がござりますし、村井筆頭は党の郵政問題研究会の座長でございますから、後でたっぷりとやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、きのう地方公聴会がございました。地方公聴会にありまして、八王子商工会議所の河合専

ている、それを見越して一二%強という過大な資金注入が行われたのであって、これぞモラルハザードをまぎれりという話なんですよ。

要するに、あなた方と私たちの違いは、しっかりとモラルを持っておられるか持つてないかの違いであるということを言わせていただいて、私の質問を終わります。

○田野瀬委員長 次に、島聴君。

○島委員 民主党的島聴でございます。

今、竹中大臣が民主党の案は硬直的だと言われましたが、とんでもない話でありますし、金融改革に向けて鉄の信念を持った法案であると言い直しておきますので、まず最初にそれを申し上げます。

○竹中國務大臣 総理、ちょっと懐かしい本をお持ちしました。「郵政民営化論」という本でございます。私もこのメンバーで、一九九九年、私、一回生だから皆さんと同じぐらいのときであります。郵政民営化の勉強会をするといつて、当時松沢議員から呼ばれて行きました。私もいろいろなリスクがあつたんですけども、一つの思いとしてやろうといふことで行きまして、今も覚えてますが、マスクはたくさん来ていました。メディアは、第一議員会館の一部屋でした。私ども民主党の議員は七人ぐらいいました。自民党議員は総理一人でした。何か寂しい顔をして、私の方を見て、やあと手を挙げたというのを今思ひ出しております。今も何か答弁に寂しさを感じていますので、何かいろいろ寂しいことがあるのかなと感じておりますが。

○小泉内閣総理大臣 だんだん明るい兆しが出てまいりまして、企業の業績も改善してまいりました。設備投資も増加してきたようであります。まだ中小企業が厳しい、そういう景気状況であるということは見えていますが、総理、お願いします。

○五十嵐委員 りそなの場合には、その傘下、ホーリデイングスの傘下の中はどうしようもない部分を実は抱えていて、そこがブラックホールになつ

務が、地方公聴会があるというので、急速景気関係のアンケートというのをとつてくれました。それは、どうも総理と竹中大臣の感覚と随分違つんですよ。

「景気の実態と意見」では、「景気は回復しつつある」が一二%、「景気は横ばい状態にある」が六八%。「企業業績について」も「横ばいであります」が五五%、「景気の見通し」も「横ばいで推移する」が七三%なんです。それで、いわゆる民間の方で大企業と中小企業の差がすごく大きくなつてきているということがありますし、小泉改革でいろいろなゆがみも出ています。

総理が最初おっしゃった米百俵という精神というのは、あれ、ちょっと誤解がありますよ。あのとき、米百俵で、要するに教育を使って我慢するんだという話ですが、小林虎三郎のことは、河井繼之助によつて越後長岡の町が焼け野原になつたんです。焼け野原になつて、それを嘆いて、あのとき先の見えた人物がおりさえすれば町が焼かれてしまつた。そして、人々もこんなに飢えに苦しむことはなかつた。もう少し賢明だったらこんなにみんな飢えに苦しむこともなかつたんだけれども、これから頑張ろうというのが米百俵の精神。

総理は今見えていますか、八王子商工会議所の河合専務理事なんかが思つていらっしゃる、今までまだ中小企業が厳しい、そういう景気状況であるということは見えていますが、総理、お願いします。

○小泉内閣総理大臣 だんだん明るい兆しが出てまいりまして、企業の業績も改善してまいりました。設備投資も増加してきたようであります。企業にやる気が出づいたな、大手中心がだんだん中心に広がつていくのじゃないかな、そういう明るい兆しが出てきたと思います。

確かに、米百俵というあの話は教育を重視した話であります。結局、余り目先のことを考えず将来のことを考えろというのが、あの米百俵の精神ですね。米百俵、今みんなひもじい思いをし

ている、飢えているんだから、これをみんなに配つてくれ、そうすると、二、三日なり四、五日、飢えをしのげるじゃないか。そこに小林虎三郎が出てきて、いや、みんなに配るのもいいけれども、配つて、腹に、食つたらそれだけじゃないかと。

将来を見て、このよくなめな状態にならなかつためにも、人材育成が大事だ、教育だと。それでこの米百俵を、みんなくれと言ひもじい思いをした藩士を制して、米百俵を全部売つて、これを資金に学校を建てたといふ話であります。

だから、こういふ話、その時々、時代によつて状況は違いますが、大事なことは、余り日先のことをとらわれず将来の重要なものに投資をしていこうという、先を考えて大事なことをしようという精神をあらわしたものだと私は理解しております。

○島委員　だんだんよくなつたと言われますが、要するに、賢明なリーダーがいれば焼け野原になることなく改革は進む、そうじやない場合は焼け野原になつてゐる。そういう焼け野原になつたところも今地方にはたくさんある、それをまず認識してもらいたい。それが私の主張であります。

今、五十嵐委員も言わされました。今回の金融機能強化法は、ある意味で非常に危うい法律だと私は思つてゐます。制度設計と運用次第で、もちろん法律だから全部悪いとは言わない、薬になる場合もある、毒になる可能性も大変ある、そういうふうに思つてゐます。資本注入と同時に抜本的な不良債権処理をばつとやればいいでしようし、あるいは経営改革もそのまま本当に経営責任も先ほどから議論になつて、進めばそれでうまくいくかもしれません。だけれども、今五十嵐委員が言われたように、これは見方によつては一種の銀行国有化法なんですよ。

小泉総理、内閣総理大臣としてこういう法律を出されて矛盾を感じませんか。郵政民営化で民ができるところは民でと言つていて、銀行の方は何か国営化、そういう法律を出していて、それこそモラルハザード、今言わされたように、長期的に見

たらこれは非常に大変ですよ。そういう法律をして矛盾を感じませんか、総理。

○小泉内閣総理大臣　矛盾を感じるものではあります。

米百俵の時代、あれは、ひもじい思いをした人

に一合もやらない、一升もやらないというところだと、今だつたらとてもそんなことは許されないでしようね。こんな飢えているのに何もやらないというのは何事か、冷たいと言つて。政治的に、考えはわかるけれどもおれたちの背景には票があるんだ、考えると言つて、とてもあるのような強引な、我慢させるような政策はできないと思うんです。

しかし、そういうことから、現在は、そのままもう自分で倒産するのは当たり前だとほつておけるか。そういうない。痛みを和らげるために、混乱を最小限に抑えるために、やっぱり何らかの対策が必要じやないか。ただただ痛みに耐えろじや通じないということだと思つておけ。

金融機関をほつておいて、悪いものは倒産するのは当たり前だというふうになると、金融機関の倒産というのは地域に一番影響が多いわけです。

自力で立ち上るのは当然でありますけれども、今回の法案も強制じやありませんから、手を挙げてください。申請主義ですから。この法案がだれも使われなくて健全に立ち上れば一番いいんです。時限的です。こういうかなり景気の悪い状況において地域に余計な不安を起こさせない、万が一のためにこういう制度がありますよ、利用できますよといふいう法案ですから、私は矛盾はしないと思います。

○島委員　矛盾すると言つたら大変でしようから、矛盾しないというお答えしかないのでしょう。閣議で決定しているんですから。

二〇〇五年四月がペイオフの解禁日であります。来年の今ころは、予定どおりにいけばペイオフが解禁されている話であります。参議院選挙後も総理が総理であるという前提で話していますけ

れども、ペイオフが小泉政権の重要な政策であつたはずであります。これが先送りの決断がされました。二〇〇五年四月、ペイオフ解禁、この姿勢は変わりませんね、断行されます。お答えください。

○小泉内閣総理大臣　予定どおり実施いたします。

○島委員　竹中大臣、きょうはほかの同僚議員も質問をしましたけれども、ペイオフというのはなぜひやるべきだと私も思つてゐるんです。これがい

た決済性預金を銀行システムに基づいて守る、そのための決済性預金の制度は必要であろうというふうに私は思います。

そうした趣旨でありますので、これがあるから決済が行われていますから、そこは、例えば一日に一千万円とか、決済の日にわあつと超えてしまつてということはあり得るわけですから、そういうふうに私は思います。

○島委員　今、総理が、二〇〇五年四月、断行すると言われたのですから、ぜひ断行していただきたいと思います。

郵政民営化論に移ります。懐かしいんですよ。九年、四年前なんですけれどもね。委員十一人のうち四人が知事と市長になつていて、上田清司、堂本、松沢の三人が知事、中田宏が市長になつてゐますね。不思議な勉強会でした。

私が少し書いてゐるんですけど、そこには竹中平蔵慶應大学教授の評価も出でています。資産政策が必要だと書いてある。私も、それは賛成だとここには書いてあるんですけども。そういう意味で、ちょっと不思議な感じでこれを読んでおりました。いろいろな意味で、不思議な感じで読んでおりました。当時、総理になるとは私も思ひませんでした。そういう意味で不思議なわけであります。

そこで、決済性預金、これは一年半前になりますけれども、まさにこの委員会で御議論いただいた法案に基づくものでござりますけれども、御承知のように、決済性の預金というのは、決済性であつて、要求払いであつて、かつ、金利がつかないものである。今、マクロ的にはゼロ金利の状況が続いておりますから、決済性預金とその他の

預金との区別というのはなかなかつきがたいわけありますけれども、我々なりに努力をしてデフレを克服して、金利がより正常な状況になつてくる段階では、やはり金利がつく、つかないというのは重要なポイントになつてくる。

日本は諸外国に比べて圧倒的に銀行預金を通じた決済が行われていますから、そこは、例えば一日に一千万円とか、決済の日にわあつと超えてしまつてということはあり得るわけですから、そういうふうに私は思います。

○島委員　まさに島委員、そこは気持ちちは同じだと思いますが、ペイオフというのは、預金者が銀行を選別する、その緊張感の中で銀行も経営をするから、それによってまさに市場の規律を通じて金融システム全体がよくなつていく。日本もかつてはそういうシステムを持っていたわけでございますから、これをやはり復活させる状況に早く持つていかなければいけないというふうに思ひます。

それで、郵便貯金の問題でございますが、総理に問います。

當時から変わっていなといつしますと、非常に金融機能に対してもたらす弊害があると思っていました。郵便貯金というのは三百三十兆あります。個人預金残高で三割超であります、二八%、三割ぐらいですね。ドイツのポストバンクですが、大

きません、国民が選ぶことあります。どうしても財源が必要だ、足りない、国債はこれ以上発行しちゃいかぬ、じゃ、どこに見つけよう、その財源まで私が将来の総理大臣を縛ることはしない方がいいと思います。

(委員長退席、山本(明)委員長代理着席)

○島委員 それは、総理、ちょっと無責任です。行政改革をやって、その後は縛ることはないということはいいんですが、財源はきちんと考へないと、いたずら。自分はここまでやる、後は知らない、それは無責任であるし、当然、この郵政民営化、そう簡単にできないですから、村井さんの顔見ていたら。それはできるわけないです。あの筆頭理事、すごいんですから、いろんな意味で。ですから、それはきちんと。私の在任中は考えないというのは私は無責任だと思うけれども、どうですか。

○小泉内閣総理大臣 私の在任中、議論は大いに結構ですと言つていいんですよ。しかし、私の在任中は消費税を上げることはないということを言つていて。議論まで縛りませんよ。議論は、これから税制改革の中で将来どういう税がいいかというのはいろいろ議論はしなきや。これを縛るのはおかしいです、政治家として、政党として議論は自由です。

しかし、この二年半の間に消費税を上げる環境にないと私は政治家として判断しているんです。だから、在任中は引き上げない。しかし、議論は大いに結構。あるべき税制というのは、一年や二年でできるものじゃありませんから。今から十分議論してやつても、少なくとも、どんなに早くても二年半以内に消費税を上げる環境になると私は政治家として判断しているんです。

○島委員 ということは、今から総理のもとでそういうことを研究する、消費税を上げることも含めて研究する場を設けるということはあり得るわけですね。

(山本(明)委員長代理退席、委員長着席)

があります、政府にも税制調査会があります。そういう中で、消費税なりどういう税なり議論するのは、これは大きいに結構だと思います。

○島委員 いわゆる税源論、あるいはこれから財政再建論、非常に大きな課題になってしまいます。これは、郵政が民営化されていった場合、今、日本の国債発行残高は四百八十二兆円、保有主体は郵貯、簡保で百三十六兆円ですよね、これが民営化していった場合に、仮にという話です、民営化していった場合に、これが民営化するといつまでも国債を保有しているわけではありますから、そうなつてくると、国債自身を売る可能性も出てまいります。そういうときに、国債の暴落する危険性等々があると思いますが、経済財政担当大臣としてどのようにお考えになりますか。

○竹中國務大臣 郵政というのは、預貯金で二百三十兆、総資産でいうともっと大きくなるわけありますけれども、非常に大きな資産と負債の塊を持つております。その負債の中にいわば郵貯という政府保証つきの商品があり、運用している資産の中に国債等々がある。この塊をどのように運用していくかというのは、これはマクロ経済的に見て極めて重要な問題であり、総理が、これを日本民間市場の中に融合、つまり、吸收、統合していく、それを整然とやつていく必要があるといふふうにさつきおっしゃられましたけれども、その中で、今、島委員の御指摘というのは大変重要な一つのポイントになつてこようかと思つております。

我々、そういう問題意識のもとに、例えば、これは経済活性化の原則で市場にしっかりと糾合されていくんだ、整合性の原則でこれは他の政策目標、例えば国債管理政策とか民間金融市場の改革とか、そういうことと整合的に行っていくんだ、その五つの原則を早い時期から宣言をして、その方向に向かって、今機能を議論しておりますけれども、機能を踏まえて、やがては具体的な制度論等々、御指摘のような問題意識も踏まえて、しっかりと制度設計をしていかなければいけないと思っております。

○佐々木(憲)委員 これまでも申請主義なんですね。ですから、申請では同じなんですが、ただ、問題は、システムリスクの危機のない時期に、平時でも健全行も含めて投入ができるというシステムであります、違うんです。

○島委員 総理、今申しましたように、この委員会、郵政民営化、粗ごなしにはびつたりの委員会でありますから、これからどんどん議論を一般質疑でやついてきたいと思つていますから、その節はまたぜひお越しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 初め、勉強会のころから郵政民営化に関心を持ち、その改革の必要性に賛意を示した島議員の御意見でありますから、敬意を表すと同時に、これからも同志として御協力いただければなどお願いしたいと思います。

○島委員 村井筆頭、ということですので、よろしくお願ひします。

終わります。ありがとうございました。

○田野瀬委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

まず、総理にお伺いしますが、今提案をされております法案は、システムリスクの危険のある状態ではない平時の時期に、銀行の体力を増強するための投入するというものです。健全

航行を含む銀行に入れることができる。そして、損失が出た場合、国民負担にする、銀行負担はない、

こういう性格のものであります。これは以前の

政府の見解とはかなり違うものだと思うんです

が、そういう違ひのあるものだという認識はお持

ちでしようか。総理に、まず総理。

さてそこで、ちょっと話題を変えます。

総理、この贈収賄事件で逮捕されました日歯連の田舎会長と総理はお会いになつたことはあります。

○小泉内閣総理大臣 お会いしたことあります。

○佐々木(憲)委員 何度会いましたでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 何で会つたかわかりませんけれども、いろいろな会合、自民党はありますから、そういう会合でお会いしたという覚えはございません。

○佐々木(憲)委員 今、お配りした資料を見ていただければと思うんですが、一ページの右の下の方に、二〇〇二年の五月二十四日、小泉総理と臼田会長は懇談をしている。石原伸晃大臣と安倍晋三官房副長官が同席をした。この記憶はありますか。

これがあるから全部強制的に公的資本を注入するというものではない。

○佐々木(憲)委員 これまでも申請主義なんですね。ですから、申請では同じなんですが、ただ、問題は、システムリスクの危機のない時期に、平時でも健全行も含めて投入ができるというシス

テムであります、違うんです。

それから、負担は銀行負担が原則だという以前の見解がありました。今回はすべて国民負担だ、そのためにはいために貸し出す

部分については、数値目標は定めない、収益性については数値目標は定める。ですから、今までには中小企業向けの目標がありまして、それを達成するためいろいろな行政的な手法も用いたわけですが、それがないわけです。

ですから、そういう意味で、今回の法案というのは、かなり国民の負担のおそれのある、しかも銀行にとつて負担の少ない、中小企業向け融資の拡大ということも余り期待できない、そういう内容のものだというふうに我々は見ているところであります。

さてそこで、ちょっと話題を変えます。

総理、この贈収賄事件で逮捕されました日歯連の田舎会長と総理はお会いになつたことはあります。

○小泉内閣総理大臣 お会いしたことはあります。

○佐々木(憲)委員 何度会いましたでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 何で会つたかわかりませんけれども、いろいろな会合、自民党はありますから、そういう会合でお会いしたという覚えはございません。

○佐々木(憲)委員 今、お配りした資料を見ていただければと思うんですが、一ページの右の下の方に、二〇〇二年の五月二十四日、小泉総理と臼田会長は懇談をしている。石原伸晃大臣と安倍晋三官房副長官が同席をした。この記憶はありますか。

○小泉内閣総理大臣 二〇〇二年の五月二十四日

ですか、記憶にはありませんけれども、たしか就任あいさつだったと思うんですけれどもね。これは官邸ですか。これは場所は書いていないんだけれども。(佐々木(憲)委員)場所は東京です」と呼ぶ)東京。私と安倍副長官、石原大臣、これは一緒にということですかね。

どういう会合だったとか思い出せませんが、たしか、そのころ日歯会長に当選したのかな、だとすれば、これは会長だつたらば、就任あいさつというようなものだつたんじゃないかと思うんですが、はつきり覚えていません。

○佐々木(憲)委員 会長に就任したのは二〇〇〇年ですから。この二年前なんです。

もう一回、三ページのところをあけていただきますと、右の方に、これは昨年の十一月一日ですから大分記憶は鮮明だと思うんですが、小泉総理大臣と会食をした、こういうことがありますが、記憶はありますか。

○小泉内閣総理大臣 これは去年の十一月一日ですか。十一時四十五分、午前。選挙中じやないですか。どこかの選挙のとき会つたのかな、よく覚えていません。

○佐々木(憲)委員 これは名古屋であります。ホーテルグランコート名古屋前で演説をしまして、これは演説ですね、その後、このホテルで武見敬三自民党選挙局長、それから白田日歯連会長と昼食をとっている。これは選挙中でありますて、東京から三重にこの会長が移動する途中だつたと思いますが、総理は多分遊説だと思うんですが、記憶はありませんか。

○小泉内閣総理大臣 たしか、選挙中ですから、お昼をどこかで食べたんだと思います。どなたと食事したかというのは記憶にないんです。ざいます。ちょうど選挙中でありますて、この選挙中にこういうふうにお会いになつて、その会費

は一体どちらが払つたんでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 選挙中ですから、私は党総裁ですから、どこで食事するかというのと党の選挙担当者に任せつづきでありますから、昼飯に何食べたのかというのもわかりませんし、そのとき私が自分でお金を払うわけありませんし、昼飯だから、何食べたのかな、十分か二十分で済むのですから手軽な食事だったんだと思ひますけれどね、選挙中ですから。よく覚えていません。

○佐々木(憲)委員 この中で何を話したかというのを実は聞きたいいんですが、どうも記憶が余りないようなんです。診療報酬の話をされたのか、あるいは選挙資金の問題を話をされたのか、どうも記憶がないようなんです。

それで、こういうふうに、これは一例なんですが、白田会長というのは、ともかく政治家との会合が非常に多いわけです。例えば皆さんにお配りしたこの資料を見ていただけでも、二〇〇一年十七回、回数からいりますとあります。二〇〇二年二十九回、二〇〇三年で六十四回に上つて、急にふえているわけであります。

それから、接待が、日歯連の会食接待というものが非常に多いわけでありますて、この四ページのところを見ていただきますと、二〇〇一年八百六十万、二〇〇二年八百九十万、こういう記録があります。その具体的な中身は次の五ページ以後になりますが、これは料亭ですとかあるいはホテルですね、例えば十三年の一月十九日、一番上を見ますと、十一万九千円、二月十九日十七万六千円、二月十九日十二万八千円というふうにずっとあります。

それで、この接待攻勢というのは政治家に向けかなり行われている。この政治家向けの接待攻勢なども随分マスコミでも指摘をされておりまして、この今挙げた金額、八百万以上という金額であります。これが例えば九九年に比べると四割

増、九五年に比べると二倍以上、そういうふうな

報道もあるわけでございます。つまり、白田会長が会長になつて以後、急速にこの接待攻勢が行われている。

しかも、自民党の中につくられております自民

は、官僚の今問題になつてゐる問題だけではなくて、まさに政治家に直接かかわる問題になつてく

るわけであります。

こういう実態について今私は幾つか資料を提起しましたけれども、総理として、やはり何らかの調査といいますか実態把握、一体どうなつているんだということは当然党内でも検討すべきだと思いますけれども、いかがでしようか。

○小泉内閣総理大臣 今初めてこの資料を拝見いたしましたけれども、検査中だと伺っております。

党医療基本問題調査会の少子高齢社会歯科診療報酬等に関する小委員会というものがつくられました。それは二〇〇〇年につくられたわけであります。しかし、この日歯連がぜひそういうものをつくって、既に公表されておりますけれども、この自民党の小委員会に、今度はそのメンバーに対して政治献金の攻勢を行つ。

一番最後に添付してありますのが、これは先日、我が党の山口議員が厚生労働委員会で配付した資料であります。こういう形で、何でこういうことをやつているのかということなんです。その目的は、診療報酬にかかる日歯連の要望を反映させたためである。これははつきりと日歯連報にも書いてありますし、政治連盟の機関紙、日歯連の機関紙にもそのことが書かれているわけです。

この小委員会は、記録によると三回ありますて、この日歯連報によりますと、二〇〇〇年の九月二十七日、二〇〇〇年の十月十九日、十二月十五日と開かれまして、その中で、歯科医療全般についての打ち合わせを行つたとか、あるいは歯科診療報酬の今後の対応等について協議を行つた。つまり、要請を受けまして、こういう日歯連の要請に沿つた政治的な発言を実際に行つてゐる。

その中のメンバーも、この問題について、例えば木村義雄議員はこのメンバーの一員ですけれども、かかりつけ歯科医初診料の条件緩和を求めて、何で使いにくくしているんだ、何とかして、こういうことを言いまして、同省の幹部は議員に激しく責められた、こういう話をしている。

こうなつてきましたと、これは明らかにあります。持つて金品を提供し、会食接待を行い、それに基づいてその議員が動く。こうなりますと、これ

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後三時二分散会

(第一類 第五号)

衆議院 第一百五十九回国会 財務金融委員会議録 第二十一号 (その一)

(一七二) (その二)

[本号(その一)参照]
派遣委員の東京都(八王子市)における

意見聴取に関する記録
一、期日
平成十六年四月二十日(火)

二、場所
京王プラザホテル八王子

三、意見を聴取した問題

金融機能の強化のための特別措置に関する
法律案(内閣提出)、預金保険法の一部を改
正する法律案(内閣提出)、金融機能の再生
のための緊急措置に関する法律等の一部を
改正する等の法律案(五十嵐文彦君外二名
提出)及び金融再生委員会設置法案(五十嵐
文彦君外二名提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長	田野瀬良太郎君	萩山 教嚴君	山本 明彦君	津村 啓介君	上田 勇君	村井 翁君	仁君
(2) 意見陳述者	青梅信用金庫理事長 大杉 俊夫君	多摩中央信用金庫理事長 佐藤 浩二君	タマティーエルオーリー株式会社代表取締役社長 井深 丹君	東成エレクトロビーム株式会社代表取締役社長 上野 保君	日本共産党の佐々木憲昭君	大杉 俊夫君	島 長妻 昭君
(3) その他の出席者	財務金融委員会専門員 金原 健次郎君	河合 和郎君	八王子商工会議所専務理事 金原 健次郎君	八王子商工会議所専務理事 金原 健次郎君	鈴木 健次郎君	三國谷勝範君	

金融庁総務企画局政策課 長 金融庁総務企画局信用課 長
桑原 茂裕君 乙部 辰良君
信用機構室長 藤井 健志君
財務省大臣官房文書課国 会連絡調整官 梶原 広彦君

午前九時開議

○田野瀬座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院財務金融委員長の田野瀬良太郎で

ございます。私がこの会議の座長を務めさせていただきます。

当委員会におきましては、内閣提出、金融機能

の強化のための特別措置に関する法律案及び預金

保険法の一部を改正する法律案及び五十嵐文彦

君外二名提出、金融機能の再生のための緊急措置

に関する法律等の一部を改正する等の法律案及び

金融再生委員会設置法案につきまして審査を行つ

ておるところであります。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ござ

ります。

おさつ申し上げます。

当委員会といたしましては、四議案の審査に當

たり、国民各界各層の皆様方から御意見を賜るた

め、御当地におきましてこのような会議を催して

おるところでございます。

御意見をお述べいただく方々には、御多用中にな

りかかわりませぬ御出席をいただき、まことにあ

りがとうございます。どうか忌憚のない御意見を

お述べいただくようよろしくお願い申し上げま

す。

それでは、まず、この会議の運営につきまして

御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願い申し上げます。

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただく方々から委員に対しても質疑はできなことになりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方から御意見をそれ

ぞ三分程度でお述べいただき、その後、委員か

らの質疑に対してもお答えいただきと存じま

す。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、本日の御出席の方々を御紹介いた

ます。

まず、派遣委員は、自由民主党理事村井仁君、

無所属クラブ理事島聰君、同じく長妻昭君、公明

党理事上田勇君、民主党・無所属クラブの津村啓

介君、日本共産党の佐々木憲昭君、以上でござ

ります。

次に、御意見をお述べいただく方々を御紹介さ

せていただきます。

青梅信用金庫理事長大杉俊夫君、多摩中央信用

金庫理事長佐藤浩二君、タマティーエルオーリー株式会社代表取締役社長井深丹君、東成エレクトロビーム株式会社代表取締役社長上野保君、社団法人首都圏産業活性化協会事務局長岡崎英人君、八王子商工会議所専務理事河合和郎君、以上六名の方々でございます。

それでは、まず大杉俊夫君から御意見をお伺い

いたします。

○大杉俊夫君 おはようございます。青梅信用金庫の大杉です。本日は、地方公聴会で意見を述べさせていただきます。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願い申し上げます。

私ども金庫は、多摩地区の北西部と埼玉県の南

西部を営業地盤とする預金量六千億円の地域金融

機関です。私は、お客様である中小企業の景況調

査結果とお客様への取り組み方針を申し上げたい

と思います。

まず、十六年一一三月期の総合業況判断、DI

値は、前期比九・七ポイント改善し、マイナス二

六・三ポイントです。青梅商工会議所の商業・工

業経営動向調査では、商業は依然として厳しいも

の、工業関係では若干回復の兆しがうかがえた

となっています。また、同じ商工会議所調査で、

金融機関からの借り入れが困難だと答えた企業

が、工業で二十四先、比率で一〇%、前回調査比

六ポイント改善、商業では二十一先、比率で一

八%、前回調査比五ポイント改善となつておなりま

す。地元の金融機関として、これからも資金申

込みにできるだけ前向きに対応してまいります。

次に、お客様への取り組み方針は、地域のお役

に立ち、お客様に喜ばれる信用金庫を基本方針と

して、①相談ができる、②情報提供できる、③便利

である、④地域に貢献している、このような信用

金庫になることで、私たちの地域になくてはならない地域金融機関になることを目指しております。まだまだ中身が足りませんが、お客様のこと

をもつとよく知つて、お客様のためにできること

からやつてまいりたいと思っております。

最後に、先ほど申し上げましたお客様の景況判

断は水面下のマイナス二六・三ポイントの厳しい

環境の中での懸念を強く持つておられますお客様、

中小企業の皆様と、地域内の経済の活性化のため

に努力している信用金庫の社会的役割につきまして御理解を賜り、引き続き御支援をお願い申上げます。

○田野瀬座長 ありがとうございます。

○佐藤浩二君 多摩中央信用金庫理事長の佐藤でございます。

本日は、このような席で意見を述べさせていただくということを感謝申し上げ、お札を申し上げます。

私ども多摩中央信用金庫は、昭和八年に立川で設立されまして、昨年の十二月でちょうど七十年ということがになっております。その間、振り返ってみると、常にお客様とともにあつたということが歴史になつておりますけれども、私自身はここで理事長として三年、二〇〇一年の六月に理事長に就任いたしまして、三年ということになりました。職員から通算しますと三十八年ぐらいになるわけですけれども、これほど時代が変わつてしまつたというふうに感ずることはございません。

私が理事長になりました二〇〇一年の秋というのが、今考えてみますとどん底ではなかつたかな、地域経済にとりましても、また社会にとりましても、そういった感じがいたします。

そうした中で、私ども自身が生き残つていくために何をするかというふうなことを考えて、やはりお客様とともにあるという、そうしたことを実践していかなければ生き残れない、こういうふうな感じを持って事業展開をしてきたわけですが、たまたま昨年から打ち出されましたリレー・ション・シップ・バンキングの機能強化といったものと一致しております。そうしたことをお客様のために、お客様がこの時代を乗り越えていくためにお手伝いしていくことが今の主題となつております。

私たちの規模は一兆四千億という預金量と約九千億の貸出額でございますけれども、全国的に見ますと大体十番目ぐらいに位置するのかというふうに思つておりますが、それでも、非常に、これから時代を生きていくというのは、特別なビジネスモデルを確立していくしかなければやはり難しいのかなというふうに考えております。参考までに資料としてつけさせていただきました、「たましんレポート」ということで、私どもの内容について御理解賜れば幸いだと存じます。

また、私ども、内部資料をいたしまして、リレーシヨン・シップ・バンキングにつきましてたまたま一社致していると申しましたけれども、昨年の上期が終わった時点で見直してみた資料をつけさせていただきましたので、それをお持ちしましたので、またごらんいただければと思います。

いずれにしましても、私どもはお客様とともにこの時代を生きしていくということで、こうしたことをやつているということを御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○田野瀬座長 ありがとうございます。

○井深丹君 TAMA-TLOの井深でございます。

次に、井深丹君にお願いいたします。

TAMA-TLOというのは、大学の研究成果を特許化いたしまして、中小企業を含む民間企業に技術移転する会社で、設立後四年を経過しております。広域多摩地域、これは東京、埼玉、神奈川を含みますが、この二十の大学と連携いたしまして、研究者の発明の特許化と地域の中小企業のニーズに対応する技術移転を行つております。地域新生コンソーシアム研究に代表されます産官連携型の企業にとって大変ありがたい制度でございまして、研究開発の企画、管理、運営を担当しております。

新生コンソーシアムを含めて八件の研究開発プロジェクトの管理法人を行いまして、約五億円の委託を受けて、大学や企業に再委託いたしました。このうち四億円は国からの委託金でございます。したがいまして、支払いは後払いございます。したがいまして、研究開発に必要な資金をいたしまして、平成十五年度は二億三千円のつなぎ融資を受けております。

TLOの業務にとって、資金調達は大変重要な業務委託契約を結びまして、無担保のつなぎ融資権を確保しております。この対価をいたしましてなりまして、投資案件の技術審査を担当しております。来年春開業予定の新銀行東京からも同様の技術情報提供という業務を受けることになつております。これにはTAMA-TLOの社員だけではなく、ベンチャー企業に対する投資委員会のメンバーとなりまして、投資案件の技術審査を担当しております。Aコードイネーターの方々の力を結集いたしまして、グループとして対処したいと考えております。

以上でございます。

○田野瀬座長 ありがとうございます。

次に、上野保君にお願いいたします。

○上野保君 東成エレクトロピームの社長をしております上野でございます。

私どもの会社の概要を最初に御説明申し上げたいと思っております。

工場は、本社工場が瑞穂町でございますし、羽村市に工場を持つております。昭和五十二年に設立いたしまして、現在満二十七年目を迎えているところでございます。資本金は株式会社の一千万円でございます。従業員は現在七十五名でございます。売上高でございますが、この三月期で一億六千万円を達成いたしました。前年比で一%のアップでございます。お客様でございますが、現在二千五百社を持っておりまして、平成十五年度で新規に百五十社の新しいお客様を開拓いたし

る制度でございます。

TAMA-TLOは、平成十五年度には、地域新生コンソーシアムを含めて八件の研究開発プロジェクトの管理法人を行いまして、約五億円の委託を受けて、大学や企業に再委託いたしました。

この

度でございました。

事業の内容でございますが、電子ピームの溶接加工、それからレーザーの加工ということを業にしてございます。

私どもの会社のビジネスモデルでございます。

中小企業は非常に多様なビジネスがございます。

物づくり、それから流通、サービスがございます。

けれども、私どもの会社のビジネスモデルは、メカニカルから一号機の装置を導入いたしまして、お客様とR&D、試作の支援、それから量産もお受けする。その場合に非常に高額な設備を購入しますので、信頼力というものは大変重要な要素です。それから、産学官連携をしながら最先端の技術を確立していくということをやつてございます。

中小企業向け金融に関する御提案でございます。

民間の金融機関の体力の向上というのが私は非常に重要なと思ってございます。私ども中小企業は大変多くの経営資源の不足を感じておりますけれども、特に金融機関につきましては大変多くの金融機関がぜひ活躍していただくようになります。

中小企業向け金融に関する御提案でございます。

民間の金融機関の体力の向上というものが私は非常に重要なと思ってございます。それから、政策金融の非常に重要な役割も担つておると思います。それから、やはて伸びていく中小企業のために、ファンディングの拡充というようなことも大切だと思ってございます。

これからは基盤技術を担う中小企業、それから製品開発型中小企業が広域に連携して、強い者同士が、全国にたくさんいらっしゃいますそういう人たちが、さらにはまた引き上げ効果として、中小企業を引き上げていくというような効果をやつていただきたいと思ってございます。

ぜひ金融機関の方々に体力をつけていただきたいと思っております。

で、貸しはがしとか貸し渋りが起きないような形でぜひお願いしたいなというふうに思つております。

以上でございます。

○田野瀬座長 ありがとうございました。

次に、岡崎英人君にお願いいたします。

○岡崎英人君 社団法人首都圏産業活性化協会、通称TAMA協会の岡崎と申します。どうぞよろしくお願ひします。

資料をごらんいただきたいと思います。

TAMA協会は、国道十六号線の沿線で、資料の地図に示しますとおり、黄色く色塗りしました

一都二県にまたがる地区におきまして、産学官連携の推進組織として活動しております。

この地区的特徴としましては、エリア内の製造品出荷額は二十二兆円ありますて、これはシリコンバレーの二倍に及びます。それと、企業でござりますけれども、高い市場占有率を誇る製品開発型企業に加えまして、優秀な技術を持つ中小企業が多数立地しております。大学でございますけれども、理工系大学だけでも三十八大学が立地しておりますまして、ボテンシャルの極めて高い地域でございます。

TAMAのネットワークでございますけれども、TAMA-TLOとTAMA協会が車の両輪となりまして、産官学の連携を進めてございます。

最近では多摩信さんや青梅信さんなどの地域金融機関さんとタイアップさせていただきまして、優良企業の紹介を受けて研究開発や経営革新などの支援を行っております。この支援のコアとなりますのが、中小企業診断士あるいは技術士などの百四十名に及ぶTAMAコーディネーターでございます。

それから、TAMA協会の実施事業でございますけれども、情報ネットワークから販路開拓までいろいろなことを実施してございます。とりわけ、TAMA協会のホームページには月に十万件以上のアクセス数がございまして、中には仕事の受発注も成立してございます。また、最近では、金融機関との連携に加えまして、販路開拓に力を入れております。販路のプロを介しまして、売れる物づくりを目指してございます。

最後に、地域金融機関との連携でございますが、主なものを見上げたいと思います。

一つ目は、TAMAファンドの創設でございます。これも地元の西武信金さんとタイアップいたしましたして昨年の四月に立ち上げました。ファンド総額は現在二十億円となってございまして、既に十二案件、三億円強の投資が実行されております。

二つ目は、国の補助金のつなぎ融資制度の創設でございます。国の補助金が採択された場合、これが後払いでございますので、事前に資金を用意する必要があります。現在、多摩信さんなどと連携をしながら、七案件、二億円弱の融資が実行されております。

以上、大変難解でございますけれども、TAMA協会の取り組みと金融機関との連携につきまして御説明させていただきました。大変ありがとうございます。

○田野瀬座長 ありがとうございました。

次に、河合和郎君にお願いいたします。

○河合和郎君 おはようございます。地元八王子商工会議所専務理事の河合でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、地域の経済、金融の実態調査ということで八王子市までお越しいただき、ありがとうございます。

本日の意見陳述のお話をいただき、より新鮮かつ正確な情報を申し上げるため、商工会議所の幹部役員に対し緊急のアンケート調査を実施いたしました。お手元に概要の資料として配付をさせていただきました。お手元に概要の資料として配付をさせていただきました。本日は、この調査をベースに発言をいたしたいと思います。

○田野瀬座長 ありがとうございました。

次に、河合和郎君にお願いいたします。

○河合和郎君 おはようございます。地元八王子商工会議所専務理事の河合でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、地域の経済、金融の実態調査というこ

とで八王子市までお越しいただき、ありがとうございます。

本日の意見陳述のお話をいただき、より新鮮かつ正確な情報を申し上げるため、商工会議所の幹部役員に対し緊急のアンケート調査を実施いたしました。お手元に概要の資料として配付をさせていただきました。お手元に概要の資料として配付をさせていただきました。本日は、この調査をベースに発言をいたしたいと思います。

○田野瀬座長 これより意見陳述者に対する質疑に入ります。

委員各位に一言申し上げます。

議事整理のため、御発言は、一回につきおおむね三分以内でお願いいたします。また、御発言は、

拳手の上、委員長の許可を得た後にお願いいたします。御発言は着席のままで結構です。

まず、景気の認識であります。

景気動向の実感として、七割の企業が横ばい、二割を超える企業が景気は回復しつつあると認識しております。また、自社の業績につきましては、五割強が横ばい状態、三割弱が上向いているとしております。さらに、景気の見通しにつきましては、「このまま回復軌道にのる」とする方が二割、横ばいで推移する」というのが七割であります。

なお、大手や中堅中小企業に現状維持や回復感が多くある中で、企業数の大多数を占めます零細企業、八王子の場合には約七割がこの零細企業に当たりますけれども、この零細企業の方々が、むしろ悪化しているという声も聞かれるところが少し気になるところでございます。

次に、金融機関と企業との関係の中で、金融機関の融資姿勢であります。

今までと変わらない」とする企業が五割、融資姿勢が「以前より厳しくなった」とするものが四割で、相半ばする見解が示されております。しかし、企業の金融機関に対します総体的な見方といたしましては、大変に厳しい、あるいは不信感を持っています。それが実態でございます。各企業者の具体的な意見等につきましては、後ほど発言の機会がありましたら御紹介をしたいと思います。

次に、青梅信用金庫理事長大杉様、多摩中央信用金庫理事長佐藤浩二様にお伺いいたします。

古いわけであります、地域経済社会の発展に貢献してこられたと存じております。そうした目から見て、地元の伝統的な中小企業の状況、あわせて、そうした企業に対して地域金融機関にどのような八九四年に設立以来百十年たつている、たいへん先进的な企業が非常に元気がよいと聞いております。中小企業ではやはり伝統的な事業が中心だと思うわけですけれども、八王子商工会議所は一

八九四年に設立以来百十年たつている、たいへん先进的な企業が非常に元気がよいと聞いております。中小企業ではやはり伝統的な事業が中心だ

と思うわけですが、多摩地域において最先端技術を使います。これも地元の西武信金さんとタイアップいたしましたして昨年の四月に立ち上げました。ファンド総額は現在二十億円となつてございまして、既に

十二案件、三億円強の投資が実行されております。

二つ目は、国の補助金のつなぎ融資制度の創設でございます。国の補助金が採択された場合、こ

れは後払いでございますので、事前に資金を用意する必要があります。現在、多摩信さんなどと連携をしながら、七案件、二億円弱の融資が実行されております。

以上、大変難解でございますけれども、TAMA協会の取り組みと金融機関との連携につきまして御説明させていただきました。大変ありがとうございます。

○田野瀬座長 ありがとうございました。

次に、河合和郎君にお願いいたします。

○河合和郎君 おはようございます。地元八王子商工会議所専務理事の河合でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、地域の経済、金融の実態調査といっ

くお願いをいたします。

本日は、地域の経済、金融の実態調査といっ

くお願いをいたします。

○田野瀬座長 ありがとうございました。

次に、河合和郎君にお願いいたします。

○河合和郎君 おはようございます。地元八王子商工会議所専務理事の河合でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、地域の経済、金融の実態調査といっ

くお願いをいたします。

○田野瀬座長 ありがとうございました。

様にお尋ねいたしたいと思います。

まず八王子商工会議所の専務理事にお伺いいたしましたが、多摩地域において最先端技術を使います。これも地元の西武信金さんとタイアップいたしましたして昨年の四月に立ち上げました。ファンド総額は現在二十億円となつてございまして、既に

十二案件、三億円強の投資が実行されております。

二つ目は、国の補助金のつなぎ融資制度の創設でございます。国の補助金が採択された場合、こ

れは後払いでございますので、事前に資金を用意する必要があります。現在、多摩信さんなどと連携をしながら、七案件、二億円弱の融資が実行されております。

以上、大変難解でございますけれども、TAMA協会の取り組みと金融機関との連携につきまして御説明させていただきました。大変ありがとうございます。

○田野瀬座長 ありがとうございました。

次に、河合和郎君にお願いいたします。

○河合和郎君 おはようございます。地元八王子商工会議所専務理事の河合でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、地域の経済、金融の実態調査といっ

くお願いをいたします。

○田野瀬座長 ありがとうございました。

次に、河合和郎君にお願いいたします。

○河合和郎君 おはようございます。地元八王子商工会議所専務理事の河合でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、地域の経済、金融の実態調査といっ

くお願いをいたします。

○田野瀬座長 ありがとうございました。

次に、河合和郎君にお願いいたします。

○河合和郎君 おはようございます。地元八王子商工会議所専務理事の河合でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、地域の経済、金融の実態調査といっ

くお願いをいたします。

○田野瀬座長 ありがとうございました。

次に、河合和郎君にお願いいたします。

○河合和郎君 おはようございます。地元八王子商工会議所専務理事の河合でございます。よろしくお願いをいたします。

て、地域のための金融機関という認識でありますので、若干都銀さんとは商売が違うというふうに認識しております。私たちは私たちの商売をさせていただきたいと思つております。

以上でございます。

○島委員 民主党の島駿でございます。きょうはどうもありがとうございます。

まず大杉理事長と佐藤理事長にお尋ねします。

一問目は、いわゆる地域経済に貢献されているということをお話になりましたが、リスクと地域経済への貢献ということについての質問であります。

一問目は、いわゆる地域経済に貢献されているということをお話になりましたが、リスクと地域経済への貢献ということについての質問であります。

今、金融機能強化法あるいは私どもの金融再生法というのを議論しておりますけれども、今回はメガバンクではなくて信用金庫さん、信用組合さん、あるいは地銀さん、そういうものを対象にする法案であるという形になつております。いわゆるメガバンクと信金さんあるいは信組さん等々の比較の一番大きいところは、リスク対応力ですね。

リスクと地域経済への貢献という話でいきますと、例えども、どうしても政策の一つの基準が自己資本比率というものになつてきます。今、佐藤さんのところは預金量が一兆四千億でしたか、それぐらいあれば相当な額でしようが、平均すると三千億ぐらいの信金さんたちが多いとしますと、自己資本比率を例えども、例えども百億程度の不良債権でも出たら一挙に過少資本に陥るということも当然あるわけなんですね。そうすると、自己資本比率といふのはかなり重視しなくちやいけない。しかし、地域に貢献していく場合にそんなことばかり言つてもおれないというふうな思いがあると思います。

ただ、私どもの基準として、この自己資本比率というのを基準にしているという状況であります。が、リスクと地域経済への貢献というものの、あるいは、もしそのリスク対応力を高めるためにはどういうふうなことをお考えになつておられるか。

佐藤さんの御意見は承りました。本などで読ませていただきました。要するに、自己資本比率に認識しております。私たちは私たちの商売をさせていただきたいと思つております。

まず第一問目の問題ですけれども、リスク対応

いオフ解禁という今の流れで行つておりますと、今度マークетリスクというのを考えなくちゃいけない。

斐チ・レーティングス社の格付というのがございました。これはある意味で斐チ・レーティングス社が独自にやられたわけですから、それをそんなに私も重視するつもりはありません。

ただ、私はきのう、この地方公聴会に来るに当たりまして、自分の地元の信金さんも行つきました。うちの地元の信金さんは全部スリースターだったんです、全部じゃないけれども、碧海信金さん、西尾信金さんがスリースターで、岡崎信金さんがツースターで。そういうことなので、斐チ・レーティングス社もマークетリスクという意味では余り問題がなかつたんですが、三百十四信金中百五十二信金がいわゆる不適格のNで、大杉理事長のところも佐藤理事長のところも

底した貢献ということが何に対しても収益を生み出すということで、企業の価値をどう高めるかと一緒にどういうふうに考えてやつております。

それから、二番目のペイオフ対応ということ、マーケットリスクの問題ですけれども、確かに、

私も、斐チ・レーティングスのNという、

そうしたこと、星をいただいてないんすけれども、これは、今現実に私どもの内容が、まだ自

己資本比率が八%という基準で多分見ていくんだ

ろうと思いますけれども、そうしたところがない

ということと、財務内容を勘案してそうしたことになつていてるということで、私どもとしては、そ

れを課題としてよくしていかなければいけない。

これもリレーションシップバンキングの一つの

片面でございまして、やはり経営力を強化すると

こうなつていてるという状況であります。

これ一つを重視するつもりはありませんけれども、一つの基準としてマークетリスクというのを今まで信金さん、信組さんというのは余り伺えなかつたわけですが、こういうのが出てきて、それがまたペイオフというものが視野に入つていいふうに考えておりますけれども、ただ、私の考えは、だからといって自「資本比率にこだわつてやるべきことをやらない」というんでは元も子もないというふうに思つてます。

それでまたペイオフというものが視野に入つていいふうに思つてます。

○佐藤浩二君 私の考え方をお答えいたします。

まず第一問目の問題ですけれども、リスク対応

えるかということかと思うんですけども、私自身の考えは、むしろ地域貢献という、そうしたことをやることがリスク対応につながるというふうに思つております。現実には、貢献度

が出ていいという話で、私も非常に好感を持ちます。それと同時に、金融機関としての信用、いわゆるリスク管理というものがあるわけですね。それからもう一つ、来年、二〇〇五年四月にペ

いオフ解禁という今の流れで行つておりますと、ねしたいというのが一点目であります。

それからもう一つ、来年、二〇〇五年四月にペ

いオフ解禁という今の流れで行つておりますと、ねしたいのが実際に収益に結びつくという考え方で、それをどのようにお考えかということをお尋ねを

ねしたいのが実際に収益に結びつくという考え方で、それをどのようにお考えかといたい

が、それと同時に、金融機関としての信用、いわゆるリスク管理というものがあるわけですね。それからもう一つ、来年、二〇〇五年四月にペ

いオフ解禁という今の流れで行つておりますと、ねしたいのが実際に収益に結びつくという考え方で、それをどのようにお考えかといたい

高まつてきている。こうしたことから、来期には、別にそれが目標でやつておるわけではありませんけれども、八%を超えるというふうに思つております。

ですから、今のリレーションシップバンキングでございますけれども、佐藤理事長がお話ししたとおりで強さと価値の二つを十分に高めていくといふように思つてやつておるところでございます。

以上です。

○大杉俊夫君 お答えいたしました。

第一点のリスク対応力と地域貢献のお話をござりますけれども、佐藤理事長がお話ししたとおりでございますけれども、信用リスクを軽減するため自きさとかいり研修はさせていただいております。それが即役に立つかどうかは、まだやつておる最中でございます。

ただ、私が感じておりますのは、今まで私たちが蓄えてきた資本というのは、過去にお客様からお預かりした資本だということを感じておられます。ですから、地域のお客様がこういう厳しい環境の中で困つておられるならば、今のところ四

パーという基準は超えておりますので、できる限り対応をしていきたい。また、そういう意味で、お客様にできるだけ御相談させていただいて、

お預かりした資本だということを感じておられます。ですから、地域のお客様がこういう厳しい環境の中で困つておられるならば、今のところ四

パーという基準は超えておりますので、できる限り対応をしていきたい。また、そういう意味で、

お客様にできるだけ御相談させていただいて、

じやないかと思いましたので、昨年度、最終処理に努力いたしました。十六年三月末では不良債権に三百九十一億円、不良債権比率を一〇・四合計が三百分の三でござります。

また、中核的自己資本に占める繰り延べ税金資産の割合も、十六年三月末はディスクロ基準で八・五二%でございます。自己資本比率は、昨年、融資が百二十九億円伸びさせていただきましたので、〇・三一%減少し、八・五〇%でございます。

なお、こういう言い方はどうかとは思いますけれども、十六年三月末で、貸出金の三ヵ月以上の延滞は百十四億円で、三・一%でございます。

信用金庫の不良債権はどう考えるべきか、お客様に御説明する場合は、大口先を除いて、返済したくともなかなか返済できない三ヵ月以上の延滞債権が不良債権ぢやないんでしょうかねというお話をしております。ですから、私の金庫が、フィッチがNをつけようが、私は立派な金庫だとお客様に胸を張つてお答えさせていただいております。

以上でございます。

○上田委員 公明党の上田勇でございます。

きょうは、皆様方には、早朝からお越しをいただき、また、大変貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

私の方から二点ばかりお伺いをしたいというふうに思うのですが、一つは上野社長にお伺いをしたいというふうに思っています。大変またまつた御提案を、中小企業における金融に関する御提案ということとまとめて御提示をいたしましたが、さつきからもちよつとお話をされているんですが、中小企業の技術力、経営力の目きき人材の育成が必要だということがこの一番上方に書いてあるわけでございます。

確かに、従来の実績とか担保に着目をした形での融資から、これから将来性に着目をした融資に転換していかなければいけないということはよく言われております。そういう意味で、こういう技術力、経営力の目ききが必要だというふうには

言われているんですが、確かにそのとおりではあるんですけれども、実際には、これはどうするのかというと、なかなか難しい面も多いんじゃないかというふうに思います。従来の手法から大きく

変えるわけありますので、それを経験を積み、またいろいろと学習を重ねていくというのは大変なことなんだと、うるうる思うんですが、そのあたり、もう少し何かお考えがあれば補足をしていただければというふうにお願いをいたします。

もう一点、これは井深社長が岡崎さんからどちらが適当なのかよくわかりませんが、先ほど御協力をいただいてこの地域での新しい事業分野に展開する企業の経営の支援をいただいて、研究開発型の支援をいただいているということを伺いましたが、今、経済、若干上向きの状況もありますが、これが本格的に再生をしていくためには、やはり新しい分野での企業が立ち上がり活性化していくことが何より不可欠だろうというふうに思いま

す。

そういう意味で、御努力は本当にありがたいことだというふうに思つてゐるんですが、ただ、こうあるいは担保力がないので資金調達がなかなか難しいといふことも言つておられます。政府でも制度融資だとかいろいろな施策を講じておられます。

また、今金融機関の方々も、そういう意味でベンチャーカンパニーなどの成長分野への融資、そうした企業といふのは、よく言われるが、実績あるといふことは、資金調達がなかなか難しいといふことも言つておられます。政府でも制度融資だとかいろいろな施策を講じておられます。

そこで、既に長い間、成功事例もありますし、多くの失敗をしながら新しい事業について目書きを既に持つてゐるわけでございますので、そういうところが各支店の窓口にそれぞれ責任者を置いて、そういう人たちが大きな相談の窓口になる

ということを試みとしてやつてございます。

ただ、それだけで十分かというと、私は必ずしもそうではないと思つてゐるんで。中小企業の経営者が、既に長い間、成功事例もありますし、

多くの失敗をしながら新しい事業について目書きを既に持つてゐるわけでございますので、そういうところが各支店の窓口にそれぞれ責任者を置いて、そういう人たちが大きな相談の窓口になる

○上野保君 それでは、中小企業の目きき人材と

いうことでお答えしたいと思います。

中小企業の物づくり系、それから流通業、サー

ビス業といろいろあるわけですけれども、今、最

近非常に重要なのは、創業を、第一創業をする、

あるいは新しく創業をする、そういう人たちをど

う支援するかということが非常に大事なんだと

思つてゐるんですね。そのときに、一番最初にど

こへ相談に行くのかというのが非常に重要なだと私は思つてゐるんです。

これは、今地元の信用金庫さんにも、コーディ

ネット機能という新しい役割を組織としておつく

りになつてゐる信用金庫さんもございます。こう

いうところが各支店の窓口にそれぞれ責任者を置

いて、そういう人たちが大きな相談の窓口になる

ということを試みとしてやつてございます。

ただ、それだけで十分かというと、私は必ずしもそうではないと思つてゐるんで。中小企業の経営者が、既に長い間、成功事例もありますし、

多くの失敗をしながら新しい事業について目書きを既に持つてゐるわけでございますので、そういう

ところが各支店の窓口にそれぞれ責任者を置いて、そういう人たちが大きな相談の窓口になる

ということを試みとしてやつてございます。

ただ、それだけで十分かというと、私は必ずしも

そうではないと思つてゐるんで。中小企業の経営者が、既に長い間、成功事例もありますし、

多くの失敗をしながら新しい事業について目書きを既に持つてゐるわけでございますので、そういう

ところが各支店の窓口にそれぞれ責任者を置いて、そういう人たちが大きな相談の窓口になる

ということを試みとしてやつてございます。

ただ、それだけで十分かというと、私は必ずしも

そうではないと思つてゐるんで。中小企業の経営者が、既に長い間、成功事例もありますし、

多くの失敗をしながら新しい事業について目書きを既に持つてゐるわけでございますので、そういう

ところが各支店の窓口にそれぞれ責任者を置いて、そういう人たちが大きな相談の窓口になる

ということを試みとしてやつてございます。

ただ、それだけで十分かというと、私は必ずしも

そうではないと思つてゐるんで。中小企業の経営者が、既に長い間、成功事例もありますし、

いうところが非常に多いんですね。これは、前に、政策投資銀行の方々が多摩をリサーチされたとき

にそういう感想を持つておられました。それは、地元に密着して非常にやつておられる。

ただ、そうはいいましても、一番最初に銀行の

方へ創業したいとか第二創業のことが持ち込まれるかというと、必ずしもそうじゃないというふうに思つてゐるわけですね。先ほど申し上げました

二創業を支援するようなことを非常にきめ細かくやついく必要があるというふうに私は感じております。

以上でございます。

○井深丹君 ただいまの研究開発型企業の新しいビジネスについてお答えいたします。

不足分は岡崎の方からも補足いたしますが、八王子を中心とした多摩地域は、いわゆる研究開発型企业がたくさんございます。こういう企業といふことは、単なる加工だけじゃなくして、自分たちでユニットをつくってそれを販売するところまであります。

ユニットをつくつてそれを販売するところまで力がついておりまして、ただ、販売する相手が、一般消費者じやなくて産業用のものが多いたい

うのは、单なる加工だけじゃなくして、自分たちで

くわけでございます。そうして、TAMA-T-IL
〇で研究開発、ある期間を決めた新製品開発の基
本計画をつくりまして、それを国に申請いたします
して公的資金の補助をいただくというような手順
になつておりますて、今盛んにこれが進められて
おるところでございます。

TAMA協会が金融機関と連携して実施しておりますのは、一応二種類に分けて、まずアーリータイムズ、創業間もないベンチャーの方々についてはぜひTAMAファンドを使っていただく。ファンドによって安定した資金を、融資ではなくて投資という形で受けて、自分の事業を実用化に

そうして 研究開発が終わりますと ほほ成果が出ます。我々はエンジニアリングモデルと呼ん

もう一つは、第一創業。第一創業の場合には、

はしつかり出る、これをコストダウンすればすぐ

「にそれが物になるかどうか」ということを第三者機関に事業評価をして、いざい必要がうるんばす

その徳を実用化研究を各企業で引き受けないようにしてありますけれども、そのときにまた資金が必要になります。

になつています地元の信用金庫さんから、信用金

うとか、さらに今度は、TAMAファンドといい

ただくということをしていただく。それによりま

から資金を注入することになります。

士であるとか中小企業診断士であるとか、専門家がござりますので、そういう方が自分の得意と

も、自分で大きな設備を持つて量産はできない。

めて、全体の事業としてはどうかということを評

でいますね、そこに大きな山、谷がありまして、

げて、金融機関はその企業に対する融資を行う上

のをどうするかといふと、単なる信用金庫からの投資だけでは間に合わない、やはり技術的に一つ

する支援と、それから第二創業、そこそこやって

なりまして、これについていろいろ対策を練つて

一創業、これらについて金融機関さんとタイアップ

る新しい制度をつくりたいなど考えて いるところ

○津村委員 民主党の津村啓介と申します。

○岡崎英人君 産学官の連携で出てきた成果でござ

さんと河合さんがそれぞれ資料をこうやつて紹介

ように、事業化に至らせるためには、小さくしたり、あるいは低コスト化したり、その部分がありまして、非常にお金がかかります。その部分のお金なんですがれども、その会社 자체が非常に財務状況がよくてかつ担保もあって、場合によっては保証人もつけられるというところはスムーズに借

最近の金融機関借り入れについて 困難と答えている企業が工業で六%ポイント改善、商業で五%ポイント改善と大杉さんから御紹介があつた

一方で、八王子商工会議所は緊急にわざわざアンケートをしていただいたようですが、どちらでは「以前より厳しくなった。」という方は四一%、「緩やかになった。」という方は九%しかないわけですよね。差し引きすると三二三%ポイント悪化しておりますので、やはり立場が違うところだけ認識が違うのかという感じいたします。そしてこのところの認識を間違えると、今回の法案の扱いというのは大分変わってくるのかなという気がします。

こういう認識のずれがある中では、当然、この商工会の方で「自由意見」の中に大分厳しい意見がたくさんあるんですねけれども、国は実態を適切に把握してほしいとか、金融機関が企業の実績を的確に判断できないとか、かなり手厳しい意見がございまして、その一番上には「国による金融機関の支援は、中小企業への融資の円滑化につながるものにして欲しい。」というふうに出てくるわけですね。

これはまさに、ちょっと話が広がるんですけれども、上野さんの冒頭の「民間金融機関の体力の向上」というところとつながると思うんですが、確かに、今回政府案も民間金融機関の体力向上という意味ではお金を入れればそうなるのはもちろんんですけども、今回の我々の議論のポイントは、それが実態として貸し済り、貸しはがしの解消に本当につながるのか、お金を入れるのは仮にいいとして、それが本当につながるのかという部分なんですが、過去に都銀、大手行ではそれがつながらなかつたという事実があるので、今それがつながるとすれば、つまり、政策効果が上がるとなれば、これは河合さんと上野さんに主に伺いたいんですが、どういう工夫が制度的ななされていれば、都銀のときにもだめだったものが今回はうまくいくとお考えですか。どういう工夫が必要と思われますか。

という意見なんですが、実は、企業が直接お答えになつた答えというのはもつと厳しい内容でございまして、きょうはそういう席だと思ひますのでお伝えしますけれども、お金を入っても効果がないからやめた方がいいというのが本音の意見でございました。ですから、企業にとつて、金融機関の体力があるなしにかかわらず融資姿勢というのは変わらないんじやないかという、これは非常に残念なことなんですが、強い不信感があるということがベースにございます。

ですから、それを試して、もしこの制度が効果を上げるとしたら、私はそれは金融機関の体质改善をしないといけないのかなという感じがいたします。特に融資担当者が企業の経営者の質なり将来性なり、そういうものをしっかりと見きわめて判断ができるということと、その意見がきちんと本店なり経営判断する側に伝わるということが大事だと思います。ですから、せつかく担当者がよく理解してくれているのに結果はダメだというケースが非常に多いということを聞いておりますけれども、その辺のさちつとした現場の声が組織の中で伝わっていくのかどうか、そこが非常にこれから改善点だと思います。

○上野保君 中小企業の場合、非常に多様な中小企業がございます。今現在、情報家電とか、あるいは自動車にかかるところとか、半導体とか液晶とか、こういうところにかかるような企業というものは設備投資なんかができるございますので、それが大変景況感としてはいいというふうに来ていると思います。しかし、中小企業の場合には多くの小規模経営の方々もいらっしゃいます。こういう方々の地域が多いところというのは、やはり地域についていろいろ問題があるんだろうと私は思つんですね。しかし、今現在、こういうふうに設備投資みたいなものがどんどん出てきているわけですね。中小企業の場合にも設備投資意欲というのは大変出てきてございます。

そのときには、私たちも中小企業が一時的に多くの設備投資をする、高額な設備投資をいたしますと、

どうしても一時的に財務状況としては赤字に転落するというようなことも起こり得るわけですね。それから、製品を持つているような中小企業もござります、先進的な企業の場合には。そういうところというのは自前で研究投資をするわけです。ね。そうすると、一時的に赤字になる。その場合に、金融機関の方々は大変厳しい見方をせざるを得ないということなわけですね。

したがって、私が御提案したいのは、国が金融機関に対して支援策を講じるというのは私は大変有効だと思っているわけです。ただ、そのときに、金融機関さんの自己都合で、自社の都合で、我々中小企業に対する金融支援が滞つてはいけないと、いうふうなところが私は肝だと思っているわけです。

それはどうするかといいますと、お金は出す、しかし、口は出さないというわけにはいかないわけですから、健全な金融機関としての経営をやつてしまい、健全な金融機関としての経営をやつてしまい、ほしいというのを、厳しくするか緩やかにするかは別としまして、当然それは必要なことだろう。要するに、国民の税を活用するわけですから、やがては返済していただくわけですので、それはちゃんととした若干の縛りはあってしかるべきだと思います。

ただ、私は、中小企業を支援するための金融機関に対する支援が本当に滞りなくいくということの目的というのが非常に重要だと思つてゐるわけです。それで、我々中小企業もそういうことを受け積極的に設備投資もできる、それから研究投資もできる、これを金融機関の方々はぜひゴーリングコンサルタンツというふうに考えていただいて、企業体といふのは継続でござりますから、一時的に厳しい状況というのには起こり得るわけですね、それをぜひ評価がちゃんとできるようにお願いしたいなということが率直な意見でございます。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

河合さんと大杉さん、佐藤さんに質問させていただきます。

まず、河合さんにお尋ねしますけれども、このアンケート調査というのは大変参考になります。

ここで一つ特徴が出ているのは、「景気の見通し」のところで横ばいが七割ですけれども、「大企業は回復しているが中小企業は悪化している。」と、非常に深刻な表現なんですけれども、先ほど御説明でも零細企業はむしろ悪化しているというふうにおっしゃいました。それから、「ページのところで「中小企業は立ち遅れている。」といふことで、内需の拡大ということを政策としてぜひということが書かれているわけです。ここに今の景気回復の一つの特徴が出ているんじゃないかなと思います。それで「懸念材料」として個人消費の動向、個人消費が低迷しているということ、それから税、社会保障負担の負担増というものが大変大きな比率になつている。

こういう実態の中で、金融機関の融資の姿勢で、すれども、「以前より厳しくなった。」というのが四一%、「緩やかになつた。」が九%ですから、景気も中小企業にとっては大変厳しい状況の中、融資の方も厳しい状況というものが改善されていません。こうなりますと、これはなかなか大変じゃないかというのが、このアンケートの結果が見ますと感じるわけです。

そこで、地域密着型金融機関に対してどのようなことを今望んでおられるか。それから、このアンケートの中にはあります「都市銀行の無気力さが気になる」というふうに書かれてはいるのですがこれは確かに気になるんですが、どういうことなのか。大手の金融機関と中小金融機関の落差をどのように感じておられるのか。この点について河合さんにお聞きしたいと思います。

それから、大杉さん、佐藤さんにお伺いしたいのは、金融機関として地域に貢献をしていく、その場合、中小企業のおやじさんの顔を見て、あるいはその企業の将来性というのを見て、一時的に赤字でも将来性があるということで融資の面で非常に努力をしておられるというふうに思いました。

くされていないんじゃないかなかといふうに聞いております。つまり、金融庁の検査あるいは監査法の監査、これが中小企業の融資の面で配慮をしたものになかなかない、かなり大手と同じじやくし定規なやり方をしてるんじゃないかなという声を聞くんですが。そうなつてきますと、不良債権ということで、先ほど比率を下げていったとおっしゃいましたけれども、検査が厳しくなればなるほど中小企業向けの融資が思うようにできなくなるという状況が生まれているのではないか。その辺を率直に、検査のあり方といたしますか、言いにくい面もあると思いますけれども、この際ぜひお聞かせをいただけないかというふうに思いますが。

以上です。

○河合和郎君 まず、中小企業は悪化をしているというこのアンケートの内容でございますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもが中小と呼んでおりますのも、一億円、百人の体质の会社もございますし、ほんの数人の企業もござりますので、どちらかといえばそういった零細企業を中心と考えていただけたらおわかりいただけると思います。

特に、業種等で申し上げますと、建設業とかあるいは運輸、タクシー等でございますけれども、景気の動向によって一番最初に景気の波をかぶつて、回復するときには一番最後まで回復の波が来ないというような業種も多々ございますので、そういうたのも含めて、まだまだ新聞で書かれているような企業の景気回復というニュースからはほど遠いというのが、多分このアンケート調査の実感であろうと思います。

それから、地域の金融機関に何を望むかということでござりますけれども、これはやはり企業の実態をよく判断していただくこと以外にならぬと思います。経営者の資質というものを

す。ただ、その場合、中小企業の融資の査定を、別冊中小企業融資編というのが出されましたけれども、お聞きしますと、これがなかなかしんしゃくされていないんじゃないかというふうに聞いております。つまり、金融庁の検査あるいは監査法人の監査、これが中小企業の融資の面で配慮をしたものになかなかつてない、かなり大手と同じじしゃくし定規なやり方をしているんじやないかという声を聞くんですが。そうなつてきますと、不良債権ということで、先ほど比率を下げていつたとおっしゃいましたけれども、検査が厳しくなればなるほど中小企業向けの融資が思うようにできないという状況が生まれているのではないか。その辺を率直に、検査のあり方といたしますか、言いにくい面もあると思いますけれども、この際ぜひお聞かせをいただけないかというふうに思います。

以上です。

○河合和郎君 まず、中小企業は悪化をしているというこのアンケートの内容でございますけれども、先ほども申し上げましたように、「私どもが中小と呼んでおりましたのも、一億円、百人の体質の会社もございますし、ほんの数人の企業もござりますので、どちらかといえばそういった零細企業を中心いて考えていただけたらわかりいただける

在本报告中，我们主要讨论了如何通过深度学习方法来提高图像识别的准确率。希望对未来的图像识别研究有所帮助。

見抜いていただいて、本当にや
あるいは私財をつぎ込んでまで
いうような実態をよく見ていた
判断していくたらくというのが企
業らしいことであろうと思いま
す。それから、都市銀行の無気力
ざいますけれども、これは融資
何が何でもこの企業を救済して
込みがどうも感じられないとい
うめのようでござります。融資
び屋であつては困るということ
して、申請書類を持って本店に
店決裁でこうなりましたという
決定だけを伝えてくる。それで
あなたたは何なのということにな
うときに、本気になつてこの
んだというような情熱があるの
そういう職員を会社として育て
か、その辺の問題が非常に大き
き者の判断というのが全く生か
うのが、企業から見ると、実感
じがするということを強く言つ
その辺の落差の問題が非常にこ
ントになるだろうと思います。

見抜いていただいて、本当にや
あるいは私財をつぎ込んでまで
いうような寒態をよく見ていた
判断していただくというのが企
業らしいことであろうと思いま
すけれども、これは融資
されから、都市銀行の無気力さ
いますけれども、これは融資
が何が何でもこの企業を救済して
込みがどうも感じられないとい
う店決裁でこうなりましたという
とめのようござります。融資
ひ屋であつては困るということ
して、申請書類を持って本店に
込みがどうも感じられないとい
う店決裁でこうなりましたとい
決定だけを伝えてくる。それで
あなたは何なのということにな
か、その辺の問題が非常に大き
いときに、本気になってこの
なんだというような情熱があるの
そういうのが、企業から見ると、実感
じがするということを強く言つ
その辺の落差の問題が非常にこ
ントになるだらうと思います。

思つていらっしゃる、そういうことを強くうちのシステムの中に組み込んでいきたい。

頼というものをこれからつくっていく必要があると痛切に感じております。

ようなやり方をしていくと、そうした政策であればこれは困ったことだと思いますけれども、やは

ことは実際あるのか、検査の注文も含めて両理事長に二番目としてお尋ねをしたいと思います。

実際、この別冊を使いまして、十二月末の自己査定で監査法人さんとやり合させていただきました。その点につきまして、うちも主張すべきことは主張しますし、監査法人さんも主張されたわけですねけれども、我々の定性面の判断を一年間見ていただきたい、それがだめだったら監査法人さんの御指摘どおりランクダウンはさせますけれども、私たちには見ておりませんというふうにしてかなりランクアップさせていただきました。そういう意味では、大変使い勝手がよくなつてしまふうに思つております。それから、融資につきましても、よく佐藤理事長

それから、別冊融資編という金融検査マニュアルが問題でございますけれども、私もたまたまこうした二月に検査を受けたわけですけれども、そういう中でそうしたものの精神が非常に生かされてきたというふうに感じております。やはり、我々お客様のところへ行きましていろいろな問題を一緒に解決していくこうという姿勢。そうしたもののがかなり定性的な面として認められて主張が通っているというふうに感じておりますし、その結果としまして、ほとんど査定の違いがなかったという結果が出ておりますので、私としてはそういうふうな印象を待つております。

りメガバンクさんにはメガバンクさんが存在しない
きやいけない理由と、貢献という意味でどこでど
ういう貢献をするかということをしつかりやつて
いただく、私どもは私どもでそうしたものをして
かりつくっていく。こうした違いというのはどう
しても必要ですし、これが今の中の状況なので、お客様にとつ
様にもその辺を理解いただければ、お客様にとつ
てみますとそれを使い方が違う、そういうふう
になつていくのではないかというふうに考えてお
ります。

以上です。

三番目といたしましては、今、金融機能強化法、そして我が民主党が出しております金融再生法を審議しているわけありますけれども、その金融機能強化法の中には、単独で公的資金を注入でないと、合併じゃなくて。そのケースの場合は、ある一定の目標値をクリアできなければ代表権のある取締役は退任をする、こういう原則がうたわれておりますが、その一方で、合併のときの公的資金注入に関しては、ある一定の目標を決めて、それがクリアできなくても代表権のある方の退任までは明文化されていないという、私自身はモラルハザードを生みきかぬない条項ではないのかなど、

長さんがおっしゃっているとおり、我々は自己資本のためには融資しているわけではございませんので、あくまでも地域内のお客様が必要とされる場合にはそれに対応する、これが信用金庫が生まれました、生んでいただきましたとの組織理念ということもあり得るというふうには考えております。

それから、もう一つあえて申し上げますと、検査そのもの、私どもが自己査定をするわけですが、れども、こうしたものはやはり厳しくすべきだというふうに考えております。なぜかと申しますと、中小企業の経営者にとりましても、どんないいときであってもいろいろな問題を抱えているわけであり、こうした問題を一緒にえぐり出すことがどうしても必要になる。そういう意味では、こうした

本日は、御足労いただきましてありがとうございました。
多摩中央信用金庫の佐藤理事長と青梅信用金庫
の大杉理事長に御意見をいただきたいと思うんで
すが、佐藤理事長のところでは、Winアルファ
業再生支援融資という、あるいはWinアルファ
というような、ある意味では見識を持つたチャレ
ンジをされているというふうに拝見をしておりま

○佐藤浩二君　お答えします。
私たちのWinとWinアルファについてのことは、
約六千件ぐらい短期間に実行いたしました。金額
は二百億ぐらいになつてゐるんですけども、そ
うしたことによつて破綻懸念ないしは要管理、要
う氣もするのでありますけれども、これが三点半
のお尋ねでございます。お願ひします。

以上でございます。

査定の中でどうしても問題点というものをしつかりと把握しなきやいけませんし、そういう認識を共通に持つことが今後の経営をよくしていく

本日は、御足労いただきましたありがとうございます。
多摩中央信用金庫の佐藤理事長と青梅信用金庫
の大杉理事長に御意見をいただきたいと思うんで
すが、佐藤理事長のところでは、Winという企
業再生支援融資という、あるいはWinアルファ
というような、ある意味では見識を持つたチャレ
ンジをされているというふうに拝見をしておりま
す。

今もお話をありましたけれども、要管理とかあ
るハ皮定懸念先、こういうふうな貢務者とさざ
す。

う氣もするのでありますけれども、これが三占日のお尋ねでございます。お願ひします。

方々の意見と違うことがあるかと思いますので、あくまでも私の私見ということで述べさせていただきたいと思います。

先ほど大杉理事長も言われたように、金融機関の姿勢につきまして厳しくなったという四一%という数字、非常に私も強く感じまして、こういったことに対して真剣に受けとめなければいけないというふうに考えております。

ただ――ただと申しますのは、私どものやつてはいる、力不足ということがそもそもあるんですけども、そうしたことがまだまだ御理解いただいているといふこともその原因の一つであって、これまで信頼をなくしてきた過程があつたわけですから、そうしたものを、中小企業の経営者の方の信

くという意味では非常に大事なことなので、その上で、私どもは、どうやってよくしていくかということのために、場合によっては破綻懸念先といった先で、あっても将来に向かって融資する、そういう形をとつておりますので、私としては、検査を厳しくするということと、これからお取引が問題になるということとは別なことだと考えておりまして、そうした姿勢でこれからやっていくといふ、これが私どものモデルということだと思っておりますので、そうした考え方だということを御理解いただきたいと思います。

それから、必要ないかもしれません、私は、メガバンクさんの生き方というものを信用金庫と同じように、逆に、信用金庫はメガバンクと同じ

もしくは金融機関がその債権を回収する場合に融資をして、その時と場合によってはそういうような融資をしていく。こういうお話をございましたけれども、例えば、実例として要管理あるいは破綻懸念先で融資をして、その後、その債務者が回復をして要注意あるいは正常先になつた、こういうケースと云うのは具体的にどのぐらいあるのかというのを尋ねたい。これは大杉理事長にも同じ質問をさせていただきたいと思います。

もう一点は、そういう企業再生支援融資のようないわゆる破綻懸念先に融資をするというときに、金融検査マニュアル別冊、融資編ができるとはいいえ、そういう金融検査がそういう破綻懸念先に融資をするという一つの見識を持った決断を妨げるというかネックになるというか、そういうような

か 大項目しかないと書いてあると、利に個人
に件数を今把握しておりますので。
W i nアルファにつきましては、まだ始めてそ
うたつておりますが、何件かという数でござい
ます。W i nアルファにつきましては、もとと根
本的な企業の改善といいますか、そういったもの
を目指してやっているものでございまして、短期
間にそういうまくできるということではないと思
いますけれども、現実には何件かそうしたことを行
りアしてよくなつてきているということでござい
ます。数字で申し上げられなくて大変に申しわけ
ないんですけども、そういうことでございま
す。

それから、二番目のマニュアルについて、そ
したことが取引上検査でもってマイナスにならな
いんですけれども、そういうことでございま

いのかどうかということと、だつたかと思ひますけれども、中には経過として私どもの気がつかない点で指摘をいたたく面がございまして、そうした面はやはり是正する必要があるということが出てくることもあります。しかし、普通に考えますと、私は、ほとんどそれによってマイナスになるというふうには思つておりません。

それから、機能強化法の問題でございますけれども、私も詳しく述べておきますけれども、強制的な注入ということではなくて、こちらから申請をしていく、そうしたこととでございまして、我々がやろうとしていることを実行していくために必要な資本増強というふうに考えておりますので、そういう面からいいますと、何かやることがあって、こうしたことを実行していくためにどうしても必要だ、その支えにならぬる、そういう感覚を持つておりますので、そういう面では合併という、単独であるか合併であるかということもありますけれども、合併といふものも、私とりましては、何か合併してその地域のためにやることがある、そうしたものを目指していくことから見て、それほどモラルハザードといいますか、そういったことで影響があるようには思つておりません。

そうしたことときちつと、何をするのかということをしっかりと見てやっていくということにならうと思いますけれども、そうした選択肢が非常に広がるという意味では有効ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

融資するかしないかのことなどでござりますけれども、これは金融庁の御判断をいたたくというより、我々地域金融機関としての、地域のために必要かどうかという経営判断でさせていただいておりました。ですから、ここに対しても何と言われても責任はあるということは私承知しておりますけれども、そのための信用金庫であるというふうに認識しておりますので、先ほど佐藤理事長おつしやいましたとおり、自分の資産ですからより厳しく見てきますけれども、それと御融資するしないは別問題だというふうに認識しております。

それから、三番目の注入による役員のモラルハーゲードの件でございますけれども、そういうことは私よく存じ上げないんですけども、そういうことよりも、やはり必要な資金があれば注入していただくという制度の方がより大切なのかなとう感じがしております。

以上でございます。

0でござりますとか、いろいろな取り組みをしていらっしゃる地域でいらっしゃって、いわゆる創業支援といいましょうか、新しい分野にどんどん乗り出そうというような問題意識をお持ちでいらっしゃる。

そこで若干お尋ねなんですが、一つは、これは佐藤理事長にお伺いしたいのは、創業支援というのは、本来、私は、自己資本を何かうまいぐあいに注入していくという、それを投資家とをするにニーズを持つていて、ということは、本当は一番大事なんじゃないかと思うのでござりますが。そこで、創業支援というのはこのごろ若干ファッショングになりまして、いろいろなところで取り上げられている。佐藤さんのところでも、ブルームという商品ですか、やつていらっしゃる。これの働きというのがどの程度のものなのかというあたりが、私、もし具体的にこの機会にお教えいただければ大変ありがたいな、前からメディアなどでも取り上げられたり

スバーーをなかなか乗り越えられない、実際みんな苦しんでるところあります。高度成長の時代でいろいろな問題があった部分であります。これにつきましてはそれこそどなたからでも、まずは井深社長から、それから後、どなたからでも御意見をいただければありがたいと存じます。取りとめのない話になりまして恐縮でございますが、ぜひいろいろお教えをいただきたい。ありがとうございます。

○佐藤浩二君 それでは、最初にお答えいたします。

創業支援ということで、私どもブルームという融資を、提携的な融資なんですが、取り扱っておりますけれども、実際の件数としますと、まだ一、三十件というところでございまして、金額も一、三億というふうな感じでございます。

ただ、私どもの本質的な仕事としましては、地域の中で新しい事業が起きてくる、そういうつたものを地域の必須の条件としてどうしても育ててい

で。これが一つでござります。
それから二つ目は、これはTJSの井深さんも、東成エレクトロピームの上野社長も、お二人ともおつしやいましたのが、政府系の金融機関の存在を結構大事なポイントとしてお触れになられた。何で政府系金融機関なのかというお二方にに対するお尋ねと、これは今度は大杉理事長、佐藤理事長お二方に、このようないわゆる存在というものをどんなふうに受けとめていらっしゃるか、このあたりをもしお聞かせいただければありがたいということであります。

それから、もう一つだけ、井深社長からは、先ほど死の谷というお話をございました。これはまさに、何らかの直接金融のスキームで対処するというところへどうやつてつなげていくかというスキーム、これは実は長いこといろいろな形で、いわゆるベンチャーキャピタルの活動をどのようにしてこ入れしていくかということで、多くの方々が関心を持ってこられたテーマなんですが、このデ

て、そうしたことにして少しでも役に立つようにといふことで、八王子でも、商工会議所様のいろいろな御支援をいただいたり、特区としての場所にそろしたインキュベーション施設をつくりまして、入っていただいているいろいろお世話をしている、そういう状況でございます。

それもまだまだ本当にうまくいっているということではないと思いますが、全体として新しい芽を何とか育てていこう、そういうことを全店でやつしていくためには、やはりこうしたもののは必要ということでやつておりまして必ずしもブルームという商品の扱いがどうかというよりも、その辺が一番大事なことかなというふうに思つておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから、自己資本ということはもちろんなんですが、それでも、まだその辺をしつかりやつていくためには、間接金融で、先ほど言いましたとおり、何かいろいろな面で継続的にお手伝いしていく。そういうことから見ますと、今私どもは

普通の間接金融を使っての融資の方が、いろいろな面で継続した取引をしていく上では便利になっているというふうに考えております。

それから、政府系の金融機関の問題でございますけれども、私の立場としましては、地域にいろいろな面でそうした選択肢が提供できるといったことは非常にありがたいことだと思っていまして、そういう面では提携して一緒にやつて、こういったふうに思つておりますし、現実にそうしたことを行なっております。

○井深丹君 最初に、創業支援に関してお答えい

たします。

支援とか、大学発ベンチャー経営支援といったブ

ログラムを受注といいますか引き受けまして、実業ニベニヤ、三義の之後二行つて「ラミー」。ニ

だ、基本的には、経営とか財務または技術の指導

といふ」とか基本でございまして、金融に関する

ん。

したがって、まず経営支援の方では、例えば太

臨まなきやいけないかとか、それから、ベンチャービジネス開拓の基に力こぶしをつくして盛り込んで

んだ社規をつくらなければいけないとか、そういう

うところをTLCOとしては教えている段階でこれを
“三”。

それから、大学発ベンチャー創出支援事業とい

うのは、これは文部科学省の制度でござりますけれども、二三月は、三三行が一三行に升る、二三月

を、TLOが、会社設立まで持つていってください

い、社長の候補を決めて、どのくらいのビジネスス

ためにはどういうマーケットに参入するかといつ

たところのアテンをつくるというのか私どもの仕事である。

一番問題になるのは、先生は、割と小さな資本

でスタートしてぐんぐん伸はしたいというふうに

おつしやりますけれども、会社というのはつくれば必ずそこでも死の谷というのがございまして、売り上げが出ないけれども人件費だけ使っちゃう、その期間を何年に見て、それを乗り越えるためにどのくらいの資金を用意したらいかと違うところが、大学の先生やベンチャー企業の方とTLOの判断が食い違ってくるところでござります。大きく飛躍させようと思えば、大きな資本金を用意して、二年、三年耐えなきやいけない。しかし、それだけの大きな資本を先生が個人で用意するのは大変で、ではベンチャーキャピタルから投資を受けますかと言うと、はつきり言つて、ベンチャーキャピタルが投資するにはしっかりと技術とビジネスプランを用意しなきやいけない。そこがあいまいだとなかなか投資は受けられないといふところをございまして、TLOとしては、まずにしておきまして、余りすぐに投資を受けるようにという指導はしていないのが現実でござります。

計画書というのをつくりまして都道府県に提出すれば、非常に有利で長い支援策を、金融支援を受けることができる。これは、経営革新計画書ということになるわけですね。こういうものをもつと多くの中小企業が活用すべきだろうというふうに私は考えております。

国が産業政策というのを立案し、それを実行するためには政策金融を策定するというのは、これは多くの国が実施していることでございますので、特殊法人と一緒に含めて政策金融を民営するというのは、私は、その役割をよく理解していただいている。ぜひこれを、全体からいいましても二%弱でござりますので、要するに国が進めているこのことは非常に大きな役割だと私は思っておりますので、そのことをぜひ御提言しておきたいと思います。

○岡崎英人君 まず、創業支援の関係につきましては、今行政が整備しましたインキュベーションセンターというのは多数全国にあるんですけれども、私どもが提携をしていますインキュベーションセンターは、民間が整備したインキュベーションセンターと提携をしている。

例えば、富士電機さんが、八王子から一步先の豊田に富士電機東京システム製作所というのがございまして、その独身寮をインキュベーションセンターに改造しまして、そこの入居者については、富士電機は、入居者が試作したものあるは設計したものを、例えば設計した者はそれを試作するとか、試作した者はきちんと機能が出ていかどうか実験するとか、そういうことを富士電機さんは実費ベースでやつていただいているんですね。

私どもはそういった入居企業に何をしていくかということなんですかけれども、富士電機さんがわざわざではないソフト支援を私どもが実施をしまして、早期にそこの入居者に巣立つていただき、長でも二年ということを聞いております。

もう一つは、西武信用金庫さんが、これも西武新宿線の新井薬師駅の駅から大体三十秒ぐらいのところに実は新井薬師支店というところがあります。昔は地方から女子職員を採用できなかつたということで、これも自身寮を整備していただんで、これをやはりインキュベーションセンターに改造成して、私もがソフト支援をして、西武信金さんのがいわゆる経理面の支援をするということで、端的に言えば、ハードとソフトが相まって早期の事業化を実現していただく。

そういった入居企業については、先ほど言つたTAMAファンドもありますので、ぜひこれから飛躍してIPOを目指したいところについてはTAMAファンドの方に誘導するということです。物づくりをスタートアップで始めた方に余り負荷がかからないように、かつ、将来伸びようとするときに、なかなか間接金融は難しいので直接金融で伸びるようなサポートをしている。

それから、最後にデスパレーの克服ですけれども、産学官の連携では一つの成果は出るんですが、それは機能的にオーケードよど。ところが、大きさはばかりかくて、それはとても製品とか実用化にならない。そういう部分で今頑張っていますのは、量産化するためのお金を出す金融機関との連携、それから、つくるものを売るスキームがなきやいけないので、それを販路開拓コーディネーターというのを使ってどんどん売つてもらう、場合によつては、販路開拓コーディネーターがお客様から得た情報は貴重な情報であるので、それを企業の方に伝えて、その情報を踏まえた上で連携をして、余計なスペックは余りつくりない、こんなことの連携を一貫してやって、何とかデスパレーを克服するようなことを今実現しております。

以上です。

○大杉俊夫君 お答えいたします。

政府系金融機関の存在についてでござりますけれども、私とすれば、私たちの力不足を感じております。

本来、我々ができることは我々がしていかなければならぬと思つております。ただ、お客様にとりましては、金利面でのメリットも大きいかと思います。また、私どもの判断でございますけれども、できるだけ大口化は避けたいというふうに思つております。そういうときに組むパートナーとしては話し合いつつ、それ以上私たちの方にも攻めてこないという形なので、現在お願いをしております。

以上でございます。

○井深丹君 私から、政府系の金融機関の存在の話と死の谷の話、二つまとめてお答えさせていただきます。

まず、政府系金融機関ですが、TAMA-TLOという会社にとつてどういう意義があるかということをお話いたします。

TAMA-TLOは文部科学省と経済産業省の認可団体でございまして、承認TLOという名前をいただいております。したがつて、最初は多分運営に非常に金融的に苦しいだろうということをいただいておりました。したがつて、最初は多分運営に非常に金融的に苦しいだろうということをいただいておりました。しかし、現実には、先ほど申しましたが、公的資金による産学官連携研究の仕事がどんどんふえましたので、それに使うお金という方が多くなりまして、これがいわばつなぎ資金ということになります。

つなぎ資金には二種類ございます。公的資金で行う研究には、全額政府が出すいわば委託研究と、それから三分の一から半分企業が出す補助研究と二つございます。

全額政府が出す委託研究については、TLOの名前でつなぎ融資を受けますから、割と楽でございます。政府系の金融機関も都市銀行も信用金庫もかなり貸してくださいます。それは大臣の名前

とともに書かれています。ですから、その

紙さえ出れば、安心して貸していただける。

ところが、問題は、半分は企業が負担しなきやいけない研究、三分の一は負担しなきやいけない

研究については、その企業には大臣や局長からの採択通知は出ないわけでございます。あくまで元請のTLOに出るだけでございます。あくまで元請のTLOに出るだけでございます。

ですから、小さな会社が三千万自己負担して六千万のお金を国からもらって研究するときに、そこから受け取るしかないわけでございます。普通に三千万の融資というものはどこから受けるかといつては、これはなかなか受けられません。

そこで、TAMA-TLOが一緒に研究するんだ、国からこれだけのお金が出ているのでお願いすることになります。そのときは、政府系の金融機関と取引している企業にとつては借りやすいと

いうことは聞いております。しかし、現在はそういう企業が負担して研究開発する制度が非常に普及しております。どこの金融機関も大変御理解

が上がつてしまして、そう不自由なくお金を借りることができるようになつたというところでございまして、政府系の金融機関とほかの金融機関の区別というのは、TLOではほとんどついていない状態でございます。

それから、死の谷の話でございますが、研究開発はできた、製品のちょっと格好悪いものはできただ、さてこれをどうやって製品にして売るかということになると、これは非常に難しいのであります。以前は、大学の先生が研究した、しかしこれが製品にならない、何とかしろというのが一つの死の谷だったわけですね。

ところが、国の大好きな方針で産学官連携が進んでから、エンジニアリングモデルといいますか、企業が達成するようなものは大学と企業と一緒につくれるようになりました。そうすると、見て、

ああすごいなというものがかなりできてきているわけですね。ところが、それが中小企業の手にかかると、それがなかなか難しい。何とか製品になると、それがなかなか難しい。何

が難しかといいますと、研究成果といつのはほんの一部でございまして、たくさん周辺技術があつて製品ができるてくる、その周辺技術がいわゆ

る製造技術とか生産技術と言われまして日本のお家芸と言われたところでございますが、それがハイテク部品、新しい分野の研究では、まだそこの生産技術がないのでございます。それで、我々、今一番よくやっているのはナノテクとかマイクロ加工とか、それからバイオ系の小さな分析計とつ

くっておりますが、これは研究で上がりつた、しかし、中小企業ではそれをつくる製造設備は何百億という設備投資をしないでできないというところが泣きどころでございます。

TAMA協会でも、インキュベーションオフィスということで家賃の安い研究施設を用意しました。これは入居物の話でございまして、一番大事なのは研究製品を持っていく工場をどうするかでございます。これについては、近年、非常に新しい進展が出てきました。大手企業が半導体とか微細加工の生産設備をオープンに始めました。これをファウンドリーサービス事業と言つております。まして、まとめて来るものがあればどこからでも

受け取って、その大手企業の製造ラインがつくつて提供いたします。先ほど岡崎から説明のあつた富士電機の東京工場もそれをやつてあるわけです。そこには半導体のセンサーとかアクチュエーターの製造工場がありまして、まとめて来たものはそこでつくつて提供します。そのつくる前の試作もいたしますということになつております。

八王子にある大手企業は皆さんそれをやりたがっています。看板の上では、例えは電気さん

は半導体LSIのファウンドリーサービス事業をいたします、それから、オリンパス株式会社

は光関係の微小部品のファウンドリーサービス事業をいたしますというふうにちゃんとカタログに載せております。

私が考へているのは、大学と中小企業の共同研究成果をそこに入れられないかということを今考へているところでございます。入れるには一工夫要ります。それは、中小企業の技術者と大手

ためのシステムをつくりないと、これは成功しない。これにはお金がかかります。それは装置のお金じゃなくて、建物のお金でもなくて、結局、大手企業と中小企業の一時に相談する技術者の人件費を出してあげないと、これはうまくいかないわけであります。

現在、TAMA協会、TAMA-TLOでは、中小企業のためのファウンドリーサービスセンターをつくりたいというふうに考えております。

○村井(仁)委員 どうもありがとうございます。中小企業が大手企業を下請に使うという感じですね。ありがとうございます。

○田野瀬座長 以上で意見陳述者に対する質疑を終了させていただきたいと思います。

○村井(仁)委員 どうもありがとうございます。この際、一言ございります。

意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。ここに厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいたしました関係各位に対しまして深甚なる謝意を表する次第であります。ありがとうございます。

それでは、これにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

私どもが考へているのは、大学と中小企業の共同研究成果をそこに入れられないかということを今考へているところでございます。入れるには一工夫要ります。それは、中小企業の技術者と大手

企業の半導体技術者が仲よく相談をして一緒に設計しなければならないであります。それをやる